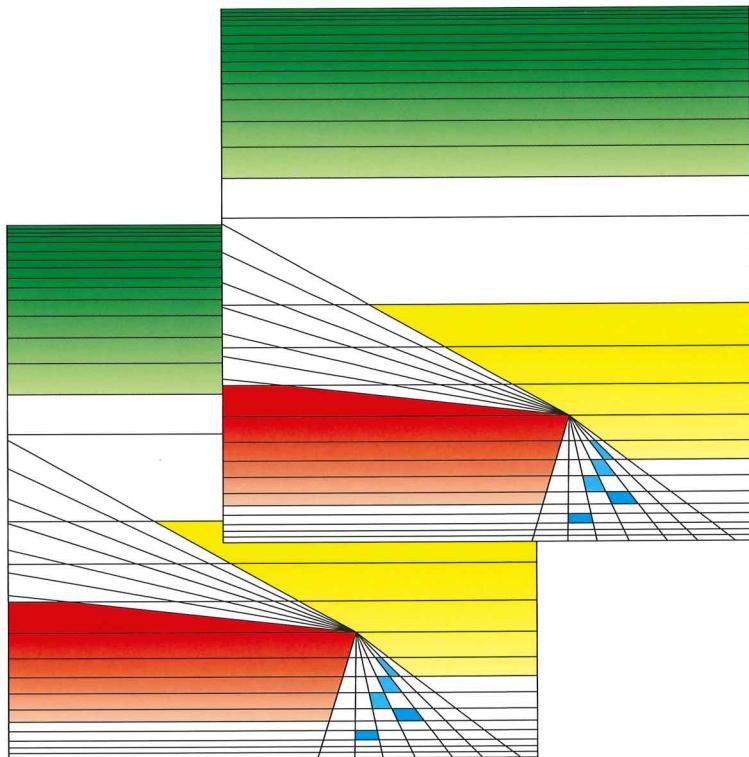


142

2021.10

自 治 権

いばらき



公益社団法人 茨城県地方自治研究センター

もくじ

| | |
|---|----|
| 公衆衛生の環境変化に伴う保健所機能の変遷と課題 新たな感染症の時代を踏まえて 平川 則夫 「自治総研513号2021年7月号転載」 | 1 |
| 「水戸市立図書館を育てる市民の会」活動記録 | 27 |

公衆衛生の環境変化に伴う保健所機能の変遷と課題 新たな感染症の時代を踏まえて

平川 則男

はじめに

日本において、新型コロナウイルス感染拡大が始まってから1年以上が経つ。この間、社会経済は、この感染拡大によって大きく揺さぶられ、雇用や生活に大きな影響を与えている。このような中、感染症対策の第一線の行政機関としての保健所の機能に対して、社会的な関心が急速に高まった。特に、保健所の積極的疫学調査や健康相談、入院調整、患者移送、PCR検査が感染症対策の重要な課題と認識されるようになる一方、職員が頑張っているにもかかわらず、保健所の機能が十分ではないことも指摘され、その原因として設置数の減少や人員の削減が大きな問題であるとされている。

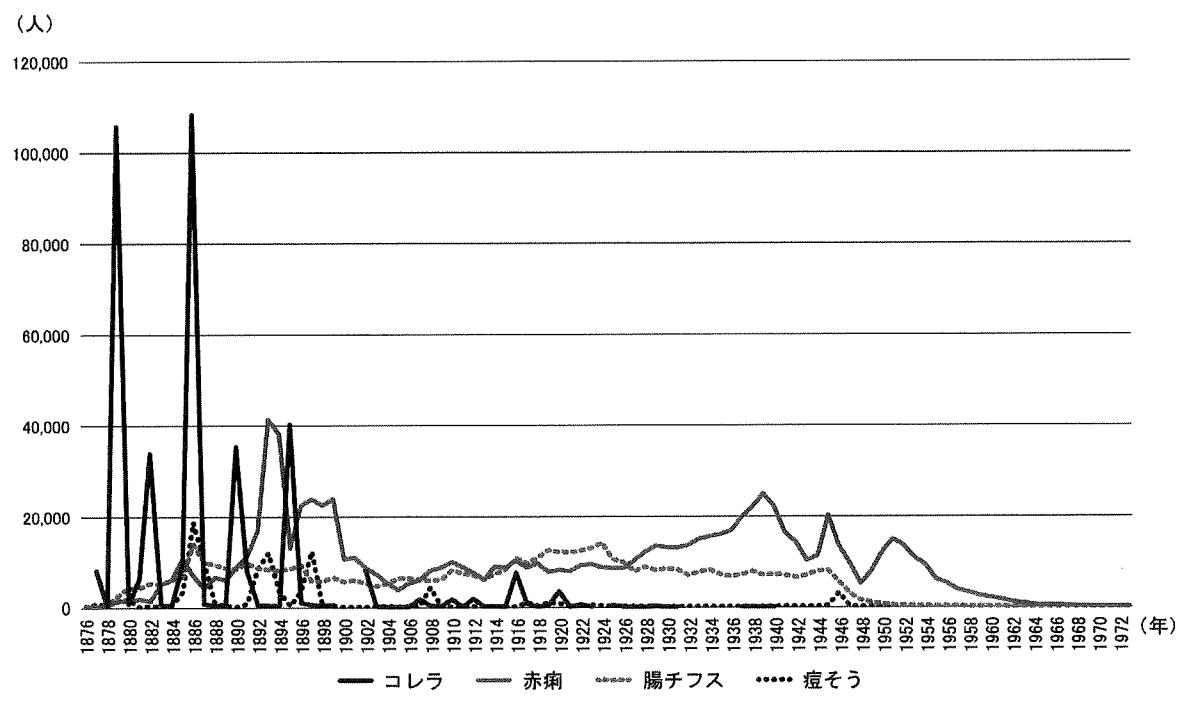
本稿においては、戦前に制定された保健所法の歴史的な背景や、終戦直後から高度経済成長期、そして今日に至るまでの疾病構造の変化による保健所の役割の変遷、更には保健所運営費の一般財源化に向けた議論を概観していく。その上で、感染症対策の中核としての保健所が、十分な機能を果たせるよう「恒常的な」人員体制構築のための課題等を明らかにできればと考える。

1. 戦前の公衆衛生～国からの委任事務としての 感染症対策・小児保健対策から保健所法へ

(1) 明治期から大正期までの公衆衛生行政

明治期から大正期までの公衆衛生行政は、コレラ、ペスト、赤痢などの急性伝染病や結核などの急性感染症対策が大きな課題であり、特にコレラは19世紀の終わりには1年間で10万人もの死者を発生させている（図1）。

図1 主な法定伝染病による死者数推移（1876年～1972年）



※上記の他に1900年前後にペストが発生し、1907年には死者が320人にものぼる

厚生省50年史資料編 1988年 財団法人厚生問題研究会より平川作成

当時、医療水準も低く、上下水道の普及もほとんど進んでいない中では、感染症対策にも限界があったと考えられ、また、産業革命が進行し、工業化による都市への人口集中による伝染病の発生、劣悪な労働環境による結核などの発生、そしてそれが、帰郷などによる農村部への拡大ということが繰り返される事態が続いた。

これに対して、政府は、内務省に衛生部門を設置するとともに、伝染病予防法を1897年（明治30年）に制定している。この法律は、感染症対策の責任者は、地方長官に権限が与えられ、一方、感染症対策にかかる消毒や隔離所などの経費は市町村、財源は府県税又は地方税とされ、その一部の経費について、国庫補助6分の1が明記されている。しかし、国が、感染症だけではなく河川法や教育関係法令など、多くの新しい委任事務を地方自治体に負わせた時期と重なり、市町村財政の困窮が深刻化する⁽¹⁾。

更に、大正時代に入ても、産業の発展と都市化の進展が更に進行し、地方自治体

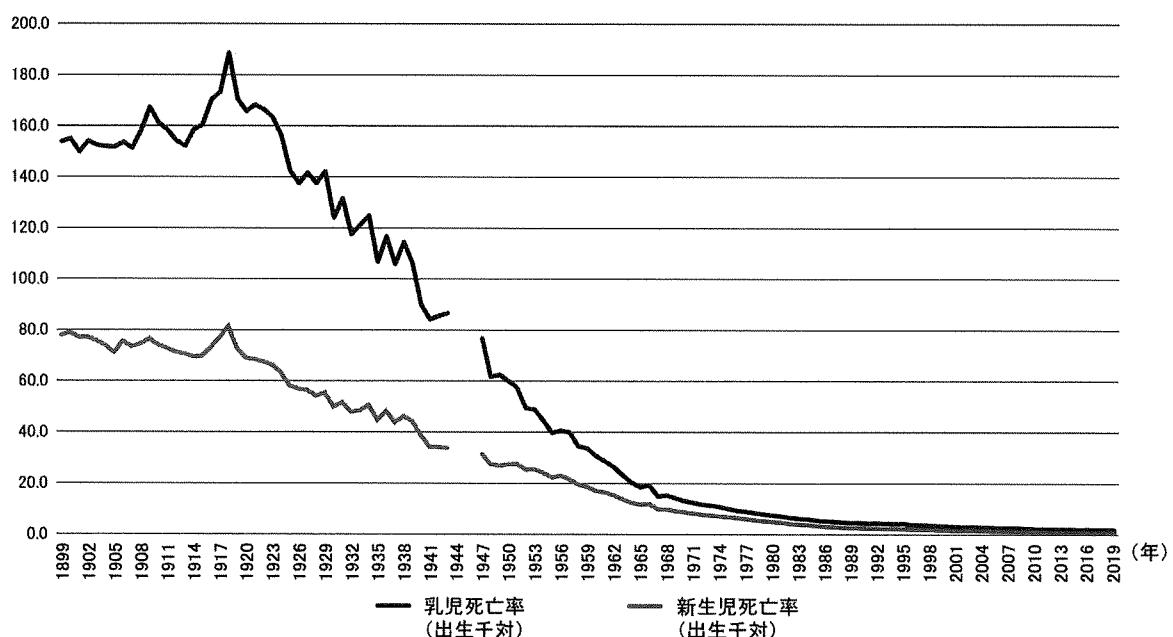
(1) 現代日本地方財政史 藤田武夫 日本評論社 1976年。

への衛生費も含めた多様な委託事務費が激増していく。

一方、伝染病の他にも、乳幼児死亡率の高さが大きな問題となっていた⁽²⁾（図2）。

のことから、保健所法ができる前の1920年（大正9年）ごろから、妊産婦乳幼児健康相談所や小児保健所、健康相談所などがつくられつつあった。特に乳幼児に関しては、保育知識の低さ、離乳食などの乳幼児の栄養問題などから、幼児の死亡率が高

図2 乳児死亡率及び新生児死亡率の年次推移



注：平成16・18・21～29年（2004・2006・2009～2017年）の都道府県からの報告漏れ（平成31年（2019年）3月29日公表）による再集計を行ったことにより、平成29年（2017年）以前の報告書とは数値が一致しない箇所がある。

- 1) 昭和19年～21年（1944年～1946年）は戦災による資料喪失等資料不備のため数値がない。
- 2) 昭和22年～47年（1947年～1972年）は沖縄県を含まない。
- 3) 新生児死亡率の昭和18年（1943年）のみ権太を含む数値である。
- 4) 新生児死亡率の昭和18年（1943年）以前は1か月未満の死亡であり、昭和22年（1947年）以降は28日未満の死亡である。

厚労省2019年人口動態統計報告書より平川作成

(2) 地域によっては更に深刻で、1936年（昭和11年）の東北6県12か所の村では、死産が出産100に月平均5.6。乳児死亡が平均12.9との報告がある。また、北陸は育児の習慣から更に悲惨な状況にあったとされている（現代日本小児保健史 毛利子来 1972年 ドメス出版）。

かつたと言われている⁽³⁾。このことから政府は1926年（昭和元年）、大都市に小児保健所を設置することを推奨し、その数は1928年（昭和3年）には458か所までに増えたが、十分な成果が得られなかつたとの分析もある。この原因は、小児保健所の設置根拠が、「小児保健所指針」によるもので、基本的には市町村に設置を勧奨したものの、国による財源的な裏付けが十分ではなかつたことが原因と考えられる。

（2）昭和恐慌と保健所法の制定

1930年（昭和5年）からの昭和恐慌は、特に農村部の経済に打撃を与え、米、生糸や繭の価格が大幅に下落し、更には1931年（昭和6年）には冷害となるなど、農家所得は1929年（昭和4年）から1931年（昭和6年）には半分以下となる事態となった。娘の身売りや心中が相次ぎ、更には農村医療が破綻⁽⁴⁾するなど、農家の健康状態が悪化した。社会経済の大きな変動が公衆衛生にも大きく影響したと言える。

こうした健康問題、特に、農村部における医療や公衆衛生の問題については、当時の農商務省の官僚の問題意識として強くあったようだが、それ以上に大きな関心を持ったのは軍部であった。徴兵検査を実施しても、結核や筋骨薄弱などによって、不合格者が多く出始め、甲種合格は、1922年（大正11年）で千人中362人であったのが、1936年（昭和11年）には、297人にまで減少した⁽⁵⁾。

このような状態に対し、1937年（昭和12年）、内務省は農村部の医療と公衆衛生の改善に向けて、国民健康保険法案と保健所法案を同時に帝国議会に提出した。法案趣旨説明では、国民健康保険法案については「国民の健康が国力進展の原動力」と最初に主張している⁽⁶⁾一方、保健所法については、「国民の体位の向上」「衛生思想」「日常生活の衛生的改善指導」「結核その他疾病予防の指示」を目的としている。なお、設置主体は道府県と特定の市とし、国庫負担については、創設費は2分の1以内、経常費について3分の1以内としている。ただし、この国庫負担は必ずしも十分とは

-
- (3) 乳幼児の健康は、戦後となつても地方で深刻化し、農林省の管轄で開拓保健婦の制度が実施された。北海道や岩手県などの僻地や無医村や無医地区に属する開拓地で勤務し、母子保健の分野では、離乳食の普及や妊産婦の管理などで、乳幼児の死亡率を大幅に縮減させた（田野畑村元開拓保健婦のあゆみ 岩見ヒサ 萌文社 2010年）。
 - (4) 栃木県医師会史Ⅱ 一般社団法人栃木県医師会 2020年3月 「『農村の貧困は開業医の経営を脅かし、医師は都市部へ流出し』農村医療が崩壊した」
 - (5) 日本医療保険制度史 吉原健二・和田勝 東洋経済 2008年。
 - (6) 注(5)と同じ。

言えず、当初、550か所の設置を目指したもの、1941年（昭和16年）では、187か所にとどまっていた。そこで、公立健康相談所なども統合し、全国770カ所の保健所網が構築された。

また、1942年（昭和17年）には、それまで地方長官の権限であった、体力向上や療養に関する処置命令の権限を保健所長が有することとなり、保健所は指導機関のみならず、行政措置を行う機関としての性格を持つようになる⁽⁷⁾。しかしながら、有資格者の専門職の配置が十分になされず、人口10万人に医師2名、薬剤師1名、指導員3名、保健婦3名の体制に止まった⁽⁸⁾。なお、昭和恐慌によって、地方自治体間の財政力格差が大きくなる中、1940年（昭和15年）には、初めて地方自治体の財政調整制度となる、地方分与税制度が創設されているが、「十分な成果をあげる前に」戦後1949年（昭和24年）度のドッジラインによる「税率が半減するという悲劇を迎える」との解説もある⁽⁹⁾。

保健所も、戦争が進むにつれ組織的な活動がほとんどできない状態となり、公衆衛生行政の機能低下が進む中、日中戦争から太平洋戦争にかけての日本人少年14歳男性の年次別身長をみると、1939年（昭和14年）には150センチを超えていた身長が終戦直後の1948年（昭和23年）には、140センチ代後半にまで落ち込むなど⁽¹⁰⁾、栄養状態の悪化が深刻化していく。

このように、公衆衛生の改善は、戦前においては国家的な課題であり、国と地方自治体の関係も、感染症対策や小児保健対策が国からの一方的な委任事務として取り扱われた状況にあった。それでも、急性感染症の減少など大きな成果はあった一方、恐慌による経済の疲弊と農村部の困窮が公衆衛生の水準を低下させ、住民の健康を大きく損ない、これへの対応が十分になされないまま、終戦となつた。

(7) 平成26年版 厚生労働白書。

(8) 現代日本小児保健史 毛利子来 1972年 ドメス出版。

(9) 日本地方財政史 小西砂千夫 有斐閣 2017年。

(10) 注(8)と同じ。

2. 戦後の混乱と国家的課題としての公衆衛生の改善

(1) GHQによる公衆衛生行政の再建から保健所法改正と地方財政

日本は、終戦を迎えると、海外からの引揚者による腸チフス・発疹チフス、痘そうなどの伝染病が蔓延した。また戦災で親を亡くした浮浪児が増加するとともに、深刻な食糧不足により栄養の低下が顕著となり、公衆衛生をめぐる状況は厳しさを迎えることとなる。

こうした中、GHQは、1945年（昭和20年）9月22日には早くも、覚書「公衆衛生対策に関する件」を発出し、占領軍の社会保障政策の緊急的な取り組みを日本政府に指示した。その内容は、疾病蔓延状況調査の他に、伝染病罹患者の検診・隔離・入院を直ちに実施すべきとしている。他にも上下水道の整備に向けた資材の確保なども記されて、相当、広範なものとなっている。このように、まだ日本の占領も完全に済んでいないこの時期⁽¹¹⁾に直ちに覚書を発したのは、当時の日本の公衆衛生の状況がいかに危機的であったかが示されている。

しかしながら、当時の保健所などの公衆衛生体制は脆弱で、770か所の保健所のうち、155か所が罹災して機能マヒの状態であり、GHQの公衆衛生福祉局長だったサムスの回顧録⁽¹²⁾によると、機能している保健所は50か所程度。かつ、人員体制も極めて脆弱なものとなっていた。このことから、GHQは、保健所の機能や体制の強化を抜本的に改革するとしていた。更にGHQは、1946年（昭和21年）5月11日に「日本政府の保健及び厚生行政機構改正に関する件」を発し、保健及び厚生行政の機構を直ちに改正すべきとした。具体的には、厚生省に予防局や衛生局などを設置するとともに、地方庁、つまり道府県においては、衛生部及び厚生部を設置すべきとしている。

なお、1946（昭和21）年11月には、「日本国憲法」が制定され、その中で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことが明記され、そのために「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされた。

続いてGHQは1947年（昭和22年）4月7日に「保健所拡充強化に関する件」を発

(11) 例えば、占領軍の北海道小樽上陸は、10月5日に行われている（「証言北海道戦後史」高橋昭夫 1982年 北海道新聞社）。

(12) DDT革命 C. F. サムス、竹前栄治編訳 1986年 岩波書店。

出し、保健所の設置促進と具体的な保健所の機能強化を求めていた。この覚書に基いて1947年（昭和22年）、新憲法下の第1回国会に保健所法改正案が提出された。この法案では、都道府県または政令で定める市⁽¹³⁾は保健所を設置することとし、公衆衛生のほとんどの分野で指導を行うこととしている。また、国庫負担として、保健所経費の二分の一以内の補助を明記している。

審議の場となった衆議院厚生委員会⁽¹⁴⁾で答弁にたった厚生省厚生技官は、1937年（昭和12年）の保健所法による戦前の保健所の性格は、警察行政から住民への指導行政に転換したものの、「戦争をやる労働力、兵力を育成培養するための保健国策末端浸透の第一機関」で、「極めて中央集権的な組織であった」と述べている。そこで、戦後の新たな保健所法は、憲法25条に基づき、「国民のための保健衛生・公衆衛生の向上を図る」ことを目的としていると答弁している。続いて、参議院では⁽¹⁵⁾、戦前の保健所は、「保健国策の末端浸透の下部組織」とされていたものを、新しい保健所法では「国家事務ではあるが、併し地方における必要な委任事務」と位置付けたとしている。この委任事務の位置付けに関しては、1947年（昭和22年）5月から実施された地方自治法で明確にされた。

（2）国の補助職員としての保健所職員と地方財政

1949年（昭和24年）には地方財政法の一部改正案で、保健所への国庫補助の対象が、創設費・初年度調弁費については2分の1、その他の経費は3分の1となったが、保健所運営費をめぐる長い論争が開始される。

まずは、1950年（昭和25年）、現在の地方交付税制度の前身となる「地方財政平衡交付金制度」が創設された時点の議論である。この新たな財政調整制度により、従来の国庫補助職員は、この制度で一括算定された。これにより、警察から衛生事務が保健所に移管されたことに伴い、新たに配置された補助衛生職員については平衡交付金制度で算定されることになった。しかし、農業委員会職員などとともに、保健所職員は、国の補助職員として残された。他に、狂犬病予防や結核予防法の各法に基

(13) 政令で定める市は30市。現在、中核市ではない小樽市は当時指定されたもの。一方、当時指定された大牟田市は2020年4月に保健所を県に返上。現在の保健所政令市は、小樽の他、町田、藤沢、茅ヶ崎、四日市。

(14) 第1回国会 衆議院厚生委員会 1947年7月28日。

(15) 第1回国会 参議院厚生委員会 1947年8月5日。

づく職員の増員がされ、これも国の補助職員とされている。

更に、1954年（昭和29年）度予算編成においては、大蔵省から保健所職員の地方交付税への切り替えを提起されるが、厚生省は「新制度発足後未だ数年に過ぎず、地方行政の中で定着していない」とし、保健所長会の反対運動もあり、切り替えは中止されている⁽¹⁶⁾。

このように、民主的な地方自治を目指して制定された地方自治法だが、戦前の委任事務を引き継ぎつつ、更に結核対策や母子保健対策が強化されることと比例して、「保健衛生などの国の施策と新制度の実施に伴う補助金が一段と増大し、国庫補助金の地位が大幅に高まった」⁽¹⁷⁾との解説もされているところである。ただ、戦前から戦後にかけては、伝染病対策や国民の体位の向上、乳幼児死亡率の低減という全国的な目標のため、加えて地方自治体の実施体制が十分に整わないこともあり、国の財源を明確にしつつ、国の事業として公衆衛生の業務を推進する必要があったと考えられる。

3. 機関委任事務としての保健所業務と補助金をめぐる議論

（1）補助金による保健所業務の課題

こうして、戦後の保健所法が施行され、その裏付けとしての地方自治法が制定されるとともに、保健所の体制については、補助金においてその配置基準が明確にされていた。しかし、医師や保健婦の人員確保の困難性から、基準の人員と予算の人員に乖離が生まれていく。更には、厳しい地方財政の中、人件費の国庫補助単価と実勢給与との格差が拡大し、保健所設置自治体の人件費の超過負担が顕在化し始め、1953年（昭和28年）ごろから、地方財政の切迫の中、保健所職員数が国の補助定員通りの充足を示さなくなっていた。

これによって、例えば保健婦の家庭訪問延べ件数は1953年（昭和28年）をピークに激減し、結核中心の検診に追われる活動へのあり方への批判が高まつた⁽¹⁸⁾。

このような中、1957年（昭和32年）4月、行政管理庁は、「保健所に関する公衆

(16) 保健所法から地域保健法へ(2)河路明夫 レファレンス 1995年8月 国立国会図書館調査及び立法考査局。

(17) 注(1)と同じ。

(18) 保健師助産師看護師法60年史 保助看法60年史編纂委員会編 日本看護協会 2009年。

「衛生行政監察結果」に基づく勧告を行い、総合的指導、縦割り予算の総合・簡素化、保健所職員配置・設備脆弱により、保健所本来の業務が阻まれ、この結果、結核予防・保健婦の家庭訪問指導・衛生教育が不振であるとの6項目の勧告文が示された。続いて、1963年（昭和38年）12月には、補助金等合理化審議会から、「補助金制度に關し改善合理化をはかるための方策について」の答申がされた。続いて、1967年（昭和42年）の第55回国会においても保健所運営費の超過負担問題についての質疑があり、厚生省は、34%の国庫補助と地方交付税において66%措置をしているとは回答したものの、国会議員からは、地方自治体の決算からみると、国庫支出金の負担は、都道府県は16%、市町村は12.8%程度でしかないことが指摘された。これに対して、自治大臣からは、「計画的な解消を図りたい」⁽¹⁹⁾との答弁がされたことに基づき、保健所運営費補助金や農業改良普及事業補助金などについて実態調査がされ、順次縮小される方向となつた⁽²⁰⁾。しかしその後も長く、「超過負担」の概念をめぐっての認識の違いが表面化し、地方自治体側は継続して超過負担の問題を提起し続けた⁽²¹⁾。

なお、補助金等合理化審議会答申では、保健所の国庫補助金の合理化・整理統合を進めるべきとの指摘もされ、1964年（昭和39年）の通常国会⁽²²⁾において、「保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案」が提案され可決成立をしている⁽²³⁾。

このように、補助金制度による保健所業務の問題点が顕在化すると同時に、補助金に対する地方団体の不満が強まる状況にあった一方で、厚生省や保健所の現場からは、一般財源化によって公衆衛生行政が低下しかねないという強い不信感が存在した⁽²⁴⁾。

-
- (19) 第55回国会 参議院地方行政委員会 1967年5月30日。
 - (20) 日本地方財政史 小西砂千夫 有斐閣 2017年。
 - (21) 第61回国会 参議院大蔵委員会 1969年6月24日。
 - (22) 第46回国会 参議院社会労働委員会 1964年3月24日。
 - (23) 厚生省は保健所職員の補助対象について次の通り説明している。「保健所におります職員は、大きく三種類に分かれる。第一が補助対象職員。第二は地方交付税対象職員で食品衛生監視員、環境衛生監視員、家庭用品衛生の監視員など。第三は、と畜検査員、狂犬病予防員のような使用料・手数料に基づいて特定財源に置く職員」（第80回参議院地方行政委員会 1977年5月19日）。
 - (24) この不信感の原因は地方団体にもあると思われる。国会に参考人として呼ばれた茨城県知事は、「地方が実情に即応して機構を縮小し人員を減らそうとしても、各省のご注文によりなかなか実行できない」と発言している（第19回参議院 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会 1954年3月15日）。

(2) 財政再建と第2臨調の答申から一般財源化へ

高度経済成長が終焉し、国・地方の財政が厳しさを増すことと並行して、売上税などの税制改革も挫折する中、増税なき財政再建を目指すとして、1981年（昭和56年）に第2臨調（臨時行政調査会）が設置された。この調査会は、1983年（昭和58年）までに5回の答申を行ったが、許認可等の整理合理化、特殊法人等の整理合理化、3公社民営化を求めるとともに、補助金の整理合理化も大きな課題となり、「補助金等の一般財源措置への移行を含む整理合理化の推進」が答申され、保健所も含む地方自治体に対する人件費補助の見直しが指摘された。これに対して厚生省は「地域ごとの多様な保健需要に対応していくため」⁽²⁵⁾として、保健所運営費交付金と保健所業務費補助金に再編した定額交付金方式に改め、人口、面積、地理的事情などの特別の事情を考慮して政令で定める基準によって交付とした。

これを受けて1984年（昭和59年）の第101回特別国会において、保健所法一部改正案が提出された。国会においては、野党からは、「臨調答申に基づく補助金削減の一環であり、補助金がなくなることによってこれまでの人員体制が維持できるのか。知事などの裁量権が強くなり、保健行政の姿勢によっては、公衆衛生が後退するのではないか」と指摘している。これに対して、厚生省の政府委員は、「厚生省が所管する交付金であり、交付事務は厚生省が行う。今回の改正はいわば補助方式の改正であり、保健所運営費交付金は、通常の補助金と同様に地方公共団体に交付される国庫支出金で、地方公共団体が行う特定の事業の経費に対する国の財政援助である。したがって、一般財源とは異なり経費の支出の使途が特定されている。保健所費以外には支出することはできない。地方交付税不交付団体に対しても交付される」と答弁し、一般財源化とは違うとの考え方を整理している⁽²⁶⁾。

しかし、第2臨調による答申に基づく一般財源化の動きが推進され、1987年（昭和62年）には、保健所の一般事務相当分が、1990年（平成2年）には医師等の人件費相当分が一般財源化されている。

そして、保健所運営費の一般財源化の動きは、後述する地域保健法制定に向けて更に強まり、交付金制度創設から9年後の1993年（平成5年）度予算において、保健所職員の人件費についてもついに一般財源化された。この理由について厚生省は、「地

(25) 厚生省50年史（記述編） 財団法人厚生問題研究会 中央法規出版 1988年。

(26) 第101回国会 衆議院社会労働委員会 1984年7月25日。

方公共団体の事務として同化、定着または定型化しているものについては、臨調、行革審の報告書におきましても重ねて一般財源化が求められてきた」としている。これにより、1994年（平成6年）には保健所運営費交付金すべてが一般財源化された⁽²⁷⁾。また自治省からは、「補助金の廃止に伴い生じる地方の一般財源の負担については、地方に財源措置をしていかなければならない。具体的には、地方交付税の基準財政需要額の算定に当たり、こういう経費についてはより具体的に算定基礎を明確にし、そして地方団体がその算定基礎に従いましてそれを基準にして行政を運営していく。保健婦さんの数なども基準財政需要額の算定に当たり、できるだけ具体的に明記をし、そういう基準というものを地方団体に明確に示していく」⁽²⁸⁾と答弁している。

ただし、このような地方交付税措置は恒久的なものとなりえず、後述するように、その後の三位一体改革の中で、保健所の地方交付税が削減されることとなる。

4. 公衆衛生の環境の変化と地域保健法

（1）地域保健法の制定

厚生省は、1987年（昭和62年）9月に、「地域保健の将来像および保健所の将来的役割に関する基本方向について」検討するため、地域保健将来構想検討会を発足させ、1989年（平成元年）6月に報告書を公表した。この報告書では、保健所業務の一部の市町村への移譲、民間機関への業務委託の推進、保健所の機能を「一般」と「特定」に区分し、「特定の保健所」への機能の集約化。更には、保健所の管轄区域は二次医療圏とすることも明記された。一方で、機能強化についても明記され、保健医療福祉・生活衛生に総合的に対応する総合相談窓口の設置とそのための専門職の確保の必要性を記している。これらの記載は、後の地域保健法の検討に繋がるものとなっているが、民間委託の推進項目もみられる。これは、1989年（平成元年）2月に当時の総務庁が勧告した「保健衛生に関する行政監察——保健所の業務運営を中心として——」

(27) なお、地域保健法で法定化された市町村保健センターの人件費も同時に一般財源化されることとなった（設置については国庫補助規定を創設）。これに対し、与野党の国会議員から懸念の声があがり、地方自治体内では、「保健担当部局が財政当局との交渉になり、（人員配置などの）ガイドラインが必要では」と指摘している（第129回国会 衆議院厚生委員会 1994年6月20日）。

(28) 第125回国会 参議院決算委員会 1993年1月21日。

という当時の行政の民営化推進の動きを強く反映したものとなっている。

このような動きを受けて、厚生省は1993年（平成5年）に公衆衛生行政のあり方を公衆衛生審議会に諮問し、部会のもとに「地域保健基本問題研究会」を設置し、6月に報告書を取りまとめた上、7月、公衆衛生審議会から意見具申が行われた。

この提言を受け、政府は地域保健法案を1994年（平成6年）6月、第129回国会に上程した。その内容は、急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化などの変化を踏まえ、次の通り法案の趣旨説明がされている。

○第129回国会 衆議院厚生委員会 地域保健法案趣旨説明 1994年6月17日

第一は、地域保健対策の推進体制の強化を図るための基本的な枠組みや方向を定める。このため、現行の保健所法を抜本的に見直し、名称を地域保健法に改めるとともに、地域保健対策推進に当たっての理念や地方公共団体及び国の責務を定め、あわせて、地域保健対策のあり方を明らかにする基本指針を定める。

第二は、保健所の機能強化。その広域的・専門的・技術的な役割が期待されている保健所において、エイズ対策、難病対策、市町村に対する支援などを行うことを法律上明確にする。また、都道府県の保健所の所管区域設定に当たっては、二次医療圏や老人保健福祉圏を参酌すべき。

第三は、市町村における保健サービスの充実及び実施体制の整備の促進。三歳児健診などの母子保健事業や一般的な栄養指導等に関する事務の市町村への移譲、一歳半健診の法定化などを通じて、住民に身近で頻度の高い保健サービスが、最も基礎的な自治体である市町村において提供されるようにする。また、あわせて、市町村における保健サービスの総合的な実施拠点として、市町村保健センターを法定化するとともに、その設置に要する費用について国の補助規定を創設し、その整備の一層の促進を図る。また、人材の確保が困難な小規模な町村に対しては、都道府県が人材確保支援計画を定め、その計画に基づき都道府県が支援事業を行う場合に国が財政的、技術的支援を行う。

第四は、保健所設置市への事務の移譲。診療所、医薬品の一般販売業等についての許可や届け出の受理等の事務について、保健所設置市に移譲する。

(2) 地域保健法と保健所運営費の一般財源化

このような地域保健法制定や保健所運営費が一般財源化された背景には、増税なき財政再建というもとで進められた第2臨調の影響もあるものの、公衆衛生の環境変化と市町村の実施体制の充実、更には当時の政治情勢が要因として考えられる。

第一に、公衆衛生の環境変化である。1970年代に入ると、世界的に「健康増進」の概念が広まっていく。1974年（昭和49年）には、「ラロンド」報告がされ、公衆衛生活動をそれまでの疾病予防から健康増進に重点を移していく取り組みが広がった⁽²⁹⁾。

それは、疾病構造の変化が大きく影響している。死因群別死亡率（図3）の変遷をみると、1955年（昭和30年）を中心に細菌感染や乳幼児の疾患で減少が見られる一方、成人病群の死亡率が増加している。全国統一的な取り組みが必要となる結核などの感染症の減少が進み、公衆衛生の重点が、「健康」に移ることとなる。そうなることによって、事業の展開も、全国統一ではなく、より住民に身近で、地域的にも対人サービスの提供としても対策の個別化が進むこととなる。自治労も、当初の地域保健法制定粉碎というスローガンを転換し、「感染症に対応してきた公衆衛生から慢性疾患に対応できる地域保健」に向けて議論を進めた⁽³⁰⁾ことは、象徴的である。

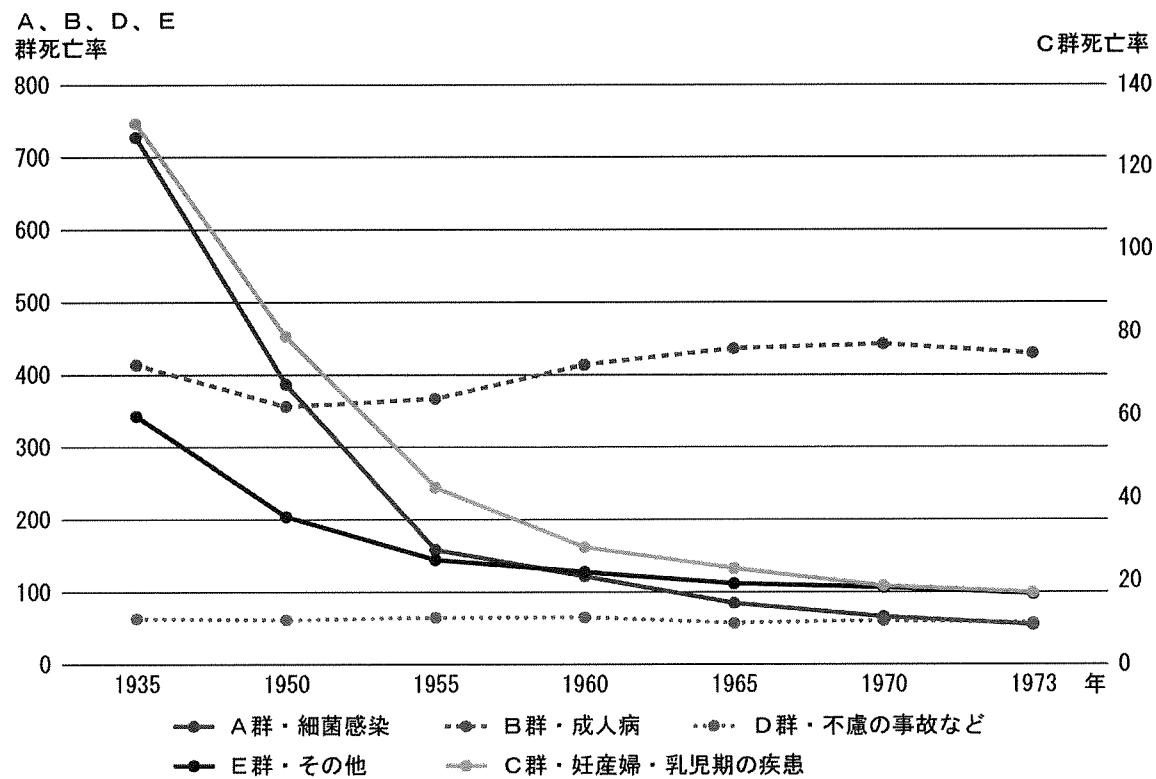
第二に、市町村の実施体制の変化である。その契機となったのは、厚生省が1978年（昭和53年）度の最重点項目としてあげた、国民健康づくり対策である。この対策は10か年計画とされ、具体的な取り組みの一つとして、市町村保健センターの設置、保健婦等のマンパワーの確保を推進し、総合的な対人保健サービスを地域住民の身近なところで展開する、というものであり、「健康日本21」への取り組みへと継続していくこととなつた。これは、体位の向上を目指していた保健所の取り組みとは、全く質が異なる視点であり、厚労白書では、「保健所が公衆衛生活動を担う機関として中心的な役割を果たしてきたが、対人保健サービス分野における保健需要が多様化してきた」⁽³¹⁾と表現している。これによって、多くの市町村に保健センターが設置されると同時に保健師の配置も進むこととなつた。

(29) 平成26年版 厚生労働白書。

(30) 私と公衆衛生 熊本市役所職員退職者会 湯田真喜雄。

(31) 注(29)に同じ。

図3 死因群別死亡率（人口10万人対）の推移



※比較しやすいよう、C群については右側の目盛としている。

「衛生統計からみた医政百年の歩み・医政100年史付録」厚生省医政局1976年、死因群別・死亡率（人口10万対）から平川作成

更には、福祉八法の改正⁽³²⁾や介護保険法は、市町村中心の取り組みとなり、1983年（昭和58年）からの老人保健事業の推進とも相まって、公衆衛生部門のうち、対人部門についての市町村の行政能力が飛躍的に向上してくることとなる。保健所の母子保健サービスと地域の福祉サービスとの一体的な運営が求められていた中での改革であり、当時の保健所職場でも妥当な対応との受け止めもあった⁽³³⁾。

第三に当時の政治情勢である。保健所のあり方に関しては、保健所の運営費補助金

(32) 老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、児童福祉法、社会福祉事業法、老人保健法、社会福祉・医療事業団法の一部改正がされ、老人福祉施設への入所決定の事務等を都道府県から市町村に移譲する。身体障害者施設への入所決定や相談、更正訓練費や更正医療費、補装具などの支給の事務を都道府県から市町村に移譲することなどを内容としていた。

(33) 1994年道政白書 自治労全道庁労働組合 1994年9月22日。

を維持すべきか一般財源化すべきかという二項対立的な争点が、長い年月をかけて議論されてきた。しかし関係者の多様な議論が集約され、一気に改革の検討が進み結論が得られた印象がある。これは、当時の政治情勢も大きく関係し、1993年（平成5年）に細川連立政権が誕生し、その後も羽田、村山政権と続く中で、保健所のあり方議論も、与野党の枠を超えた議論ができたとも考えられる。

（3） 地域保健法施行後の動向

地域保健法が施行されてからの保健所設置数と人員の動向は、図4⁽³⁴⁾の通り、1997年（平成9年）以降、保健所の設置数と人員は大幅に減少している。

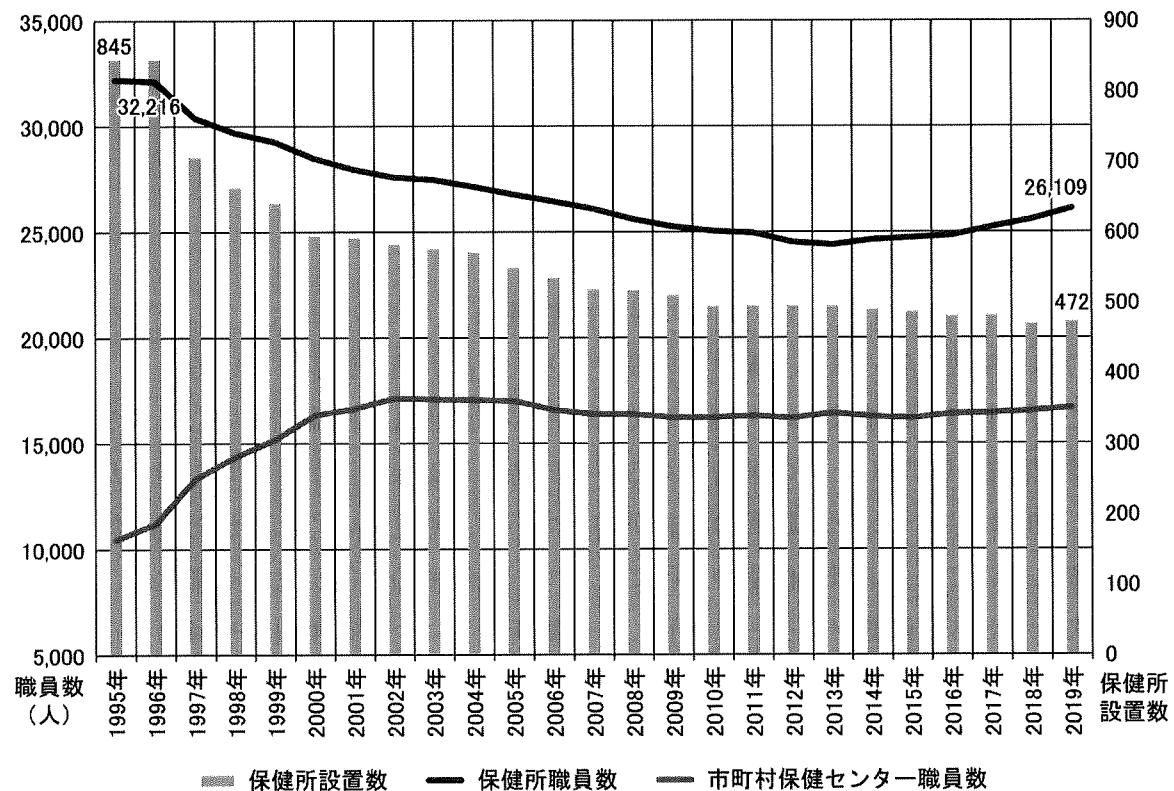
これをもって行政改革の一環として保健所が削減され、感染症を中心とする健康危機管理機能が低下したとの議論があるが、同時に地域保健法が目指した機能から見ると、市町村保健センター職員の人員が増えている点も見ていく必要がある。保健所の設置については、地域保健法の施行によって、保健所の機能が大きく変化し、身近な対人サービスは保健センターに移管し、保健所は主に企画調整機能や対物サービスなどが重点として体制強化を進めるという政策の結果でもある。問題は、市町村保健センターが、住民に身近な行政機能を発揮できているか、その後の業務量の増大に対して人員体制が十分なのか、本稿では言及しないが、その検証も必要と考えられる。

また、感染症に対する対応が十分なのかという懸念もすでに示されていた。自治労は、1999年（平成11年）6月に開催した自治労公衆衛生集会において、「集団的な感染症、食中毒の発生など、突発的な保健医療対策に適正で的確な力量を発揮できる機能を持ち合わせていない保健所もある」と指摘していた。この指摘の通り、国会における説明も、健康づくりや市町村の地域保健対策の進展の重要性が議論される中、「結核・伝染病対策を中心として発展してきた保健所については、市町村との役割分担を勘案しつつ、その機能を見直す」⁽³⁵⁾との経緯が説明されているに止まり、与野党とも感染症に関する発言が見られない。つまり、1980年代から始まる保健所のあり方検討の視点の中に、感染症対策の視点の議論がほとんど無く、その問題について十分な議論が行われていなかったと言える。

(34) 総務省の地方公共団体定員管理調査は、職員数が必ずしも正確ではないことに留意する必要がある。例えば、福井県や墨田区については、保健所の職員数がゼロと記載されている。

(35) 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案関係資料 参議院厚生委員会調査室 1994年6月。

図4 保健所職員数及び市町村保健センター職員数、保健所設置数推移



2020年6月 総務省地方公共団体定員管理調査結果より平川作成

5. 三位一体改革と一般財源化後の保健所

小泉政権（2001年4月～2006年9月）下では、構造改革の一環として、再び、増税無き財政再建が進められ、社会保障費の削減とともに、三位一体改革（国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直し）が進められた。具体的には、「国庫補助金、交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方を三位一体で検討」するという「基本方針2002」のもと、大幅な地方交付税の削減が進められ、特に、2004年（平成16年）には、「地方財政ショック」と言われるように、地方交付税と臨時財政対策債を合わせて対前年度比▲12%というものとなった⁽³⁶⁾。また、地方公務員は、2001年（平成13年）に

(36) 地方財政改革の現代史 小西砂千夫 有斐閣 2020年。

320万人をこえていたが、2010年（平成22年）には280万人までに削減され、並行して、出先機関の廃止や公立施設の民営化が大胆に進められた。これは、「行革という観点から進められ、最終的には財政再建の論理に制約されて交付税の大幅な削減を余儀なくされたことは、その後の地方財政にきわめて深刻な影響を及ぼした」と総括できる⁽³⁷⁾という評価がある。

こうした三位一体改革は、地方交付税の保健所費などにも大きな影響を与えた。人件費や運営費は、補助金・交付金から地方交付税措置に変わったが、国会においては、その財源保障は実施されているとの政府答弁があったはずである。しかし実際には、都道府県の地方交付税算定基礎の衛生費のうち、保健所職員配置と保健所費の推移を見ると、小泉政権の始まった2001年（平成13年）は職員配置は355人で、保健所費は3,116,976千円だったのが、2009年（平成21年）までに270人、2,097,624千円までに急減している（図5）。

この結果、再び図4を見ると、保健所からの権限移譲による市町村保健センター職員の増加のピークが過ぎても、2013年（平成25年）の底に向けて保健所職員の削減が進んでいることがわかる⁽³⁸⁾。

これは、地方交付税削減による保健所の人員削減が進み、それが地方財政計画に反映され、更に地方交付税措置が削減されるという状況で、この経過について総務省は国会答弁において「衛生費の保健所費における職員に関する普通交付税措置」については、「人口170万人規模の都道府県標準団体ベースで、2001年（平成13年）度11か所の355名から、2020年（令和2年）度9か所の261名に減少している」が「これは、実態として、保健所の統廃合が行われ保健所の数が全国的に減少してきたこと、保健所の職員数が減少してきたこと等に伴い、交付税上の措置人数についても見直しを行ってきたもの」⁽³⁹⁾と述べている。

こうした一連の動きの中、「保健所の有する機能、健康課題に対する役割に関する研究報告書」⁽⁴⁰⁾では、地域保健法施行後の2008年（平成20年）に全国の保健所の実態調査を行

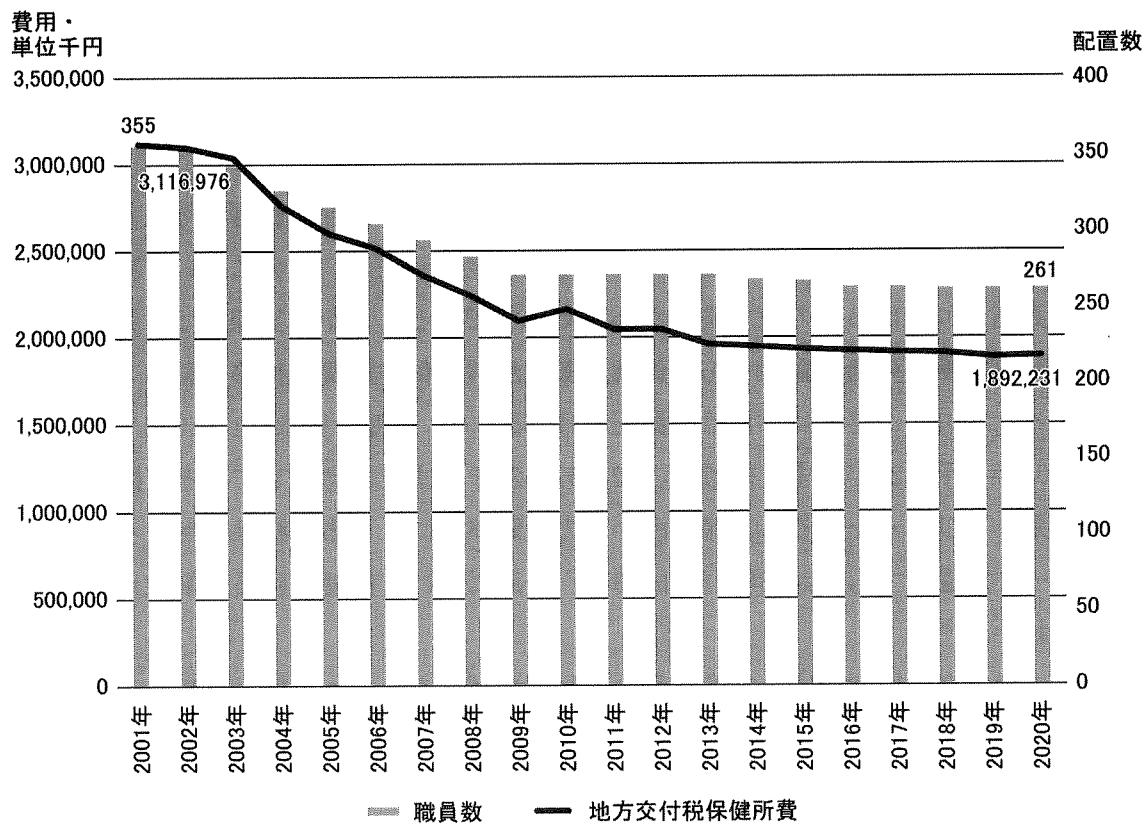
(37) 「バブル／デフレ期の日本経済と経済政策」第2巻『日本経済の記録——金融危機、デフレと回復過程——』第5部第6章 内閣府経済社会総合研究所 2011年3月14日。

(38) なお、2013年（平成25年）から2019年（平成31年）の間、地域による濃淡はあるものの、全国的にみると、保健所職員が若干の増加に転じているがこれは、新たに中核市が指定され、保健所が新設された影響があるものと読み取れる。

(39) 第204回国会 参議院総務委員会 2021年1月28日。

(40) 保健所の有する機能、健康課題に対する役割に関する研究報告書 財団法人日本公衆衛生協会 2010年3月。

図5 地方交付税・保健所費単位費用と算定職員配置数（本庁・保健所小計）推移



地方交付税制度解説（単位費用編）地方交付税制度研究会編 一般財団法人地方財務協会 平成13年度から令和2年度より、参議院岸真紀子事務所作成資料を参考に平川作成

い、その課題を明らかにしている。そこでは、保健所組織が福祉部門と統合し保健所組織が見えづらくなっていること、職員の減少や管轄地域の拡大によって問題が生じていることが明らかになっている。また、健康危機に対する迅速な対応に対する懸念も指摘されており、保健所の配置人員に対する、一定の基準が示されるべきとの記載もあった。地域保健法が目指した、保健所の広域的な機能の強化が、三位一体改革によって損なわれたと言える。

6. 新型インフルエンザなどの感染症に対する対応

2003年（平成15年）に原因不明の急性肺炎（S A R S）がアジアを中心として発生し、感染症対策の強化が求められる事案が発生した。ちょうど、1999年（平成11年）4月に施

行された感染症法が、施行後5年を目途に見直しを行うこととされていたことから、厚生科学審議会感染症分科会で議論が行われ、2003年（平成15年）8月21日に分科会提言がまとめられた。これに基づいて、厚生労働省では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案」を第157回国会に提出し、10月10日に参議院本会議において全会一致で可決・成立した。

その内容は、一類感染症に重症急性呼吸器症候群と痘瘡を追加するほか、

- 厚生労働大臣は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため緊急の必要があると認めるときは、みずから積極的疫学調査を行うことができる。
- 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、または蔓延を防止するため、緊急の必要があると認める場合は、都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができる。

という内容であった。

国会審議では、上記の改正案について、地方分権の流れから転換がされ、「二つの項目について国の関与を強める」ことになるのでは、との指摘があったのに対し、政府は、国が直接実施する積極的疫学調査については、重篤な感染症やバイオテロを想定していること。知事への指示については、「感染症が都道府県の区域を越えて広域で発生するおそれがある場合」を想定し、「統一的な対応が必要な場合もしくは都道府県が十分な措置を発揮できないことを想定して」いるとしている⁽⁴¹⁾。一方、保健所の体制は十分ではないのではないか、との指摘に対し、政府は、「保健所職員の資質の向上を一層図」るとの答弁にとどまっている⁽⁴²⁾。

続いて、2009年（平成21年）4月に、メキシコで発生した原因不明の呼吸器感染症集団発生がWHOに報告されて以降、6月には、新型インフルエンザ感染（H1N1）が世界的に広がる事態となった。この感染症の反省を踏まえ、厚労省の新型インフルエンザ対策総括会議報告書が2010年（平成22年）に公表された。そこには、「感染症危機管理に関する体制の強化」として、「地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた感染症対策に関する危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を進めるとともに、関係機関のあり方や相互の役割分担、関係の明確化等が必要である」との総括が示されていた。しかしながら、具体的な対応はなんら示されない状態が続き、2020年（令和2年）に新型コロナウイルスの感染拡大が始まった。

(41) 第157回国会 参議院厚生労働委員会 2003年10月9日。

(42) 第157回国会 衆議院厚生労働委員会 2003年10月3日。

なお、2012年（平成24年）4月に、新型インフルエンザ特別措置法が可決成立した。この法律は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、必要な法制を整えておくことが喫緊の課題とされ、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の作成、国の特定接種や検疫、緊急事態宣言の権限、都道府県の医療関係者に対する要請・指示や住民に対する外出自粛要請と学校や興行場等の管理者等に施設の使用の制限等を要請・指示などを内容としていた。主に、国や都道府県などの権限を明確にし、かつ私権についても踏み込んだものであったが、具体的な保健所の体制に関する議論はほとんどなかった。

厚労省としては、感染症は、県や地方自治体の区域に関係なく影響が生じることから、強い危機感をもち、地方分権逆行してまで法改正をしたもの、結果として保健所の体制を強化するための財源問題まで議論が進まなかつた。財源確保を含めて、関係省庁との調整がどうだったのか、課題があったと言わざるをえない。

7. 新型コロナウイルスの感染拡大に対する対応（1） —— 2021年度地方財政計画の動向

新型コロナウイルスの感染拡大に対処するため、保健所においては、感染者や濃厚接触者に対する積極的疫学調査などが進められているが、人員体制が十分ではないために、感染拡大が進むと調査が追い付かず、感染源を十分に突き止められなかつたり、場合によつては調査を一時中断せざるをえなくなるなか、更なる感染拡大を許す状況となつた。また、医療体制が切迫する中、入院調整に時間がかかる状況も生まれ、保健所の緊急的な機能強化は極めて重要な課題とされている。

現在、他部署からの応援も重要な課題となり、全国の自治体では大規模な応援体制がつくられている。例えば、札幌市においては、保健所や新型コロナウイルス対策を集中して対処するため、2019年（平成31年）4月に123名だった保健所職員が、2020年（令和2年）には300名体制となり、2021年（令和3年）4月には400名とした上に、各10か所の区役所に50名程度の対策室を設置。更に5月には400名を増員した。これに伴い、乳幼児健診などの他の業務の縮小が余儀なくされ、市民生活に影響を及ぼしているものの、対策に向けた市長の強い決意がうかがえる。このように感染が急拡大する段階では、他部署からの応援などの一時的な対応が求められるが、更に「恒常的」な保健所の体制についても検討

していく必要がある。そのためには、地方交付税措置の充実を緊急的に行う必要がある⁽⁴³⁾。

そのような中、総務省及び厚労省は、保健所設置自治体に対して「保健所における職員配置等に関する調査」を実施し、2020年（令和2年）9月にとりまとめた。そこでは、今後の保健所の体制強化に向けた意向を調査し、平時から感染症対策を担当する人員体制を強化する必要性について、回答した153団体中、必要・どちらかと言えば必要を合わせて133団体となっている。特に保健師の配置の必要性が訴えられている。

また自治労は、2020年（令和2年）11月5日に総務省に対して新型コロナウイルス感染拡大に関わって、保健所や衛生研究所の体制強化にむけて、「地方交付税算定における衛生費（保健所費、感染対策費、衛生研究費）の大幅な増額およびその積算根拠となる職員数を早急に拡充する」よう求めている。

こうした動きの中、総務省の地方財政審議会は2020年（令和2年）12月10日、「令和3年度の地方財政への対応等についての意見」をとりまとめ、保健所という個別の交付税措置について以下のように記している。

第二 感染症への対応と地方財源の減少への対応

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

（2）保健所の体制強化

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、保健所は、保健師等の専門職を中心に、住民からの相談対応や積極的疫学調査等の重要な役割を果たしている一方、大きな業務負荷が発生している。こうした状況を踏まえ、各地方自治体における全庁的な応援体制の整備や、地方自治体間での専門職の応援派遣等の取組が進められているが、保健所がその役割を十分に發揮するためには、感染症の拡大時に円滑に業務移行ができるよう平時から準備を整えておくことが求められる。今般の新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、保健所が今後果たすべき感染症対策の機能に応じて恒常的な人員体制を強化するため、適切に財政措置を講じるべきである。

(43) 平川は2020年9月の連合総研レポートで、保健所の機能低下の問題は、単純に地方行革だけが要因ではないことを分析するとともに、地方交付税の充実による財源確保について、緊急的に提言を行ってきた（連合総研レポートD I O 2020年9月号「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた公衆衛生の強化に向けて——保健所改革の経過と今後の課題——」）。

これを受けた総務省は、2021年度（令和3年度）地方財政計画において、「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を令和3年度から2年間掛けて約900名増やし、これまでの1.5倍の約2,700名に増員することとし、これを受けた、交付税算定において標準団体ベースで12名を増員する。そのほか、感染症対応業務以外の業務に従事する保健師についても改めて実態を調査し、令和3年度から見直しを行う。保健所を設置する地方公共団体においては、財政措置を踏まえ、適切な人員配置を行っていただくことを期待している」としている⁽⁴⁴⁾。

8. 新型コロナウイルスの感染拡大に対する対応（2） ——2022年度地方交付税措置に向けて——

このように、2021年（令和3年）度では緊急的な措置として、一定の財源措置がされているが、今後は、厚労省を中心に今後の感染症対策のあり方について検討が進められ、その検討の中で、保健所の体制についても議論がされるべきと考える。本稿では、具体的な体制のあり方の詳細については言及しないが、保健所の恒常的な体制整備に向けた実効性ある仕組みが必要であるということから、2022年（令和4年）度以降の地方交付税措置などについて考えていきたい。

まず、感染症の近年の世界的動向である。20世紀以降の人類の感染症は、1918年（大正7年）の4,000万人が死亡したスペイン風邪に始まり、2000年以降は、SARS、MERS、新型インフルエンザ、新型コロナウイルスと、5年毎に世界的な感染症の拡大が見られ、「感染症のパンデミックはもはや稀な現象とはいえない」「頻繁に起こることを前提とした制度作りが必要」と指摘がされている⁽⁴⁵⁾。保健所への一時的な応援体制に止まらず、恒常的な体制強化が必要とされている。

また、2021年（令和3年）6月18日に公表された、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針）」においては、感染症対策への対応として、厚労省は、「保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を

(44) 第204回国会 参議院総務委員会 2021年1月28日。

(45) 新型コロナウイルスと今後の医療 厚生労働省顧問 鈴木康裕（初代厚労省医務技官） 医療介護福祉フォーラム第78回月例社会保障研究会資料 2020年11月19日。

図る」。総務省は、「国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間の関係及び都道府県と市町村（政令市や特別区を含む）との関係について、今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む。」と記されている。

しかし、この間の感染症対策に対応する行政の対応について、現場からは、国や都道府県の組織全体で取り組むという意識が十分とは言えず一部の部署に業務が集中しているのでは、という声や、厚労省は2020年（令和2年）3月には国民生活基礎調査を中止すると決断したが、直接市民生活に直ちに影響のない業務については、更に中止・延期を検討すべきとの声も出されている。このように、強力な指導体制を構築するということであれば、人員予算の組織体制の強化と合わせて、行政組織全体が集中して感染症対策に取り組めるような体制も求められる。

（1） 感染症の特性に応じた体制の検討

まずは、2021年（令和3年）度の地方財政計画についてであるが、果たしてこれで十分なのかという課題がある。保健所の増員を決めた自治体の中でも、例えば、北海道庁は保健所の担当部署である保健福祉部が相当数の増員が必要と考えていたにもかかわらず、道としての最終決定は15人程度の増員に止まっている。地方自治体に対する人員体制の充実に向けた影響について検証していく必要がある。

また、感染症の特性に応じた対応も考えられる。例えば、新型コロナウイルス感染症対策分科会会长の尾身茂氏は、「東京は、家庭内感染が終点である点は地方と同じだが、（1）人口規模・密度／社会経済圏の広域性、（2）多くの歓楽街の存在／外国人コミュニティーの存在、（3）人々の匿名性／意識・考え方の多様性、（4）東京23区等の保健所設置区市の存在による連携の困難さ——といった様々な特殊性がある。そのため、地方に比べてクラスターの起点が分かりにくくなっている」と指摘している⁽⁴⁶⁾。

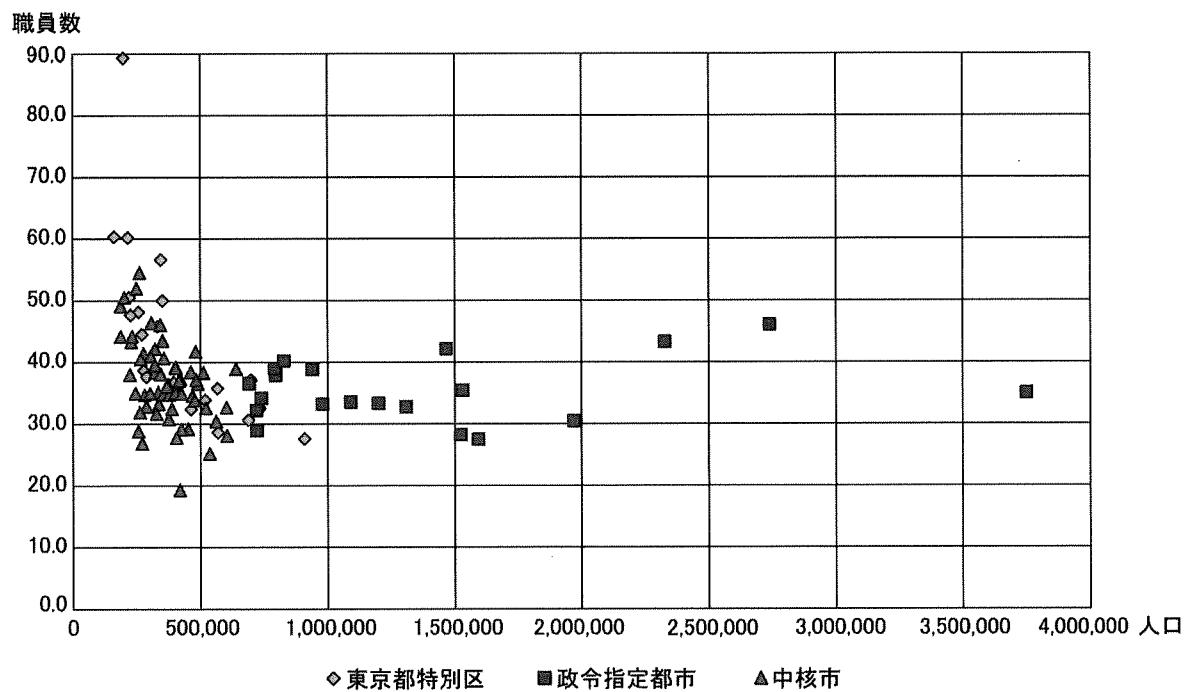
そこで、再び感染拡大前の2019年度総務省地方公共団体定員管理調査結果をもとに、東京都特別区、政令指定都市、中核市の人員体制を人口10万人あたりで比較してみた（図6）⁽⁴⁷⁾。

(46) 日経バイオテク 尾身会長に聞く（1）「東京など首都圏にはクラスターの起点が見えない難しさ」<https://bio.nikkeibp.co.jp/atcl/news/p1/21/03/16/07967/>。

(47) この比較では、「衛生部門」の比較でしかないことに留意する必要がある。注(34)の通り、保健所職員がゼロもしくは相当少ない人員を報告している特別区があり、「衛生部門」とひとくくりにして、比較せざるを得なかった。

その結果、人口あたり衛生部門の配置人員は、政令指定都市では、30人から45人程度の間にあるが、中核市ではやや格差があり、東京都特別区の間では、大きな格差が生じている。人口密度が高く、人の往来が激しく、「人々の匿名性の高い」東京都特別区の保健所が他の中核市の人員配置と同等に止まっていること、また特別区によつて人員配置に大きな格差があることが見てとれ、この格差が東京都内の連携の困難さにつながっている可能性がある。更に、政令指定都市も中核市と同等の人員体制に止まっており、尾身会長の指摘も踏まえると、十分な人員体制となっているか、検討が必要である。更には、大都市周辺の保健所についても、大都市の影響を強く受けることも考える必要がある。感染症に対する対処については、更に知見が深まるにつれて変わると思われるが、より精緻な検討の上で、感染症の特性を踏まえた財政措置が必要と考えられる。

図6 東京都特別区・政令指定都市・中核市保健所職員10万人あたり職員数



※千代田区保健所は、都内中心部の保健所であり体制が別格なため、比較から除外

総務省地方公共団体定員管理調査結果より平川作成

(2) 保健所や感染症対策の実施体制の見える化と説明責任

もう一つの課題として、保健所の組織機構が見えづらいという問題がある。その要因の一つに、保健所運営費が一般財源化となったことがあると思われる。それは、地方交付税はあくまで本来地方の税収入とすべき地方の固有財源であるため、各地方自治体の裁量のもとで、地方自治体によっては、組織機構改革が進んできている。そのため、福祉事務所と保健所が統合されて、保健所の存在が住民から見えづらい状況となったり、東京都特別区の保健所の組織機構のように、公衆衛生の実施体制が大きく異なっているところもある⁽⁴⁸⁾。また、不交付団体においては、地方交付税措置の効果は不透明であるという問題もある。例えば、墨田区議会において、区議会議員より、「保健所の危機管理体制を確立するため、平時から危機に対応した保健師の定数管理及び体制強化の方向性について区長の見解を伺う」との質問に対し、区長からは、「職員の確保は重要と認識しているが、限られた人員でも対応できるよう、平常時から関係機関と連携し訓練を重ねている」との答弁に止まっており⁽⁴⁹⁾、具体的な体制強化に向けた検討をしていない。

このように、保健所運営費の一般財源化により、厚労省も、新型コロナウイルス感染拡大が始まったころは、保健所の実態が掴めにくく、対策が遅れた可能性もある。

つまり、感染症対策は、法定受託事務として位置付けられてはいるものの、それを実施する体制が十分ではなく、また実施体制を国が掴んでいないとすると、国が全国で対策を実施しようにも、その裏付けが無いこととなる。特に骨太方針で「より強力な体制」を検討するすれば、その重要性は更に高まる。また、感染症対策が不十分な地方自治体があれば、その影響はその地方自治体管内にとどまらない。1994年（平成6年）の保健所運営費が一般財源化された際に自治省が国会答弁したことが確実となるよう、国として標準的な体制を示す必要があるのではないか。例えば、福祉事務所は、地方交付税での算定以外に、社会福祉法⁽⁵⁰⁾で、被保護世帯に対する生活保護現業員の人員が「標準」と定められている。保健所は、福祉事務所に比較して、多くの法律が関わり、多様な事業を行っている状況にあることから、難しい面はあるもの

(48) 東京都特別区の保健所は、保健所と保健センター機能が一元化されているところ、保健所と数か所の保健センターが設置されているところ、保健所が対人サービスと対物サービスに分割されているところ、保健相談所という名称の機関が設置されているところなど、様々となっている。

(49) すみだ区議会だより 墨田区議会事務局 2021年4月28日。

(50) 社会福祉法第15条において組織、第16条で所員の定数を定めている。

の、感染症をはじめとする事業は、法定受託事務と位置付けられている以上は、何らかの職員配置基準を検討し、その実施体制について厚労省に報告することが必要ではないのか。それによって、義務付けの強い経費として、地方交付税の算定が確実に行われる一方、国が地方自治体の実施体制を把握することが可能となり、法定受託事務としての感染症対策が、より効果的に実施できる可能性がある。当然、他の地方自治体に比較して、感染症対策、もしくは保健所の実施体制が脆弱であると思われる地方自治体は、説明責任が求められると考えられる。

最後に

新型コロナウイルス感染拡大は、依然として終息せず、保健所では厳しい業務が続いている。今後は、骨太方針に基づき、国と地方、保健所の権限の関係も議論されると思われるが、保健所のみならず、医療提供体制の議論、制度を実施する地方自治体の全体の体制強化、傷んだ雇用や経済への対策も求められる。しかし、新型インフルエンザの感染拡大に伴う国・地方の財政支出に対する財源の問題は、与野党とも議論を避けている。1980年代からはじまり、三位一体改革まで続いた「増税なき財政再建」は、小さな政府を目指した。その目指した通り、日本の公は小さくなつたが、その結果、国・地方自治体は必要な支援に対して二の足を踏むとともに、緊急時に十分な力を発揮できない社会を生みだした。2011年（平成23年）の東日本大震災の復興に向けては、将来世代に負担を付け回しあるという議論のもと復興税を創設した。このような責任ある真摯な議論が一刻も早く求められる。

（ひらかわ のりお 連合総合生活開発研究所副所長）

キーワード：保健所の機能強化／保健所運営費の一般財源化／地域保健法／
新型コロナウイルス感染拡大／積極的疫学調査

水戸市立図書館を育てる市民の会 活動記録

2013(平成 25)/12/ 3 水戸市立図書館をよくする会（仮称）設立準備会

12/24 「水戸市立図書館を育てる市民の会 設立趣意書」公表

12/27 水戸市立図書館を育てる市民の会第 2 回準備会

2014(平成 26)/ 1/18 水戸市立図書館を育てる市民の会第 3 回準備会

1/19 「図書館の役割ってなあに？ 図書館の民間委託を考える学習会」

講師：島田修一氏（水戸市立図書館を育てる市民の会顧問）

会場：水戸市立見和図書館

1/27 水戸市立図書館を育てる市民の会設立総会

記念講演「市民にとっての図書館と指定管理者制度」講師：島田修一氏（顧問）

会場：茨城県総合福祉会館コミュニティホール

2/10 役員会

2/17 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」準備号発行

2/24 第 1 回学習会「指定管理者制度ってなーに？」

講師：水戸市行政改革課小川喜実氏、宮川孝光氏

会場：石川市民センター

3/ 7 役員会

3/15 第 2 回学習会「栃木県の公立図書館の現状と指定管理者制度のもたらすもの」

講師：鈴木章生氏（栃木県立図書館）

会場：三の丸市民センター

4/11 役員会

4/14 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第 1 号発行

4/28 第 3 回学習会「水戸市立図書館の今と指定管理者制度」

講師：坂部 豪氏（水戸市立図書館を育てる市民の会事務局長）

会場：水戸市立見和図書館

5/ 9 役員会

5/26 役員会

5/31 シンポジウム「指定管理者制度で図書館はよくなるの？—公立図書館の課題と展望」

会場：茨城県総合福祉会館コミュニティホール

基調講演「公立図書館の役割と指定管理者制度」講師：千錫烈氏（関東学院大学准教授）

パネルディスカッションパネリスト：千錫烈氏、山口洋氏（町田市立図書館協議会委員長）、船見康之氏（潮来市立図書館長）、齋藤典生氏（水戸市立図書館を育てる市民の会代表）

アピール「今こそ、水戸市立図書館を発展させよう」を採択

6月から「私たちは水戸市立図書館が直営で運営を続けることを求めます。」の署名活動を開始

6/ 5 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第 2 号発行

6/20 役員会

[6/30 水戸市立図書館協議会は、中央館については直営を維持し、残り 5 つの地区館には条件付きで指定管理者制度を導入することが望ましい旨の答申決定]

6/30 役員会

7/11 役員会

7/25 第 4 回学習会「『水戸市立図書館協議会答申(案)』を読む」

会場：水戸市福祉ボランティア会館

8/ 5 「水戸市立図書館協議会『答申』に対する私たちの見解」をもって記者会見

- 8/18 役員会
- 8/21 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第3号発行
- 8/28 水戸市立図書館の直営維持を求める署名活動を集約。高橋市長に面会・署名提出 3674
筆（市内 1624 筆、市外 2050 筆）
追加分 1118 筆（市内 753 筆、市外 365 筆）計 4792 筆
- 9/12 役員会
- 10月 「『改革＝指定管理者制度導入』ではありません！！—指定管理者制度導入の是非を考えるための資料集一」を作成、マスコミ各社へ配布
- 10/ 3 役員会
- 11/ 4 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第4号発行
- 11/ 7 役員会
- 11/22 第5回学習会「水戸市立図書館に望むこと」
会場：水戸市立見和図書館
- 12/12 役員会

[2015(平成27) / 1/9 水戸市は、水戸市立図書館への指定管理者制度導入の方針を表明、市議会文教福祉委員会に報告]

- 1/30 水戸駅南口でチラシ配布、同様に2/25赤塚駅で、3/11内原駅で配布
- 2/ 5 役員会
- 2/21 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第5号発行
- 3/ 6 役員会
- 4/ 3 役員会
- 4/17 役員会
- 4/26 水戸市長選(2名回答)、水戸市議選(11名回答)への各立候補者に対する公開質問状
- 5/15 役員会
- 5/25 平成27年度水戸市立図書館を育てる市民の会総会 会場：茨城大学附属図書館
記念講演「出版、おおきな変化のなかで～今、図書館に期待すること～」
講師：持谷寿夫氏（みすず書房社長）
- 6/12 役員会
- [6/30 水戸市議会6月議会の文教福祉委員会は、3対2で「水戸市立図書館条例の一部を改正する条例案」を可決、また本会議は同条例案を賛成多数で可決]
- 7/13 役員会
- [7/15 水戸市は、指定管理者公募開始]
- 7/20 第6回学習会「水戸市図書館基本計画（第3次）（案）を読む」
会場：三の丸市民センター
- 7/29 「水戸市図書館基本計画（第3次）（案）について」に対し、水戸市立図書館を育てる市民の会としての意見を提出
- 8/ 6 役員会
- 10/ 1 声明文「水戸市立図書館への指定管理者制度導入決定を受けて」を公表。水戸市立図書館を育てる市民の会会員、市長、市議会議員、教育長、マスメディア等へ送付
- 10/ 1 役員会
- 10/ 4 第7回学習会「学校司書の役割・職務について」
講師：吾妻睦子氏（茨城中学高等学校専任司書教諭）
会場：三の丸市民センター
- 10/19 水戸市の学校司書配置についてヒアリングのため総合教育研究所訪問。小野総合教育研究所所長、鈴木副所長、吉野指導主事から話を聞く

- 11/20 役員会
- [11/20 水戸市は、文教福祉委員会に審査結果報告。指定管理期間は平成28年4月1日～平成33年3月31日]
- 12/ 8 水戸市立中央図書館長と面会、以下の要望を伝える
①中央図書館耐震工事に伴う2年間休館の問題（予約受け取りについて等）
②指定管理者制度導入にあたって、ボランティアの意見を聴取してほしい等
- 12/11 役員会
- [12/17 水戸市議会12月議会の文教福祉委員会及び本会議は、指定管理者の指定について（東部図書館等）原案可決、指定管理者としてTRCを承認]
- 12/24 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第6号発行

2016(平成28)/ 1/15 役員会

- 2/19 役員会
- 3/25 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第7号発行
- 3/25 役員会
- [4/ 1 水戸市立図書館地区館（見和、東部、西部、常澄）で指定管理開始。期間は2021/3/31まで。水戸市立中央図書館は、耐震化工事のため2年間休館に】
- 4/22 役員会
- 5/14 平成28年度水戸市立図書館を育てる市民の会総会 会場：茨城県立青少年会館
記念講演「徳川光圀と修史事業」 講師：鈴木嘆一氏（茨城大学名誉教授）
- 5/20 役員会
- 6/18 第8回学習会「指定管理で何が変わった？」
会場：水戸市立見和図書館
- 6/25 役員会
- [6/28 水戸市議会は、学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願を趣旨採択]
7/16 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第8号発行
- 7/16 役員会
- 9/ 2 役員会
- 10/ 7 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第9号発行
- 10/ 7 役員会
- 11/ 4 役員会
- 12/ 9 役員会

2017(平成29)/ 1/13 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第10号発行

- 1/13 役員会
- 1/22 午前10時半から五十嵐絹子氏を囲んで懇談会
午後2時からシンポジウム「学校図書館の可能性」 会場：茨城教育会館
基調講演「学校図書館の可能性—学校図書館が変われば子どもが変わる、教育が変わる—」
講師：五十嵐絹子氏（学校図書館アドバイザー）
パネリスト：五十嵐絹子氏、豊田龍彦氏（茨教組執行委員、司書教諭）、吾妻睦子氏（茨城中学高等学校司書教諭）
- 3/17 役員会
- 4/21 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第11号発行
- 4/21 役員会
- 5/19 役員会
- 6/ 3 平成29年度水戸市立図書館を育てる市民の会総会 会場：茨城県立青少年会館

- 記念講演「水戸の芸妓 今昔」 講師：額賀せつ子氏（茨城文学賞受賞者）
- 7/28 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第12号発行
- 9/ 1 役員会
- 10/11 役員会
- 10/28 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第13号発行
- 10/29 第9回学習会「図書館指定管理者制度の現状と今後の市民活動の課題」
講師：松岡要氏（元日本図書館協会事務局長）
会場：茨城県立青少年会館
- 12/22 役員会

2018(平成30)/ 1/26 役員会

- 1/30 常陸太田市立図書館の見学会
- 2/ 9 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第14号発行
- 3/ 2 役員会
- 4/ 7 図書館の発展を願う市民交流会・県南地区 会場：自治労茨城県南会館
- 4/13 役員会
- 5/10 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第15号発行
- 5/18 役員会
- 6/ 2 平成30年度水戸市立図書館を育てる市民の会総会 会場：自治労会館
記念講演「図書館の歴史と今後の公共図書館」
講師：名城邦孝氏（常磐短期大学准教授）
- 7/ 6 役員会
- 7/19 水戸市立中央図書館長と会見
①金子兜太学習会共催の件
②学校司書について等
- 8/10 役員会
- 8/24 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第16号発行
- 8/24 2017年1月22日開催のシンポジウム「学校図書館の可能性」の基調講演及びパネルディスカッションの記録を所収した『自治権 いばらき』第130号発行。水戸市立図書館を育てる市民の会会員等に配布
- 9/ 7 役員会
- 10/14 第10回学習会「これからの教育と学校図書館の必要性～足利市の実践：生涯学習課と連携した市民参加型の学校図書館作りから学ぶこと～」
講師：勝山万里子氏（茨城県立水戸第二高等学校司書）
会場：自治労会館
- 10/19 役員会
- 11/20 役員会
- 11/24 及び12/1 第11回学習会「師・金子兜太を語る」（連続2回講座）
講師：成井恵子氏（俳人）
会場：水戸市立東部図書館
- 11月 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第17号発行
- 12/14 役員会

2019(平成31)/ 2/22 役員会

- 2/ 1 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第18号発行
- 3/19 役員会

4/19 役員会
5/14 役員会
6/ 9 令和元年度水戸市立図書館を育てる市民の会総会 会場：自治労会館
記念講演「空襲で失われた水戸の文化財」
講師：玉川里子氏（元水戸市立博物館館長）
7/ 5 役員会
8/ 9 役員会
8/29 役員会
9/ 6 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第19号発行
9/27 役員会
11/ 1 役員会
11/10 筑西市立図書館友の会会員との交流会 会場：県西地区生涯学習センター
11/29 役員会

2020(令和2)/ 1/10 役員会

2/ 1 シンポジウム「非正規雇用で公共サービスの質は守れるのか」 会場：自治労会館
基調講演「自治体行政における非正規雇用の現状と課題」
講師：上林陽治氏（地方自治総合研究所研究員）
パネルディスカッション「茨城県内の会計年度任用職員制度」
パネリスト：海野敏明氏（水戸市立図書館を育てる市民の会副会長）
坂本孝恵氏（鹿嶋市嘱託職員・学校図書館司書）
上林陽治氏
コーディネーター：千錫列氏（関東学院大学准教授）
2/ 7 役員会
2/16 第12回学習会「読みたいとき、知りたいときは学校図書館へ—荒川区立第三日暮里小学校の取組から—」
講師：流王法子氏（東京都荒川区立第三日暮里小学校司書）
会場：自治労会館
2/28 2020年2月1日開催のシンポジウム「非正規雇用で公共サービスの質は守れるのか」の基調講演及びパネルディスカッションの記録を所収した『自治権 いばらき』第136号発行。水戸市立図書館を育てる市民の会会員等に配布
3/13 役員会
[新型コロナウイルス感染拡大のため、令和2年度水戸市立図書館を育てる市民の会総会は中止]
8/ 7 役員会
10/ 6 役員会
10 「水戸市立図書館を育てる市民の会会報」第20号発行
11/13 役員会

2021(令和3)/ 4/28 役員会

5/11 役員会

2021年7月

会員各位

水戸市立図書館を育てる市民の会

会長 斎藤 典生

水戸市立図書館を育てる市民の会の解散について

昨年から引き続く新型コロナウイルスは従来型からイギリス型へ、さらにインド型へと変異を重ね、7月中旬にはより感染リスクが高いインド型にとって代わられるとの報道があります。こうしたコロナ禍の中、会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、水戸市立図書館を育てる市民の会（以下「市民の会」と略）は、市民にもっとも身近でもっとも利用される公共施設である図書館が、市民への十分な説明がないまま中央館を除く地域5館を指定管理者制度に基づく民間委託に移行してよいのか、との疑問を感じた市民によって7年前に設立されました。指定管理者制度導入に反対するための署名活動やシンポジウム・各種の勉強会等を行いましたが、指定管理に移行した2016年4月以降は、市民により親しまれ、市民に望まれる図書館の実現、あるいは学校図書館への司書の配置につながるような活動にも取り組んでまいりました。こうした私たちの活動の一部始終を別添の「水戸市立図書館を育てる市民の会 活動記録」にまとめましたので、ぜひご覧いただきたいと存じます。

しかし、昨年来のコロナ禍によりいわゆる「三密」を避けることが強く求められるなか総会や学習会等の開催が困難となり、市民の会の活動はほぼ停止状態に追い込まれたまま今日に至っています。またこの間、市民の会の運営に当たる役員会のメンバーにとっても、県外への転居や体調不良等により活動を継続できない事情が生じてしまいました。役員の若返りや補充を模索しましたが、新たな役員適任者は見つからないまま経過いたしました。

コロナ禍と重なるこの1年余の間の事情変化を受けて、役員会では市民の会のあり方について検討を重ねてまいりました。その結果、5月に開催した役員会に

おきまして市民の会の解散もやむを得ないと判断に至った次第です。会員の皆様には突然の解散のお知らせで恐縮ですが、この判断をご了承いただきたくお願い申し上げます。

図書館の発展をめざそう

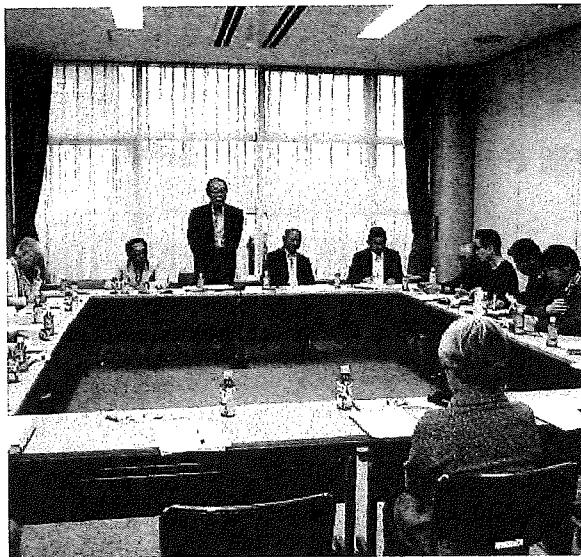
県南地区で市民団体と交流

水戸市立図書館の指定会（茨城大学名誉教授）が「守谷市が管理者制度導入問題を契機につくられた「水戸市立図書館を育てる市民の団体」が開かれ、県

南地区の図書館に係る市民団体メンバーなど約20人が参加し、交流が深められました。

斎藤典生会長（茨城大学名誉教授）が「守谷市が管理者制度から直営に戻すことになったが、その背景はどういったものなのか、交流していくたいと企画した」と交流会の意義を述べました。

校司書の配置状況が自治体で違う。交流が大切、「図書館の発展を願つて、細々でも声を上げ続けて、細々でも声を上げ続けることが重要」などの意見が出されました。



図書館の発展を願う市民交流会

同一労働同一賃金の推進を

非正規雇用問題でシンポジウム



非正規雇用問題を議論したシンポジウム

会計年度任用職員制度の4月1日施行に伴い、県内の自治体では12月議会までに条例が制定されました。この会計年度任用職員制度が果たして非正規公務員の待遇改善に寄与するのか、公共サー

ビスの質は守れるのかなどの問題を討論するシンポジウムが2月1日、自治労会館で開かれました。

シンポジウムは、茨城県地方自治研究センターと水戸市立図書館を育て

る市民の会が主催し、県本部が後援しました。基調講演では、「自治行政における非正規雇用の現状と課題（同一労働同一賃金と公務労働の意味）」と題して、地方自治総合研究所・研究員の上林陽治さんが講演。上林さんは、全国で64万人（うち75パーセントが女性労働者）を超える地方自治体の非正規公務員の職種などを説明。どうに、「女性の多い職種こそが非正規化が進み、保育士の半分、給食調理員の6割、図書館司書の65パーセントが非正規」と示し、「正規が最も多かったのが1994年であり、割合は正規93%に対し非正規が7%。現在は、

正規80対非正規20の割合」、「三位一体改革」により、国の補助金から一般財源となり地方財源が削減されてきた結果、非正規化が進み、民間委託も進んだと指摘しました。さらに、「非正規ど

う雇用形態だけで賃金を差別し、専門職、困りごと、窓口相談など過酷な仕事を非正規にあてている。資格職・専門職というジョブ型雇用の非正規化、その半分以上が3年未満の就労」などの非正規労働者の実態を説明しました。

最後に、「非正規雇用の多くが女性であり、非

正規の問題を放置したま

までは男女平等社会は訪れない」として、非正規

化の実態を改善するためには、「公共部門が先進国並みに雇用を増やし、同一価値労働同一賃金・男女平等を推進すること」、「定数管理をやめ、適切な定員管理へ変更する」、「専門職採用の門戸を広げ異動型定型公務員採用類型を制度化する」、「同一価値労働同一賃金に基づく職務評価の実施と職務の価値に応じた賃金を支払う」、「性に中立な待遇を確立すること」などと、締めくくりました。

このあと、関東学院大学准教授の千錫烈さんをコーディネーターにパネルディスカッション。パネラーは自治労茨城県本部の海野敏明さん、鹿嶋市嘱託職員・学校図書館司書の坂本孝恵さん、助言者に上林陽治さんが登壇し、県内の会計年度任用職員の条例化の状況、非正規労働の実態や組織化などを討論しました。

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

No. 号 2014年2月12日発行

設立総会開催される

2014年1月27日（月）13時30分から、茨城県総合福祉会館コミュニティホールを会場に、水戸市立図書館を育てる市民の会設立総会が、97人の参加で開催されました。

齋藤典生水戸市立図書館を育てる市民の会設立準備会代表が、育てる会設立の経過を述べ、議事に入り、水戸市立図書館を育てる市民の会会則（案）が提案され、了承されました。引き続き、水戸市立図書館を育てる市民の会役員が選出され、水戸市立図書館を育てる市民の会設立準備会代表の齋藤典生さん（茨城大学特任教授）が市民の会代表に就任されました。その他の役員は以下のとおりです。

副会長 磯崎洋子さん（もこもこの会）、事務局長 坂部豪さん（聖徳大学非常勤講師）、会計 田坂志穂さん（「小学校での読書を考える会」水戸ネットワーク）、運営委員 西村洋子さん（四つばの会）、鈴木沙織さん（図書館嘱託員）、三上陽子さん（「小学校での読書を考える会」水戸ネットワーク）、大辻京子さん（「小学校での読書を考える会」水戸ネットワーク）、顧問 島田修一さん（中央大学名誉教授）。

引き続き、2013年・2014年度事業計画（案）が提案され、承認されました。

2013・2014年度事業計画

1. 2013年度

- (1) 2月24日（月）に指定管理者制度についての学習会開催
- (2) 3月中に図書館における指定管理者制度についての学習会開催

2. 2014年度

- (1) シンポジウムの開催
- (2) 定例学習会の開催
- (3) 会報の発行
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

最後に、顧問の島田修一さんの記念講演がありました。

また、市民の会への参加は65人になりました。

学習会のご案内

「指定管理者制度」とはどんな制度？

まず、指定管理者制度を推進している担当課、水戸市役所行政改革課の職員の方から、指定管理者制度とはどんな制度なのか、何の必要があって導入したいのか、メリット、デメリットは何かについて伺いたいと思います。

日時 2014年2月24日

場所 水戸市石川市民センター

参加無料

水戸市立図書館を育てる市民の会 会則

(名 称)

第1条 本会は、「水戸市立図書館を育てる市民の会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、水戸市立図書館が市民により親しまれ、望まれる図書館になるよう、支え育てていくことを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、上記目的のため次の活動をする。

- 1 望まれる図書館に成長するための提案・提言
- 2 市民が図書館の役割を学び、ともに育つための学習会・講演会の開催
- 3 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同し、入会申し込みをした者をもって構成する。

(財 政)

第5条 本会の財政は、本会の目的に賛同した者からの会費及び寄付金によって賄う。

- 1 個人会員の会費については、年額一口 500 円とし口数の上限を設けない
- 2 団体会員の会費については、年額一口 10,000 円とし口数の上限を設けない

(役 員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 顧問 若干名
- 4 事務局長 1名
- 5 会計 1名
- 6 運営委員 若干名

役員は総会において選出する。役員の任期は1か年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員会)

第7条 役員会は、会長が必要に応じて招集し、総会に次ぐ議決機関として、本会の運営上の議事を決定する。

- 2 会員は、役員会に出席し意見を述べることができる。
- 3 役員会の議事は、役員の多数決によって決定する。

(総 会)

第9条 本会の総会は、最高議決機関とし年1回開催する。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決定する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(連絡先)

第11条 本会の連絡先は、当分の間水戸市職員組合内におく。

(その他)

第12条 本会則に定めのない事項は、役員会または総会において決定する。

- 附則1. 本会則は、2014年1月27日から施行する。
2. 2013年・2014年度の会計は、会則第10条にかかわらず2014年1月27日から翌年3月31日までとする。

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第1号

平成26年4月14日発行



水戸市立図書館協議会への諮問

平成25年8月、水戸市立中央図書館は水戸市立図書館協議会（図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関）に対して、市民サービスの維持・向上及び効率的な運営を図るためにとして水戸市立図書館への指定管理者制度導入の可否について意見を求めました。水戸市の「行財政改革プラン2013」では「公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進」を位置付け、全ての施設で指定管理者制度や業務委託の導入を検討していくことになっています。その方針の一環で、図書館で指定管理者制度の導入が迫られているところです。

水戸市立中央図書館はこれまでに6回、水戸市立図書館協議会を開催し、審議をすすめていますが、今のところ結論を得るに至っていません。図書館側は審議を急いでいますが、そもそもなぜ図書館に指定管理者制度を導入しなくてはいけないのか、そのメリット、デメリットは何かなどが、充分には明確になっていないのではないでしょうか？

指定管理者制度ってなに？



平成26年2月24日（月）、水戸市石川市民センターを会場に「指定管理者制度」の学習会が開かれました。平日の昼間にもかかわらず32人の参加があり、市民の関心の高さがうかがわれました。

行政改革推進の担当課、水戸市行政改革課の職員の方を講師にお願いして、指定管理者制度とはどんな制度なのか、何の必要があって導入したいのか、メリットは何か等の説明を受けました。

指定管理者制度とは

これまでの地方自治法に定める公の施設については、公共団体、公共的団体等にのみ、管理運営を任せてもいいことになっていました。ところが、地方自治法の改正（平成15年6月13日公布）により、民間事業者にも公の施設の管理運営を委ねることが可能になったものです。

△ 公の施設とは？ 地方自治法

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用するについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

指定管理者制度の目的

平成 15 年 7 月 17 日の総務省自治行政局長通知では「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的にに対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」とされています。要するに、経費の節減等だけが目的ではないということです。

⚠ 指定管理者制度の法律は？ 地方自治法

- 第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。
 - 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
 - 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。（以下略）

指定管理者制度の特徴

- (1) 管理主体は民間事業者の団体（個人はだめ）
- (2) 指定管理者の指定という行為は「指定」という行政処分（管理権限の委任）
契約による管理業務の委託ではないこと
- (3) 指定管理者による使用許可等の行政処分が可能（条例で定める必要はある）
- (4) 競争入札ではなく、企画提案型の公募

水戸市の場合

- (1) 水戸芸術館、自転車駐車場、障害者生活支援施設等の 414 施設で導入済
公募にあたっては次の 6 項目で評価
 - ・住民の平等利用の確保
 - ・管理に係る経費の縮減
 - ・法人等の事務所の所在地
 - ・施設の効用を最大限に発揮
 - ・管理を安定して行う能力
 - ・市長等が必要と認める要件
- (2) 導入の効果
 - ア 子育て支援・多世代交流センター（平成 24 年度 4 月～） シルバー人材センター
 - ・専用ホームページの開設による情報発信
 - ・「ご意見ボックス」設置
 - ・子育て支援ボランティアによる施設外イベント
 - ・シルバー人材センター職員の多世代交流

イ　自転車駐車場（平成 25 年度 4 月～）　社団法人日本駐車場工学研究会

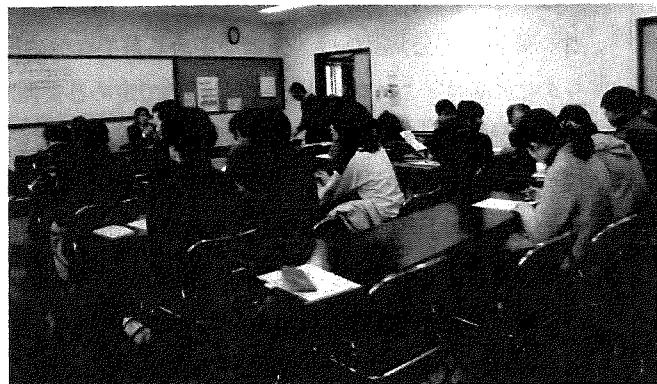
- ・雨具等の貸出開始　　・マニュアルの整備、研修実施
- ・緊急時の自転車貸出実施　　・苦情受付票の作成、対応
- ・施設巡回の強化　　・軽微な修繕の業者による実施

ウは市営住宅だが、平成 26 年度 4 月からのため、略

以上の説明の後、質疑に入りましたが、早速、図書館の指定管理者制度導入に対する疑惑が表明されるなど、参加された方は危機感にあふれていました。しかし、行政改革課の担当の方は、それは主管課で検討中のことだからと、冷静にかまえておられました。

当日の発言では、図書館の望ましい基準案等で示された職員数をそもそも充たしてはいないのではないかという指摘がありました。

「行財政改革プラン 2013」で提起されているように、水戸市の財政が危機的状況にあることは理解できる。市民の側も協力して考えいかなくてはいけないと思うが、その場合、市民には政策提案力も問われるのではないか。このプランではどのような市民像を描いているのかという質問がありましたが、行政が全てをできるという時代ではないということを踏まえて、取り組める市民といつていいくのでしょうか、抽象的な答でした。



また、指定管理者になるとサービスが向上するとしているが、直営のままでも同様のサービス改善はできるのではないかという疑問が出されました。さらに、図書館の場合は、たとえば水族館のように入場料を取ることができないのだから、指定管理者制度には向かないのではないかという指摘もありました。

最終的には、指定管理者制度のメリット、デメリットを整理して、市民に知らせてゆく必要性が確認されたかと思います。

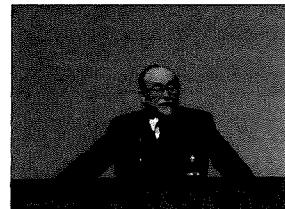
3

疑問は残る

- ①指定管理者制度のデメリットはないのか？ 明確な説明はありませんでした。埼玉県ふじみの市の指定管理者によるプール事故の例が、参加者より指摘されました。
- ②水戸市で、直営で残すと判断した施設はないのか？ あった場合、その理由は？ 博物館は直営でいくと漏れ聞いているがという質問に対して、まだ決まっていないと回答あり。
- ③水戸市の施設で指定管理者制度を導入しているのは、ほとんどこれまで管理委託を請け負ってきた公共的団体が指定管理を受けている。これは「民間事業者の能力や創意工夫により」市民サービスの向上が期待できる事例と言えるのか。（当日の質問ではありません。）

市民にとっての図書館と指定管理者制度

水戸市立図書館を育てる市民の会設立総会の時の、島田修一顧問の講演要旨は次のとおりです。



ノッティンガム県政の三つの柱

以前に、英國中東部のノッティンガムで研究をしていた当時、県庁を訪ねた時に県知事がこういうことを言いました。ナーサリー、ファイヤー、ライブラリーの3つがノッティンガム県政の基本だと。ナーサリーとは、弱き者・幼き者を助け育てるという日本的に言えば福祉の分野といつてよいでしょう。ファイヤーというのは、火ということですから、防火・防災、街づくり、そして地場産業の振興、いわば街づくりにかかわる問題。そして、ライブラリーというのは「大人の学び、市民の学び」と理解した方がよろしいと思います。幼きもの、弱きものを助け育てる街づくりの発展を図るためにどうしたらいいか、知恵を磨き、構想を立て、実際に実現するための知恵と力を持たなければ意味が無い。ライブラリーは、市民が知を鍛え、実践力を身に付けるセンターであるという意味合いで語ってくれたことに私は、感銘と同意を感じたところでした。

市民にとって図書館とはどういうものなのか

ここで私は3つの柱で話してみたい。一つは、市民にとって図書館とはどういうものなのかということ。2番目の柱は、図書館の運営に指定管理者制度を導入するのはどういう問題があるのかということ。3番目の柱は、市民のための自治体作りに向けて図書館をどう位置づけられるのかということです。

図書館というものは地域に文化を育てる砦であります。よく図書館は市民の知の砦であるといわれます。その知というのは、知恵とか情報が集まっている場所というだけでなく、もっとダイナミックに、地域に文化を育てるという意味での知である。知というのは物事の本質を見抜く力ですが、その上に立って、人間らしい豊かな感性でこの世の中をどのように発展させていったらよいか、子どもたちをどのように育てるかということや、お年寄りが安心してこの社会に生きていくためにはどうしたらよいか実践的な課題を含んだ知でなければならない。

市民にとって図書館とは何かというと、私は図書館は4つの機能を持った施設だと申し上げたい。一つは人々の知と感性を、そして、実践力を豊にする文化センターである。そこへ行って何か聞いてくる、教わってくるという受動的なところではなく、共に文化を創るという意味での文化センターである。それから2番目は人々が集い、学びあえる機会が用意されている学びのセンターである。3番目は子どもの本の読み聞かせとか、読書会とか、図書館が用意するだけでなく、市民自身が作り出していく、文化活動作りのセンターととらえてみたいと思います。4番目には、地域つくりのセンターである。

2番目の柱の指定管理者制度が抱える問題を明らかにするという問題です。市民のための図書館の基本機能は4つのセンター機能を持っていること、それを踏まえて、公立図書館が、どういう歴史的、法律的根拠に基づいて成り立っているのかを見てみたいと思います。まず、国立国会図書館法に次のような前文があります。国立国会図書館は真理が我らを自由にするという確信にたって、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和に寄与することを使命としてここに設立される。次に図書館法を見てみましょう。

図書館法では、図書館奉仕のため土地の事情および一般公衆の希望に沿いと書いてある。だから市民の望まない図書館を作る、運営を行うことはとんでもないことです。土地の事情ということは、全部が全部、国会図

書館のようなものでなくいい、その土地の特色を踏まえて図書館を作ろうではないかといっている。さらに、図書館が何をやるかといいますと、図書やフィルムや郷土資料、美術品を収集して一般公衆の利用に供する。これだけではなく、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会などを主催し、またこれらの開催を奨励することなのです。図書館は本を貸し出すだけでなく、市民のための学習・文化活動をサービスとして開いたり、市民が開きたいと言って来た時に、それを援助したりすることが図書館の任務だと書いてあります。そして、職員についても、図書館の職員が図書館の資料について十分な知識を持ち、利用の相談に応じ、専門的な知見を持った図書館員がレファレンスサービスをすることが期待されています。4条に図書館職員は専門職でなければいけないと書かれています。

もう二つ図書館法の中には重要なことが書かれています。図書館協議会のさだめです。すなわち図書館をどういうふうに発展させていけばいいか市民が意見を表明し、館長の相談役になってその図書館をよくしていく図書館協議会というものが定められています。残念なことに置くことができると書かれているので置かれていらない市町村もあります。しかし、水戸市には置かれていますので、そこでこれから図書館のあり方、指定管理者制度についても大いに議論してもらうことになります。市民の代表が参加して、図書館のあり方を充実させていくということが10条に書かれています。それから17条は、言うまでもないことですが公立図書館の利用は無料である。入館料その他図書館資料の利用に対していかなる対価も取ってはならないと書かれています。

指定管理者制度導入の問題

図書館の運営へ指定管理者制度を導入すればどのような問題が生じてくるのかということありますが、地方自治法では、指定管理者にその管理する公の施設の利用に関わる料金を当該指定管理者の収入として收受させることができると書かれている。だから、公の施設が民間の事業者にゆだねられて有料という問題もあれば、先ほど紹介しました図書館法の定める様々な機能を一部しかしない、たとえば展覧会場は貸しません、そして使う場合は有料ということが許されてしまいます。ただし、指定管理者制度導入を決める場合は議会で決めなければなりません。議会が十分議論をして住民の意見を聞けば、いいか、悪いか議論を練り上げができる。最終的には住民の意思が本当は決めるのだということをしっかりと押さえておかなければなりません。

それから、施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときというわけですから、先ほど申し上げました図書館法の理念に反するような委託では困るわけです。また、指定管理者制度は自治体の長に報告をしなければならない。自治体の長は、本来求められている施設の目的を効果的に達成していないと認めるときは、指定を解除できるわけです。これはなかなか難しいかもしませんが、指定管理者制度を受け入れた後も継続させるかどうか、受け入れても絶えず監視し続けられるかどうか、これは自治体住民の力にかかるべきだと思います。

しかし、今時代の流れは、地方行政の合理化という大波の中で、経費削減ということがしきりに強調されていますので、指定管理者制度を導入すると、地方財政は助かるということで、文化の基準ではなく、お金の基準、原則で論じられているところに大きな問題があるわけです。

一つは、佐賀県の武雄市の例です。一言でいえば蔦屋という会社に丸投げというような形で委託されたのですが、サービスを充実させることで、開館時間を延長し、開館日数を増やす。そして、多くの市民が集まってきたためにはコーヒーショップを開いたりして集まりやすい場所にするといっている。武雄市長は、今までの図書館はマニアのための図書館とまで言っています。しかし、そこには市民の自主的な文化的活動のためにスペースを提供して、研究会や講演会、展示会をどんどん開かせようという形は謳われていない。

一方、伊万里市の市長は、こういうことをいっています。「私は、このほど、伊万里市図書館には、指定管理者制度を導入しないことに決断いたしました。その背景には、民間業者に丸投げだけはしたくないという一面があったからです。税収が減り、国からの交付税が減り続ける中で、医療や福祉の予算が増え続けるからと言つて、図書館への優先順位を下げては断じてなりません。将来市民が不幸になることはすべきではありません。」

私は、こういう中でどうしても重視しなければならないことは、効率本位、経費削減が大事な課題だといわれる中で、自分たちの文化は自分たちで作る、あるいは、自分たちの文化施設は自分たちが参加して運営する、そういう、文化豊かな自治体を創るという自治の思想・民主主義の思想、文化を大切にする思想が失われてしまうことに大きな問題を感じる。もうあそこは、民間会社に管理委託されたのだから、私たちが意見を言ったってよくすることはできないということになると、それは参加の道をふさがれたというだけではなく、参加してよくしようという意欲すら失わせることになる。参加して物事をよくしようという意欲、これは民主主義を支える基本的な姿勢であり思想ではないでしょうか。

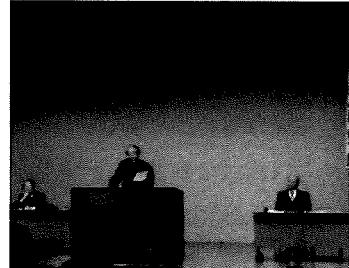
こういう権利意識、主権者意識、民主主義的な意識を守ろうとする意欲が後退させられてしまったら大変大きな問題です。指定管理者制度の導入という問題は、大げさな表現ですが、市民から民主主義と自治の熱い意欲を失わせてしまうものではないかということを心配しています。

私たちに今求められるのは、図書館を守れという運動を起こすだけでなく、私たちが日常生活の中で抱えている問題を真剣に学習し、研究し、その課題を解決するために自分の頭を鍛える、それを考えあう仲間を増やす、こういうことをやっているだろうかということです。

(要約は編集部)

活動日誌

- 平成26年1月27日 水戸市立図書館を育てる市民の会設立総会
2月10日 水戸市立図書館を育てる市民の会第1回役員会
2月24日 第1回学習会「指定管理者制度ってなに?」
3月7日 第2回役員会
3月15日 第2回学習会「図書館指定管理者制度の現状」



編集後記

水戸市立図書館運営への指定管理者制度導入の検討が進められていることを、多くの図書館利用者、多くの市民は知らされていません。ましてや、指定管理者制度導入の結果、どういうことが起きるのか、想像もできない状況です。皆様の周囲の方に、ぜひとも、図書館について関心を持っていただけるよう、お知らせいただいて、図書館へ、市役所へ 声をあげてください。市民の声が頼りです。

特に、身近に図書館協議会の委員の方をご存じの方は、図書館協議会のことを市民が注視しているということをお伝えください。お願ひいたします。

第2号は2回目の学習会の報告を予定しています。鋭意編集中。

また、5月31日はシンポジウムを計画しています。大勢の皆様のご参加をお願いいたします。(編集部)

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第1号

代表:齋藤典生 平成26年4月14日 発行

連絡先:水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内

Tel 029(231)3987 email: mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第2号

平成26年6月5日発行



速報 シンポジウム「指定管理者制度で図書館はよくなるの？」開催

平成26年5月31日、茨城県総合福祉会館コミュニティホールを会場に、シンポジウム「指定管理者制度で図書館はよくなるの？」を開催しました。約110人の参加がありました。

「公立図書館の役割と指定管理者制度」と題した千錫烈氏（関東学院大学文学部准教授・水戸市出身）の基調講演のあと、山口洋氏（町田市立図書館協議会委員長）、船見康之氏（潮来市立図書館長／シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）、齋藤典生氏（水戸市立図書館を育てる市民の会代表）から、それぞれ報告をもらい、パネルディスカッションを行いました。

水戸市で生まれ育った千さんは、中学生の時に地元に東部図書館ができたのでそこを良く利用し、図書館で臨時職員として働いた経験もふまえ、読書と読解力向上の関係にふれながら、教育の効果が目に見えるようになるには時間がかかる、図書館運営の経費削減という短期的利益のために、



長期的利益を失ってはいけないと、指定管理者制度の導入に強い疑問を投げかけました。特に、自治体の人口減少をくいとめ、納税者の転入を図るには、魅力的な図書館が欠かせないと指摘されました。なかでも、イギリスの看護師の低賃金化による患者の死亡率アップという事例は考えさせられるものがありました。

山口さんは東京の町田市で図書館協議会だけでなく、自主的な市民団体「町田の図書館活動をすすめる会」などをとおして、住民として図書館を支えてきた経験を話されました。指定管理者制度については、契約期間が終わると指定管理者の事業者が交代してしまう可能性を問題点として指摘されました。船見さんは指定管理者として潮来市立図書館を一生懸命に運営している現状を報告され、指定管理者にできることは直営でもできるのではと指摘し、自治体が図書館政策のビジョンをしっかりと持つていれば指定管理者制度導入も意味があると話されました。齋藤さんは今日本の地域社会は人口減少等のために変わろうとしている。その社会を住みよい社会に変えていくためには何ができるのか、足元を見つめ、課題を解決する策を考える市民を支えるのが図書館の役割である。その図書館を指定管理者で運営しようというのは疑問であると話されました。（発表者の発言の要約は編集部）

ディスカッション終了後、水戸市立図書館への拙速な指定管理者制度導入を見直すアピールを採択するとともに、水戸市立図書館が直営で運営を続けることを求める署名活動が提起されました。

署名のお願い

署名を集めてください。6月末を第1次の集約として、7月末、8月末を目標に集めていきます。署名は水戸市在住以外の方でも可能です。また、自署の場合、印鑑は不要です。

ぜひ、多くの皆さんのお声を届けていただけるようお願いします。書き終わった署名用紙はお手数ですが、水戸市立図書館を育てる市民の会まで、ご郵送いただけようお願いいたします。

アピール「今こそ、水戸市立図書館を発展させよう」

シンポジウムに参加した私たちは、水戸市立図書館の発展、ひいては日本の公立図書館の発展を願って、次のように訴えます。

水戸市立図書館協議会は、4月30日に開催した平成26年度第1回協議会において、条件を付し指定管理者制度を導入する方針を決定しました。しかし、私たちは、市民に最も利用されている公共施設である図書館の運営形態の変更を拙速に決定することに疑問を感じています。公立図書館は、誰でも無料で利用できる施設であることが法律でうたわれており、営利を目的とする民間企業による運営になじむ施設であるとは思えません。

もし、市民の声を聞かず指定管理者制度の導入が進められるとしたら、図書館の持っている様々な可能性に目を閉ざすこととなり、その結果、市民との協働のまちづくり等にも影響を及ぼす恐れもあります。それはすなわち、図書館が持っている多種多様な知識を生かせなくなることであり、水戸の文化水準が低下することに繋がるのではないかでしょうか。私たちは、このような水戸の将来を望みません。

その意味で、市民にとって利用しやすく望まれる図書館のあり方について、本シンポジウムを契機に、利用者である市民とともに考えていくべきではありませんか。

私たちは、ここで一歩立ち止まって水戸市の将来を考え、未来ある子どもたちに文教都市水戸と誇れる街を残していくため何ができるか考えましょう！

平成26年5月31日

シンポジウム「指定管理者制度で図書館はよくなるの？」参加者有志

水戸市立図書館協議会、条件付きで答申へ

平成26年5月28日、水戸市立図書館協議会は平成26年度第2回の協議会を開催し、あらためて水戸市立図書館への指定管理者制度導入を条件付きで認める方針を確認しました。6月末の次回で審議終了となる予定です。

活動日誌

平成26年4月11日 第3回役員会

4月28日 第3回学習会「水戸市立図書館の今と指定管理者制度」

5月9日 第4回役員会 5月26日 第5回役員会

5月31日 シンポジウム

編集後記

子どもの頃から、東部図書館の行事の手伝いをしてくれている青年二人が仕事を休んで、シンポジウムに駆けつけてくれました。二人の期待に応えてがんばらなくちゃ。

なお、会報の編集などお手伝いいただける方がいれば、ご連絡いただければ助かります。(編集部)

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第2号

代表：齋藤典生 平成26年6月5日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email : mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第3号

平成26年7月9日発行



速報 水戸市立図書館協議会 答申提出

平成26年6月26日、水戸市立図書館協議会は平成26年度第3回の協議会を開催し、水戸市立図書館への指定管理者制度導入を条件付きで認める答申をまとめ、反対意見もあることを踏まえ、委員長権限で一部修正をほどこし、6月30日水戸市立中央図書館長あて提出しました。

その答申はまだ公表されていませんが、6月26日の協議会に提出された答申案は次のとおりです。

委員長・副委員長案

平成26年 月 日

水戸市立中央図書館長 岡田 豊明 様

水戸市立図書館協議会

委員長 友末 忠徳

水戸市立図書館への指定管理者制度の導入について（答申）

平成25年8月6日付け教中図諮問第1号で諮問のあった水戸市立図書館への指定管理者制度の導入について、下記のとおり答申します。

記

1 協議の経過

水戸市立図書館協議会（友末忠徳委員長、田山和子副委員長を含む委員15人）は、平成25年8月、水戸市立中央図書館長から市立図書館への指定管理者制度の導入について諮問を受けて以来、既に制度を導入している千葉県習志野市立図書館への視察をはじめ、中央館を含めた6館体制となっている市立図書館の現状の整理や課題の抽出、水戸市の財政状況などを調査するとともに、21世紀にふさわしい図書館のあるべき姿について、1年にわたり慎重な協議、検討を重ねてきました。

協議の中では、指定管理者制度を導入する際の市民サービスの維持、向上策や水戸市としてのコントロール機能の整備、学校図書館への支援のあり方などの意見が出る一方、人件費の削減によるワーキングプアの増加や個人情報の適正な管理、制度を導入した他自治体の課題などに関する意見も出されました。

2 協議の結果

次に示す基本コンセプトの趣旨を十分に理解していただいた上で、市立図書館への指定管理者制度の導入について提言いたします。

（1）基本コンセプト

水戸市は人口30万の都市規模にもかかわらず、市立図書館6館の体制で、市民への知的サービス向上に努め、地域社会の発展に寄与している。図書館は一般的に公共施設として市民の利用率が高いが、水戸市の場合、図書館資料の貸出しの実人数は人口の11%台であり、さらに利用者数を増やすことが望ましい。ところが、図書館における通常の運営経費は年ごとに減少しているのが現状である。また、水戸市の財政状況は、歳入の根幹である

市税収入が伸び悩み、歳出は義務的経費比率が増加するなど、硬直化している。こうした状況について、今後も大きな改善が望めないところから、全市的に経費の効率的な運用に迫られている。

その一方で、市立図書館は、水戸の歴史・伝統・文化を受け継ぎ、文教都市づくりの一翼を担うことも義務付けられている。

さらに、公立図書館の使命として、こども・若者などの活字離れを防いで青少年の健全な育成を図るとともに、高齢者の生きがいづくりにもつながるよう、文字・活字文化の振興と生涯学習を推進する地域密着型「知の拠点」として、デジタル化の本格的な対応などが急務である。

そこで、限られた財源の中で文化的投資の確保に努め、さらなる市民サービスの向上に向け、一段の官民連携のもと、21世紀にふさわしい開かれた図書館の役割と機能を発揮できる体制づくりを実現する必要がある。

(2) 指定管理者制度の導入について

官民の賃金格差や年間を通しての固定的な人員配置、運営経費の増額が望めない現状などから、市民サービスの向上を図るためにには、指定管理者制度を導入することが望ましいと判断した。

ただし、制度導入後においても、長期的、継続的な事業や他自治体、他部署、ボランティア団体との連携は、従来にも増してしていく必要がある。そのため、中央館を含めた6館全館への一括導入とはせず、公立図書館としての使命、機能を果たすためのコントロールタワーとして中央館は直営のままでし、地区館5館を指定管理者制度導入の対象とすることが、委員多数の意見でまとまった。

また、管理者の選定に当たっては、プロポーザル方式とすることはもとより、制度の導入に向けて、市民サービス向上を大前提としながら、次の導入条件を実現するための最大限の努力をしていただくことを求めるものである。

なお、制度導入に係る市民への周知・啓発についても、あわせて求めるものである。

【導入条件】

- 利用者の利便性向上
 - ・開館日の増加と開館時間の延長
 - ・レファレンス機能の充実
 - ・学校現場との積極的な連携
- 図書館環境の充実
 - ・中央館の地区館に対する指導、監督機能の強化
 - ・地域密着の運営と図書購入、整備
 - ・ボランティアとの継続的な連携
 - ・デジタル化の本格的な対応
- 図書館協議会の意向尊重

署名のお願い

水戸市立図書館の直営を求める署名を集めてください。6月末を第1次の集約として、7月末、8月末を目標に集めていきます。署名は水戸市在住以外の方でも可能です。また、自署の場合、印鑑は不要です。ぜひ、多くの皆さんのがんばりを届けていただけるようお願いします。書き終わった署名用紙はお手数ですが、水戸市立図書館を育てる市民の会まで、ご郵送いただけようお願いいたします。

活動日誌

平成26年4月11日 第3回役員会

4月28日 第3回学習会「水戸市立図書館の今と指定管理者制度」
5月 9日 第4回役員会 5月 26日 第5回役員会
5月 31日 シンポジウム

編集後記

子どもの頃から、東部図書館の行事の手伝いをしてくれている青年二人が仕事を休んで、シンポジウムに駆けつけてくれました。二人の期待に応えてがんばらなくちゃ。

なお、会報の編集などお手伝いいただける方があれば、ご連絡いただければ助かります。(編集部)

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第2号

代表：齋藤典生 平成26年6月5日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email : mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第4号

平成26年11月4日発行



高橋水戸市長に面会 署名提出

平成26年8月28日、高橋靖水戸市長に面会し、水戸市立図書館の直営維持を求める3674筆（水戸市民1624筆、水戸市外2050筆）の署名をお渡ししました。

高橋市長は、具体的な日程は明らかにされませんでしたが、水戸市立図書館5館の運営に指定管理者制度を導入する意向を表明されました。条例改正の必要があるので、来年度、平成27年度当初からの導入は困難でしょうが、遠からず市議会で審議されることと予想されます。

下関市立中央図書館、来年度から市直営に

山口新聞 平成26年9月9日（火）掲載

下関市は8日、民間の特別目的会社が2010年から指定管理者として運営してきた同市細江町の市立中央図書館を、15年度から市の直営にすることを市議会文教厚生委員会で明らかにした。指定管理による運営では人件費が抑制され、利用者に対応したサービスやレファレンス（調べもの相談）などの充実を推進することが難しいと判断。指定管理者制度の導入から5年で方針を転換することになった。

中央図書館が入っている市生涯学習プラザは、同市上田中町にあった市立下関図書館と現在地にあった中央公民館、文化会館、婦人会館を統合した社会教育複合施設として10年3月にオープン。当初から指定管理者制度を導入し、マンション管理などを手掛ける合人社計画研究所（本社・広島市）を代表企業として9社で構成する特別目的会社「ドリームシップ」が一体的に運営してきた。

市は、ドリームシップが開館時間の延長や開館日数の増加を図ったことで中央図書館の利用者数や貸出冊数が下関図書館に比べて大幅に増えた点を評価しながらも、運営の効率化を図るために人件費を抑制することになると危惧。来年3月末で指定管理の期間が満了となるのに合わせ、現行の開館日、開館時間を維持したまま市の直営にする。

コンサートや演劇に活用できるホールを備えた生涯学習プラザも中央図書館と同様に直営とすることを検討したが、より効率的な運営と利用者の利便性向上のためには指定管理者制度の継続が必要と判断。15年度以降の指定管理候補者にはコストの妥当性や業務の効率性、サービスの質から、市民会館などを運営する公益財団法人・市文化振興財団を非公募で選定することとした。

中尾友昭市長は「これまでの指定管理者も良くやってくれたと思うが、図書館についてはビジネスになじまない。お金に換算できないところに価値があるので、市として責任を持って運営をやるべきではないかと感じていた。市の方針が変わったということだ」と説明した。

署名継続のお願い



水戸市立図書館の直営を求める署名を集めてください。まだ、充分ではありません。皆さんのお声を届けていただけるようお願いします。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第4号

代表：齋藤典生 平成26年11月4日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

TEL 029(231)3987 email : mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を育てる市民の会



【第5回 学習会のご案内】

「水戸市立図書館に望むこと」

日時 平成26年 11月22日(土)

参加無料

午後1時30分～3時

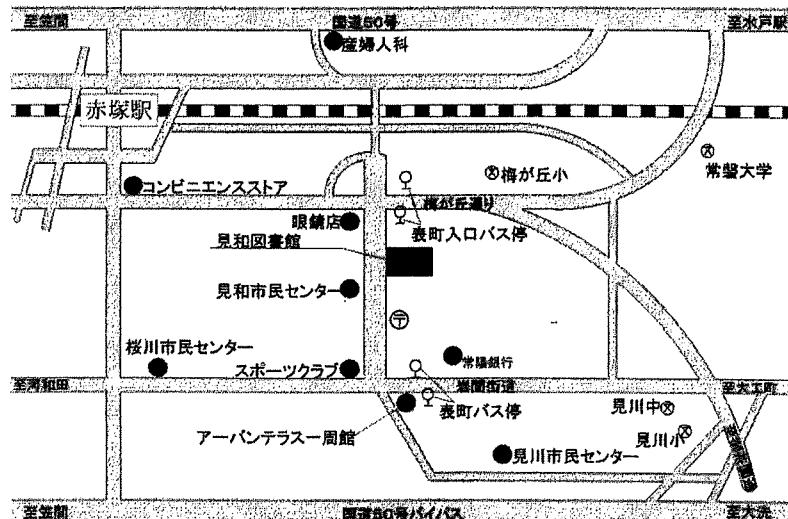
場所 水戸市立見和図書館 視聴覚室



図書館に興味がある方ならどなたでも参加できます。

図書館が発展するには、図書館側と図書館を利用する市民との信頼・協力関係を築くとともに、図書館の将来像を共有する必要があるのではないかでしょうか？ そこで、今回は図書館の将来像を語り合いましょう。ご参加いただけない方はメール等でお考えをお伝えいただければ幸いです。

会場案内 MAP



主催：水戸市立図書館を育てる市民の会

TEL 029-231-3987 FAX 029-226-0935 email : mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第5号

平成27年2月21日発行



●水戸市、市立図書館への指定管理者制度導入方針を表明

平成27年1月9日の市議会文教福祉委員会において、水戸市は平成28年4月から、図書館の市民サービスの向上を目的として、中央図書館を除く地区図書館5館（東部、西部、見和、常澄、内原）の運営に指定管理者制度導入の方針を決定したことを報告しました。

*水戸市による今後のスケジュール（予定）

| | | |
|---------|--------|--------------|
| 平成27年5月 | 教育委員会 | 条例の一部改正について |
| 〃6月 | 議案提出 | 〃 |
| | 選定委員会 | 公募実施要項等の決定 |
| 〃7月 | 周知・公募 | (9月まで) |
| 〃10月 | 選定委員会 | 候補者の選定について |
| 〃11月 | 教育委員会 | 指定管理者の指定について |
| 〃12月 | 議案提出 | 〃 |
| 平成28年3月 | 議案提出 | 関係予算 |
| 〃4月 | 指定管理開始 | |

この方針決定は、水戸市立図書館協議会への諮詢及び答申に基づき、教育委員会での協議を経たものだとされていますが、水戸市民には充分な説明が尽くされていません。

●水戸駅にてチラシを配りました

平成27年1月30日、水戸駅南口にてチラシを配りました。

「どうなる？どうする？私たちの図書館」をテーマに、水戸市立図書館への指定管理者制度導入問題について取り上げました。雪が降り、足元の悪い中、多くの方が手にとってくださいました。その様子は

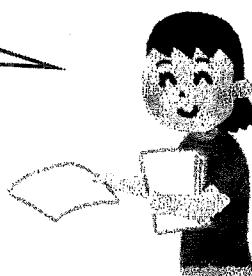
1月31日の茨城新聞にも掲載されました。

チラシ配布にご協力をおねがいします

もっと多くの方にこの問題を知っていただくために、今後もチラシの配布活動を継続します。予定は以下の通りです。

2月25日（水）赤塚駅 16:30～17:30

3月11日（水）内原駅 16:30～17:30



ご協力いただける方は、開始時間 15 分前に現地改札口前にお集まりください。

署名継続のお願い

◇水戸市立図書館の直営を求める署名を集めてください。

まだまだ充分ではありません。皆さんの声を届けていただけるようお願いします。

ご本人の理解が得られるようであれば、子供でも可能ですので、署名がまだのご家族がいらっしゃいましたらご協力をお願いします。時間は迫っています。第2次分の署名は現在約 1100 筆集まっています。3月末に集約予定です。

◇直接、中央図書館に疑問・反対の声を届けてください

水戸市立図書館への指定管理者制度導入については、テレビニュースや新聞に取り上げられましたが、水戸市からの説明は充分ではありませんし、正確でもありません。

利用者である市民の声を届けるために、直接、中央図書館(Tel029-226-3951)や教育委員会(Tel 029-306-8672)、水戸市役所へご質問、ご要望を伝えてください。

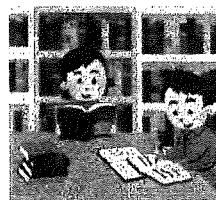
あるいは、地元の市議会議員の方に声を届けていただくのも有効です。議論の輪をひろげましょう。また、新聞等のメディアへの投稿もお願いします。

文教福祉委員会 議員 細谷 春幸(水戸市小林町) 大津 亮一(水戸市全隈町)
安藏 栄(水戸市赤尾閑町) 中庭 次男(水戸市見川 5 丁目)
黒木 勇(水戸市元吉田町) 藤田 精治(水戸市西原 1 丁目)
袴塚 孝雄(水戸市大工町 1 丁目)

なお、図書館への指定管理者制度導入についての審議を行った、水戸市立図書館協議会の会議録及び会議資料は、水戸市ホームページ <http://www.city.mito.lg.jp> 内で閲覧できます(トップページより「市立図書館協議会」でキーワード検索できます)。

《今後の活動予定》

- ・新聞各社への周知 (資料集を配付)
- ・公開質問状の提出
- ・総会 5月中旬～下旬



《活動報告》

●第5回学習会開催

平成 26 年 11 月 22 日、第 5 回学習会「水戸市立図書館に望むこと」を開催しました。詳細は後ほど。

《編集後記》 皆様変わらずにお過ごしでしょうか。年末からインフルエンザが猛威を奮っており、厳しい寒さの中、体調管理に心をくだく日々が続きます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第 5 号

代表：齋藤典生 平成 27 年 2 月 21 日 発行

水戸市中央 1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email : mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第6号

平成27年12月24日発行



●水戸市立図書館への指定管理者制度導入決定を受けて 会の見解を表明

平成27年6月30日、水戸市議会は、「水戸市立図書館条例の一部を改正する条例案」を賛成多数で可決しました。これにより、中央図書館を除く、東部、西部、見和、常澄、内原の地区図書館に、平成28年4月1日から（内原は中央図書館の耐震工事期間中、中央図書館の機能が移るため、平成30年から）指定管理者制度を導入することが決まりました。

私たち水戸市立図書館を育てる市民の会では、図書館に指定管理者制度を導入しようという動きに疑問を持ち、学習会やシンポジウムの開催等を通じて、市民にとっての「知の拠点」である公立図書館は指定管理者制度にはなじまないとの確信を持つに至り、導入反対の署名等の活動を行ってきました。にもかかわらず、私たちにとっては、残念な結果となりました。このことについて、平成27年10月1日付で、水戸市立図書館を育てる市民の会としての見解を下記のとおり公表しました。

指定管理者制度の導入によって、開館日が増え、開館時間が延びる等、目に見えるメリットは確かにあります。しかし、その一方で、図書館サービスの質や公共性の観点から問題がないか厳しくチェックしていく必要があります。また、「知の拠点」としての図書館の可能性、図書館の魅力を、市民にわかりやすく伝えていくことも、私たち水戸市立図書館を育てる市民の会の役割だと考えています。今後も皆様のご協力をお願いいたします。

水戸市立図書館への指定管理者制度導入決定を受けて（平成27年10月1日）

水戸市立図書館を育てる市民の会

指定管理者制度導入へ

平成28年度から水戸市立図書館の運営形態が大きく変わることになりました。

去る6月30日、水戸市議会は、「水戸市立図書館条例の一部を改正する条例案」を賛成多数で可決しました。これにより、中央図書館は従来通り市の直営という形で運営されるものの、他の5つの地区館、つまり東部図書館、西部図書館、見和図書館、常澄図書館、内原図書館（中央図書館の耐震工事期間中の2年間は中央図書館の機能が移るため平成30年度から導入）には来年4月1日から指定管理者制度が導入されることが確定しました。

市は、この条例案を提出した意図について、「水戸市は、類似都市に比べて図書館利用率が若干劣っている。それを引き上げるのは、現在の体制では困難である。一層のサービス向上、新たなサービスの展開には民間活力の導入が必要である。指定管理者制度の導入によって、より柔軟な対応が可能になる」旨、語っています（6月25日、市議会文教福祉委員会における中央図書館長の発言）。しかし、こうした市の考え方方が十分市民に知らされないまま図書館の在り方を大きく変えることになる決定がなされたことに強い疑問を感じます。本来なら、市長自身が、あるいは教育長自身が市民に対して十分な情報を開示し、きちんと説明する機会を設けたり、あるいは指定管理者制度導入についてパブリックコメントを求める等の丁寧な進め方がとられるべきであったと考えます。重要な変更を、市民が知らない間に決めてしまったとの印象はぬぐえません。また、昨年策

定された『水戸市第6次総合計画』が掲げる「市民主体の行政運営の推進」という基本理念にも著しく反する決定であると言わざるを得ません。

現在市は、市議会でのこの可決を踏まえて、9月15日までの2か月間、地区館の管理業務を5年間担うことになる指定管理者の公募を実施したところです。

「水戸市立図書館を育てる市民の会」の設立

そもそも、図書館を対象に指定管理者制度を導入しようという動きは、平成25年8月に急浮上しました。水戸市立中央図書館が、水戸市立図書館協議会に対して、市民サービスの維持・向上及び効率的な運営を図るために図書館の運営に指定管理者制度を導入することの可否について意見を求めたことがきっかけでした。図書館の運営形態を大きく変えようとのこうした動きに対して、私たちは当初から強い疑問をもちました。水戸市民としてこの問題にどう向き合つたらよいのか、市民に親しまれる図書館とはどのようなものなのか、また知の拠点としての図書館をより充実・発展させるためには何ができるのか、すべての市民が豊かなサービスを受けるためにはどうしたらしいのか等々の課題について、多くの市民とともに考え、知恵を出し合いたいと思い、翌26年1月に「水戸市立図書館を育てる市民の会」を設立いたしました。その後今まで、指定管理者制度や図書館の在り方に関する学習会及びシンポジウムの開催等を通じて、検討を重ねて参りました。

その結果、5年程度で指定管理者が交代する可能性があるこの制度の下で、専門性を具えた司書の確保や育成は可能なのか、蓄積されたノウハウの継続は可能なのか、一定の限られた指定管理料のなかで新たな市民サービスの提供は可能なのか、等々の問題点が明らかになりました。そして、市民にとっての「知の拠点」である公立の図書館は指定管理者制度にはなじまない、公立の図書館は直営の形を維持すべきだ、との確信をもつに至りました。同時に、指定管理者制度導入に反対する署名活動、市長との会見、駅頭でのチラシ配布、市議選・市長選候補者に対するアンケート調査等にも取り組んで参りました。

水戸市立図書館の目指すべき図書館像は

しかし、冒頭に記したように、来年度から5つの地区館に指定管理者制度が導入されることが決まってしまいました。微力ながら導入反対の運動を進めてきた私たちにとりましては、きわめて残念な結果となりました。折しも、今後9年間の図書館運営の指針となる『水戸市図書館基本計画（第3次）（案）』が検討されています。そこでは、目指すべき図書館像として「地域の知の拠点として、学びを支え、暮らしに役立つ、市民との協働による魅力ある図書館」を掲げています。この図書館像は、当然、5つの地区館にも共通するはずのものですが、指定管理者制度が導入される地区館において果たして実現できるのかどうか、大きな危惧を抱かざるを得ません。一例をあげますと、「図書館サービスの根幹を成す重要なサービス」と位置づけるレファレンス・サービスについて、本『計画（案）』は、「高度なレファレンス及びインターネットからのレファレンスは、資料の充実した中央図書館に集約して対応するなど、地区館との役割分担を図ります」と記しています。これに対応したことか、5つの地区館の業務は「貸出しサービスを中心に運営します」として、レファレンス・サービスについては一言も触れていません。「重要なサービス」であるはずのレファレンス・サービスが、地区館においては軽視されてしまう危惧を感じています。

市が主張するように、指定管理者制度の導入によって開館日が増え、開館時間が延びることは確かでしょう。それと同時に、図書館サービスの質の面で一層のサービス向上、新たなサービスの展開に果たして結びつくのかどうか。その点は厳しくチェックする必要があると考えています。残念ながら、来年4月から水戸市立図書館の運営形態が大きく変わることになりました。運営形態が変わることを前提に、私たちは、市民にもっとも身近な公共施設である図書館、「地域の知の拠点」としての役割が今後ますます大きくなる図書館が今後どの

ように成長するのか、あるいは退化するのか、時には批判し、時にはいろいろ提案しながら市民の目線でしっかりと見守っていきたいと思います。

●水戸市図書館基本計画(第3次)(案)について 会としての意見を提出

平成27年7月1日(水)～7月30日(木)に行われた、水戸市図書館基本計画(第3次)(案)に対する意見公募に、水戸市立図書館を育てる市民の会として、意見を提出しました。

市民からの意見数は、計7人(内団体1)33件でした。意見等の概要及び回答は、水戸市立図書館ホームページ <http://www.library-mito.jp/> より、新着情報「水戸市図書館基本計画(第3次)(案)について、公募結果を公表しています。」にてご覧いただけます。



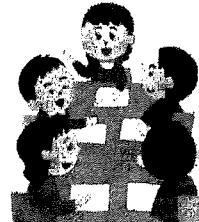
上記意見を出すにあたり、平成27年7月20日、三の丸市民センターにて、第6回学習会「水戸市図書館基本計画(第3次)(案)を読む」を開催しました。ご参加いただいた皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

《活動報告》

水戸市図書館基本計画(第3次)(案)では、子どもの読書活動の一環として、学校図書館の充実が挙げられています。それに伴い、次のような活動を行いました。

●第7回学習会を開催

平成27年10月4日、三の丸市民センターにて、第7回学習会「学校司書の仕事」を開催しました。茨城中学高等学校司書の吾妻さんと茨城県立第二高等学校司書の勝山さんのお話を伺うと共に、学校図書館への取組で注目された山形の鶴岡市立朝陽第一小学校のビデオ「図書館を生かす 学校は変わる」を上映しました。



学校司書の役割・職務について 講師 茨城中学高等学校専任司書教諭 吾妻睦子さん

学校図書館の目的とは 学校図書館法第2条「この法律において「学校図書館」とは、小学校、中学校及び高等学校において、図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童または生徒及び職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教育を育成することを目的として設けられる。」学校図書館は、教育のためのセンター・教育機関であり、読書への支援、先生が生徒へ教えることへの支援、生徒が自分で学ぶことの支援をする。

学校司書の役割・職務

- ① サービス(表からもよく見える部分)・・・本の貸し出し・返却、個別の読書相談、レンタルサービス、掲示や展示コーナー作り、イベントの企画など
- ② 準備(裏方作業だが、これがきちんとできないと①のサービスはできない)・・・開閉館作業、データのバックアップ、新刊図書の購入・受入、書架整理、除籍、図書の修理、職員用図書の準備など
- ③ 次のステップ(さらに大事)・・・授業の支援、利用指導の支援、生徒へのオリエンテーション、図書委員への援助など
- ④ 総務的活動・・・年間計画、会計、調査関係、統計、設備、研修(社会・生徒・本への変化に対応するために必要)
- ⑤ その他・・・近隣の図書館や外部組織との連携(互いに連携するためにはどちらにも人材が必要)

職員会議への参加(先生との連携が必要)など

*学校の教育は单年度で考えられている。よい活動・教育をしても翌年、先生が変わると反映されるかは次年度の先生次第。図書館はそこを継続して支援し、教育を積重ねていくことができる。

*健全な教養とはどのようなものか?

学校で調べ学習をすると、生徒から「スマホで調べると早いよ!」という言葉が返ってくる。インターネットで調べるスキルがついてもそれは教養か?ネットの情報には嘘もある。

*学校図書館司書に求められることとは、 ●有資格者であること ●図書館の蔵書に精通していること
●学校内の教育内容や在籍している児童のことを把握していること ●教育者の目をもっていること

参考文献 「学校に司書がいたら」 村上恭子著 少年写真新聞社、「学校司書ってこんな仕事」 学校図書館問題研究

究会編 かもがわ出版、「学校図書館発 育てます!調べる力・考える力」 遊佐幸枝著 少年写真新聞社
ビデオ 「図書館を生かす 学校は変わる」

山形の鶴岡市立朝暉第一小学校の取組について、学校の先生、保護者と連携して学校図書館を中心とした遊びを行なっていると紹介されています。学年ごとに必読書をリストアップして掲示し、読破すると顔写真を貼った賞状を掲示。クイズをしながら図書室の使い方を教えたり、生徒のおススメ本POPを掲示したりするなど、様々な活動を行なっている様子や、子どもたちがこぞって学校図書館を利用する様子が紹介されました。また、活動により、子どもたちに、“人の話を聞ける・表現力がつく・学力UP・自分で調べる力がつく”などの変化があったそうです。

朝暉第一小学校見学記及び総合学習についてのお話 講師 茨城県立第二高等学校司書 勝山万里子さん

朝暉第一小学校は、公立で学力が高い学校があるということで注目されるようになった。ビデオのような状態になるまでかなり苦労があり、校長先生の方針と合わないと活動を進めるのは難しかった。朝の開門とともに登校してきた子どもたちが図書室にどんどんやって来るそうで、図書室内が子ども達でいっぱいになり、廊下にまであふれかえるほどだった。読み聞かせを通じて学年を越えた交流もある。

総合学習について

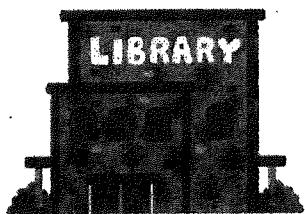
総合学習においてどう調べるか?どうまとめるか?どう伝えるか? この力が朝暉第一小の子は身に付いていた。高校でも同じ学力の子どもに調べ学習をさせても出身市町村によって調べ学習の基本がわかっている子といない子と差を感じる。

例「固まった知識は本で、新しい情報はネットで調べる。」「ウィキペディアの情報は使わない」

上記のような話をする子と、「聞いたことない。小学校でも中学校でもネットで調べていた・・・」という子どもがいる。こういう場面を見ると基本を教えてこなかった大人の責任を感じる。

《編集後記》

最近、各地の図書館指定管理者制度導入に関する問題が新聞や雑誌の記事で取り上げられているのを目になります。水戸市立図書館への指定管理者制度導入は決定していましたが、当会は今後も図書館の成長を市民の目線でしっかりと見守っていきたいと思います。皆様のご協力を願いいたします。



水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第6号

代表：齋藤典生 平成27年12月24日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒

310-8610

Tel 029(231)3987 email: mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を

育てる市民の会会報

第7号

平成28年3月25日発行



●学校図書館に学校司書配置についての 今までの活動と今後

昨年（平成27年）4月に学校図書館法の一部が改正され、専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くよう努めなければならない。ということになりました。

茨城県内でも、法律に規定される前から、独自に学校司書を配置し、児童の読書活動や授業支援などを行っている自治体があります。では水戸市ではどうだったのでしょうか。学校図書館は保護者のボランティアや委員会活動に任せられ、専門的知識のない人たちが、いろいろな工夫をしながら担っていることが多いようです。

そこで、平成19年「小学校での読書を考える会」水戸ネットワーク（以下、水戸ネット）をボランティア団体として立ち上げ、情報交換や資質の向上を図ってまいりました。しかし、同じ人が長く続けることはできないため、向上にも限界があります。そこで学校図書館には専門的な知識を持った学校司書が配置されるべきだと思い、ここ数年学校図書館に関して次のような活動をしてきました。

（＊「水戸市立図書館を育てる市民の会」が発足しましてからは連携した活動を行っております。）

今までの活動

1. 平成25年より年1回、総合教育研究所を訪問し学校司書配置について担当者に状況をうかがってきましたが、毎年予算要求をしているものの配置にいたっていない。
2. 平成26年7月 ・学校図書館研修会「子どもを育む読書の在り方」（講師 渡辺暢恵 東京学芸大学ほか非常勤講師）を実施。学校図書館においては学校司書の役割が大きいことを学ぶ。
3. 平成27年5月 ・茨城県内の学校司書が配置されている市への電話調査（10市） 10市中9市で1校に1名配置
4. 8月 ・教育長宛に要望書提出。内容：①専門性を確保するために、司書有資格者を採用してください。
②1校に1人、専任で配置してください。③学校司書が力を発揮できる待遇、環境を整えてください。
5. 9月 ・牛久市立ひたち野うしく小学校学校図書館見学
6. 10月 ・中央図書館長より要望書の回答として飯田議員が議会で質問した時の答弁要旨が提示される。
・「水戸市立図書館を育てる市民の会」の三役が総合教育研究所に行き、所長以下に学校司書配置を要望
7. 11月 ・水戸市議会議長宛に請願書提出。内容：①学校司書配置の長期計画の提示 ②市立小中学校1校に1人専任での配置 ③司書有資格者の配置と継続勤務の保障
8. 12月 ・請願書について文教福祉委員会で検討した結果、継続審議になる。

今後の動き

- 平成28年5月 ・水戸ネットの「情報交換会」の中で総合教育研究所の担当者に来ていただき、図書ボランティアとの情報交換をする予定

平成 28 年度より水戸市立図書館の嘱託職員 5 名が、学校図書館の図書整備とデータベース化のために学校図書館支援員として派遣されます。詳細は不明です。これはあくまでも支援員であって学校司書ではないそうです。本来の目的にあった学校司書が配置されるまでには、まだまだ時間がかかりそうです。
(磯崎洋子)

●水戸市立図書館の指定管理者が決定しました

指定管理者となるのは、株式会社図書館流通センターです。

期間は平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日です。水戸市立内原図書館については、平成 30 年 4 月からとなります。

詳しくは、「水戸市立図書館の指定管理者の指定について」を水戸市立図書館ホームページからご確認ください。

なお、指定管理者への運営移行作業のため、以下の通り休館となります。

東部図書館・西部図書館は、3 月 28 日～3 月 31 日まで休館。

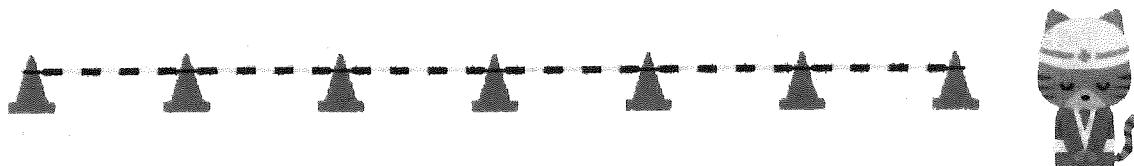
見和図書館・常澄図書館は、3 月 29 日～4 月 1 日まで休館。

* 水戸市立図書館ホームページ参照 <https://www.library-mito.jp/>

●耐震化工事のため水戸市立中央図書館が休館となります

中央図書館は、耐震化工事のため、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで休館となります。休館期間中の資料の貸出・返却・予約等については、水戸市立図書館ホームページの「中央図書館の耐震化工事による休館のお知らせ」に記載があります。

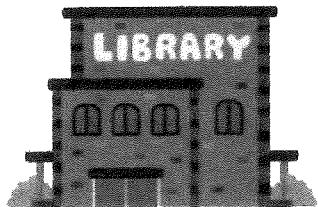
予約の受取・申し込みなど、特に中央図書館をご利用の方は確認されることをお勧めいたします。



《編集後記》

水戸市立図書館は 4 月より新体制でのスタートとなります。指定管理者制度の導入により、便利になったことや疑問に思ったことなど、利用者の皆様の目線で気づいたことがありましたら、ぜひ会までお知らせください。学習会等を通して意見交換を行い、市民の声を届けたいと思います。

今後は定期的に会報を発行し、会員の皆様とより多くの情報を共有していきたいと思いますので、ご意見をお寄せください。会報への投稿をお待ちしております。



水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第 7 号
代表：齋藤典生 平成 28 年 3 月 25 日 発行
水戸市中央 1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610
TEL 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第8号

平成28年7月16日発行

●「平成28年度 水戸市立図書館を育てる市民の会総会」が開催されました

平成28年5月14日(土)13:30~15:30、茨城県立青少年会館を会場に総会が開かれました。以下の議案が提案され、いずれも了承されました。

- (1) 平成27年度事業報告 (2) 平成27年度決算報告 → 総会資料参照してください
- (3) 平成28年度事業計画(案)

水戸市立図書館への指定管理者制度導入にどう対応したらよいのか、市民に親しまれる図書館像とはどのようなものなのか等々について、これまで市民の皆さんと知恵を出し合ってきました。今年度も、水戸市立図書館の充実を目指して、次の事業を行います。

①定例学習会の開催 ②会報の発行 ③その他、本会の目的を達成するために必要な活動

現在検討されている内容 水戸市立図書館指定管理者との懇談会、他市図書館の見学会、
指定管理者制度学習会(講師に松岡要氏等予定)

- (4) 平成28年度予算(案) → 総会資料参照してください
- (5) 役員選出 会長:齋藤典生 副会長:未定 顧問:島田修一
事務局長:坂部豪 会計:海野敏明 運営委員:西村洋子、須田美智子、大辻京子

●総会 記念講演「徳川光圀と修史事業」 茨城大学名誉教授 鈴木暎一先生

報告:須田美智子

本年度総会の記念講演では鈴木暎一先生をお招きし、「徳川光圀と修史事業」という演題でお話をいただきました。随所にユーモアをまじえ、深い学識に裏付けられた先生のお話は大変興味深く、質疑も含めた90分間はあつという間に過ぎていきました。以下、不正確なところがあるかとは思いますが、そのお話の内容を紹介し、最後にちょっぴり私の感想を付け加えます。

徳川光圀というとテレビの人気番組「水戸黄門」の名で有名であるが、光圀が助さんのモデルの佐々介三郎、格さんのモデルの安積滄泊を従えて諸国を漫遊した事実は一つもない。にもかかわらず、実在もしれない役職名で、天下の副将軍「黄門さま」として、多くのフィクションとともに全国的に名を馳せるようになったのは、明治20年代以降のことである。それは、なぜか。事実光圀が行った多方面にわたる大事業や彼自身の言行録が多数残っており、さらに彼を囲む学者たちによる隨筆や見聞録等にもよるが、悪代官を懲らしめ、弱者を救う姿が講談や芝居で語られることで、いつの時代も変わらぬ民衆の正義感とお上への抵抗感が、「黄門さま」という人格を作り上げた。

水戸藩二代藩主徳川光圀は、寛永5年(1628)に徳川家康の11男頼房の3男として水戸城下で生まれた(現水戸一高の端っこあたり?)。側室の子であったので、ここでも出生をめぐるもうろろの逸話が語られた。

少年時代の光圀は奔放で乱暴な性格、運動神経は抜群、容姿端麗で品行不良。「言語道断のかぶき者」といわれたが、18歳の時に「史記」の「伯夷伝」を読んでいたく感銘し、兄を差し置いて世子となつたこと

でも苦悩するに及び、以後、反省と改心により好学厚情の人となった。水戸藩三代目藩主には、わが子を高松藩に送り、兄の高松藩主松平頼重の子を養子として迎えている。

世子問題が落ち着くと、光圀は20代から修史編纂のために収集した史料を史書に反映すべく彰考館を建て、修史事業を本格化させるに至る。そのため明から二人の僧を招き、手厚くもてなした。この徹底ぶりは「大日本史」の編さんに限らず、記紀万葉の研究から西洋医薬の研究と備蓄、何度も蝦夷地探検まで行ったことなどからもわかる。

鈴木先生の講話は、水戸に光圀という文武兼備の並外れた武将がいたこと、そして修史事業に心血を注いだことをわれら市民はもっと学ぶべきであり、よく知ってほしいとの意味を込めたメッセージとして受け止めた。

私は、光圀の実像の一端にふれたことにより、市民にもっとも身近な公共施設である図書館すら大事にしない現市政を考え、文化行政への熱血度を比較せずにいられなかった。

●学習会報告「指定管理で何が変わった?」 平成28年6月18日(土) 13:30~15:30

4月から指定管理者制度が導入されました。この約2か月間に図書館はどう変わったのか。学習会では、利用者の立場からの実感を出し合いました。以下は、主な意見です。

①見和図書館については、指定管理導入後職員に余裕がなく、雰囲気がぎすぎた感じを受ける。

- ・見和図書館でフルタイム採用された職員が2名退職した。(フルタイムの職員の休日の取り方が、定期休館日の金曜日及び土、日を除く平日になっている。土日に必ず出なくてはいけない)。

※ぎすぎた雰囲気は、導入後まだ日も浅いことから経験を積み重ねることにより解消されるかも。

※中央図書館の休館に伴って、利用が伸びていると思われる。しかも、直営の頃にはいいことではないが、サービス残業でこなしていた面もあるので、結果として、必要な事務量に対して適切な人員が手当されていないのではないか。その結果がカウンター業務に表れている。

- ・書架が窮屈になっているところから、指定管理移行時に、機械的に本を抜き閉架に回していたように思われる(これまで、閉架に入れる本は、利用の度合いなどを確認しながら、1冊ずつ判断していくが、それが継続されているのか不安)。

→ あつたはずの本が見つからないということはないのか、見守る必要がある。

※閉架に移された後、いずれは除籍の処分を行う事態も考えられる。その際、指定管理者の担当が除籍候補にあげたリストを中央図書館でチェックしきれるのか心配である。そもそも、機械的に閉架に入れていたことからすると、1冊1冊の資料価値を考慮しないで、良書が廃棄されてしまう心配がある。

- ・展示コーナーにおいて、一定のテーマに基づいた展示を行っているが、展示によって市民の本への興味を刺激しようという姿勢というか、図書館側のテーマにかける意気込みが感じられない(直営のときは、職員同士が悩みながら、意見を出し合って展示を行っていた)。

②東部図書館については、閉館時間が19時から20時に1時間延長されたことから、図書館近辺住民からは利便性が増したと好感を得ている。ただし、利用者は多くはない。

③共通事項

- ・直営時の嘱託職員は、司書資格保有が採用条件であったが、指定管理者の採用条件には司書資格保有がないうえに、図書館が初めてでも、いきなり司書資格のない職員がカウンターに出ている。図書館長は司書有資格者か?
- ・郷土資料や専門的な分野にアドバイスするレファレンス機能が低下する危惧がある(司書資格を得た

人でも、5～6年以上の経験がレファレンスには必要であり、5年で見直しの指定管理者制度ではサービスの低下につながりかねない。 → レファレンスを利用してみよう

- ・以前は、図書館は違っても、嘱託職員、図書館職員相互に意見を出し合い、調整をとることができたが、指定管理者制度導入に伴い、直営と指定管理者館の職員同士（かつては同じ嘱託同士だったのに）の連絡調整ができなくなった（上の人の通さなければ連絡ができないシステムになった）。
- ・特別整理の期間が短くなったのはいいかもしれないが、2館同時に休館というのは使いづらい。
- ・新しいサービスとして、目立つのはアロマのサービスと本の殺菌か？ アロマは人によって好みがあるので、いいとも言えない。水戸と同じ今年4月に指定管理を開始した守谷中央図書館では、託児サービスが始まったが、水戸は守谷ほど部屋に余裕がないので、お話しや勉強会と、部屋の使用がかぶる可能性がある。それらの点について、ボランティアに説明がないまま、業者のアルバイト募集が始まっている。ボランティアにきっちり説明するためにも、ボランティアの連絡会を作つてほしい。
- ・電子図書館の導入が急に決まった。児童書には紙の本であれば受け入れないような本が入っている。事前のチェックはないのか？ また、登録のための資格が通常の利用資格と異なる。問題はないか？ また、電子図書館への利用登録は図書館のシステムとは異なるシステムへの登録ではないのか。個人情報を登録できるのか？ そもそも、電子図書館は役に立つか？ 電子図書館や託児サービス等の新しいサービスにまわす予算があれば、職員の入件費にかけて、カウンター業務の質をあげてほしい。

→ 電子図書館を使ってみよう

●指定管理者制度が導入された守谷中央図書館で退職相次ぐ

守谷中央図書館の最近の動向についての記事が、平成28年7月2日付の茨城新聞に掲載されました。水戸も同じ指定管理者で、職員の定着が懸念されます。今後、水戸市立図書館の動きを注視していきたいと思います。全文を転載しますのでご覧ください。

「守谷中央図書館 館長や職員退職相次ぐ 指定管理者4月導入後 市議会が改善要求」

4月から指定管理者制度を導入した守谷市の守谷中央図書館で、館長や職員の退職が相次いだことが1日、明らかになった。職員は順次補充し、館長は代理を置いた上で8月に配置する予定という。守谷市議会は同日、総務教育常任委員会を開き、指定管理者の責任者から説明を求めるとともに改善を要求。図書館流通センターの石井昭社長は「われわれの図書館運営の中で、(以前からの職員との)人間関係が薄く、コミュニケーション不足があった」と陳謝し、改善する考えを示した。

同図書館では、制度導入以降、4月に就任した新館長の男性が6月5日付で退職したほか、職員も6月末までに5人が退職。職員の負担増大が不安視されていた。常任委では理由として、新体制でのコミュニケーション不足や説明不足が挙げられた。

同センターは職員を順次補充し、館長代理を配置。7月から職員を新たに5人増員。8月には新たな館長が就任予定という。

委員会で石井昭社長は、「現在の状況について、責任者としておわび申し上げる」と陳謝。出席した市議からは「(指定管理者制度は)何年もかけて導入した。2、3カ月でこういう問題が出るのは残念。早く解消してほしい」「今までのスタッフ・ボランティアに対する説明不足感が否めない。説明する時間を設けてもらいたい」などの意見が出され、石井社長は「社を挙げて努力したい」と応じた。林正樹館長代理は「スタッフの意思疎通やスキルアップをしっかりとやりたい」と話した。(石川孝明)

読み聞かせが生きがい

「本に関わることがしたい」本が大好きだった長男が9歳で他界した時そう思った。10年後にPTA文庫委員活動から読み聞かせ「四つばの会」を立ち上げて、今年で27年になる。20人の仲間たちと活動しているが、生きがいとなった今、活動日が楽しみだ。

そのころ、水戸では読み聞かせに取り組むグループはなかった。何もわからないままに、朗読の先生から声の出し方、きれいに読む方法を学んだ。だから、どのように絵本を持ったらしいのか、どんな本を選んだらいいのか、すべてが手探りのまま、まずは子どもの前で読んでみた。すると、聞いていた子どもたちがとても真剣に聞いてくれた。あのときの感動は今も忘れない。

読み聞かせの日、何を読もうかなとあれこれ絵本を何冊か用意していく。さまざまな年齢の子どもたちが、にこにこしながら親子でおはなし室にやってくる。さあ、おはなし始まった。じっと耳を傾けている子どもたちは、絵本の世界にどんどん吸い込まれていく。その中でいろいろなことを想像したり、夢を抱いたり、さまざまな体験をする。

よい絵本は子どもに夢と希望を与え、子どもは心豊かに育っていくという。私たちの活動は、今のように、読み聞かせが大切と言われるずいぶん前から始まった。会員たちは誰もが草分けとしての誇りとやりがいを持って活動している。日頃の努力と学び合う心を大切するために、研修会や講演会などにせっせとでかけていく。活動を通じて、学ぶ楽しさも知った。

子どものためと言ながら本当は自分のためでもある。絵本は、聞く人の心も読む人も心も和ませ、ほのぼのとした幸せな気持ちにしてくれる。かわいい子どもたちの笑顔やきらきらした赤ちゃんの目が待っていると思うと、次は何を読もうかワクワクしてくる。家に帰れば夫の介護で明け暮れる毎日。それでも、心豊かにいられるのも好きなことがあるからだ。

四つばの会 西村洋子



《編集後記》

6月の水戸市議会で、「学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願」が趣旨採択されました。水戸市議会も、学校図書館に学校司書の配置の必要性を認めたわけです。それにもかかわらず学校の現場では、今年4月より、市内全小中学校へ学校図書館支援員（嘱託職員）が学校図書館図書等のデータベース化作業を行っております。ただし、教育委員会の担当部署は、データ整理後の学校図書館のあり方等について長期的見通しを示しておりません。

議会への請願が趣旨採択された事実を通して、学校図書館の将来について今後も会として意見を発信していきます。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第8号

代表：齋藤典生 平成28年7月16日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第9号

平成28年10月7日発行



●平成28年第3回水戸市議会定例会が開催されました

平成28年9月5日（月）から平成28年第3回水戸市議会定例会が開催され、飯田正美議員が、図書館行政について質問しました。以下に、答弁も含めて、概要を紹介します。

報告：海野敏明

水戸市議会9月定例会において、水戸市立図書館を育てる市民の会会員の飯田議員が、指定管理者制度導入後の図書館サービスの状況及び学校図書館の充実について一般質問を行いました。

最初に、指定管理者制度導入後5か月が経過し、その間民間活力を活用した図書館サービスの充実が図られたのか、また、レファレンスサービスに不可欠な司書資格職員の配置状況などを質問しました。さらに、水戸市と同時期に図書館流通センター（TRC）が図書館の指定管理を受けた守谷市では、新聞報道にあったように館長や奉仕員が退職し、守谷市議会でTRCの石井社長を総務教育常任委員会に招致するなど混乱したことなどを取り上げ、指定管理の危うさの一端を述べました。

質問に対し、教育部長からは、開館日や開館時間の延長により、見和、東部、西部、常澄4館の4月から8月までの貸出点数の合計が、前年度より8%増加した、^{*1} また、新たなサービスとして電子書籍貸出等や絵本や子育てに関する本の紹介等を行う育児コンシェルジュを配置し、子育て支援サービスを開始した、スタッフの司書資格の保有率は現在70%となっており、適正な状況ととらえている、等の答弁がありました。^{*2}

*1 中央図書館が休館している現状では、その分の利用増が見込まれ、指定管理が理由で増加しているのかどうかは、検証できない。より正確な議論が望まれる。

*2 育児コンシェルジュは保育士等の有資格者を配置しているのに、図書館については司書有資格者100%でないのはおかしいということを、質す必要がある。また、指定管理以前の有資格率と比較すべきである。

次に、これまで何度も取り上げてきた学校図書館支援事業について質問しました。4月以降、5人の嘱託司書職員を支援員として配置し、各小学校を巡回し、司書教諭と連携を図りながら図書のデータベース化や蔵書の管理などを行うとの説明に対し、専任の学校司書を配置しなければ学校図書館の機能が果たせないと想いから、繰り返し質問をしてきました。これに対して、巡回方法や回数などを工夫することで十分な効果があげられるとの答弁で今日に至っています。

そこで、学校図書館支援事業の進捗状況と今後のスケジュールについて尋ねました。さらに、改正学校図書館法が施行され、学校には司書教諭のほか学校司書を置くよう努めるとされ、その結果、全国の県庁所在地で学校図書館に人的措置がなされていないのは水戸市を含め5市のみになっていることを指摘し、学校図書館法の趣旨に沿って学校司書を置くための長期計画の必要性、さらに長期計画策定についての教育委員会の考えについて質問しました。

教育部長答弁は、4月に小学校32校の図書館の調査やアンケート調査を実施し、各小学校への巡回計画を作成し、この計画に基づき学校図書館の蔵書55万冊のデータベース化に向けた図書の選別作業を進めており、来年度以降小学校と併せて中学校への事業拡大を予定し、4年間をめどにデータベース化を完了させるというものでした。

また、学校図書館の充実に向けた長期計画の策定については、学校ごとに特色があり、個々の学校の実態や状況に応じた学校ごとの計画策定が重要である。よって、学校図書館支援事業を推進し、成果や課題を検証しながら、学校と一層連携し、新たな視点に立ち学校図書館の充実に努めてまいりますと答弁しました。

こうした議会でのやり取りをみると、質問の趣旨に沿って教育部長が答弁されていないと感じるのはいささか残念なことです。

●親子に優しい図書館 水戸市が配置「育児コンシェルジュ」 東京新聞茨城版 2016年9月27日より

水戸市は、子連れの図書館利用者のための専門相談員「育児コンシェルジュ」を、十月から市内の四館に計六人配置すると発表した。市によると、県内では守谷市に次いで二例目。

育児コンシェルジュが活動する四館は、東部（水・木・金曜日）、西部（同）、見和（月・水・木曜日）、常澄（月曜日）。時間はそれぞれ午前十時～正午、午後一～三時。

六人は保育士と幼稚園教諭の資格を持ち、年齢に応じた絵本の紹介や読み聞かせの実演に取り組む。また、保護者がゆっくり本を選べるよう子どもを一時的に預かって面倒を見る。育児に関する悩み相談にも対応し、内容次第で市の担当窓口へつなぐ役割を担う。

育児コンシェルジュのサービスは、市立図書館の指定管理者「図書館流通センター」（東京都文京区）の事業。東部、見和の両図書館では九月から試験的に導入されている。見和図書館の根岸広通館長（62）は「コンシェルジュは利用者に声をかけて、何を必要としているか聞くようにしております」と話す。

市によると、同じ指定管理者によって運営されることが決まっている内原図書館でも、二年後にサービスが開始される予定。（越田普之）

●日本図書館協会、指定管理者制度への見解を示す

平成28年9月8日、日本図書館協会が新たに、指定管理者制度について見解を表明しました。以下に、一部を抜粋して紹介します。詳しくは、インターネットでご確認ください。見出しのみは本文略。

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/kenkai/siteikanrikenkai2016an.pdf>

なお、9月12日には、図書館における指定管理者制度の導入等について2016年調査（報告）が公表されています。あわせて、ご参照ください。

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/images/committe/torikumi/sitei2016.pdf>

はじめに

1 公立図書館のあるべき姿

(1) 公立図書館の役割 (2) 管理運営の基本

2 公立図書館における指定管理者制度の運用状況

(1) 指定管理者制度の導入状況 (2) 図書館職員数 (3) 指定管理者制度の導入をめぐって

3 指定管理者制度の課題

(1) 制度上の課題

ア 指定期間の設定

指定期間の設定は、地方自治法第244条の2第5項で「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。」としており、おおむね3年から5年という指定期間の短さがあり、次回も引き続き指定管理者として指定されるとは限りません。したがって、指定管理者の職員の雇用期間も毎年に更新する有期雇用の場合が多く、経費節減が厳しく求められる状況において、安定した長期雇用が必ずしも保障されません。このため、短期的に職員が入れ替わることとなり、指定管理

者の職員として、安定した身分を確立し、優れた人材を確保するための状況改善には課題があり、サービスの維持・向上を果たす上での職員の基層における影響が避けられません。

イ 職員の研修機会

図法（図書館法の略）は、第4条から第7条までと第13条で司書や専門的職員の配置について規定しています。司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくものです。このため、図書館の設置者には、司書に資質・経験等に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努めることが重要で、専門性と継続性を確保し、図書館奉仕を行うことが求められています。指定管理者における職員の研修機会については、一部の指定管理者を除いては、研修を企画運営する職員の人材不足や外部研修への予算、時間の確保が難しいなど、多くの課題を抱えている状況にあります。

ウ 指定管理者側の経済的利益

地方自治法第244条の2 第8項で「利用料金制」が規定されていますが、指定管理者側の経済的利益の期待は、図法第17条において「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」としており、指定管理者側の事業収益が見込めず、経済的な利益を期待することは困難です。このため、人件費を抑えざるを得ない構造上の事情から不安定な雇用状況の中、厳しい条件の下での労働という社会的課題の側面とも関わることがあります。公立図書館において公正で安定した管理運営を行い、サービスを維持・向上させていくことができる物的能力、人的能力を確保することは、地方自治体の責務であり、自らが直営で維持管理し、運営していくことが必要です。

（2）手続き上の課題

指定管理者の選定については、複数の候補団体の中から、公正かつ透明性を確保しつつ、住民や議会の理解や合意を得ながら行うことが必要です。しかしながら、地方公共団体が、特定の団体以外に図書館の指定管理を最も効率的かつ効果的に行うことができないと認める場合については、特定団体を選択することは法令上妨げられていません。指定管理者制度の導入に当たっては、議会の議決が必要であることは当然ながら、あらかじめ図書館協議会に諮ることや住民への十分な情報提供や説明を行うなど、必要な手続きを十分に行なうことが不可欠です。本来図書館の運営を考えるに当たっては、住民のための望ましい図書館を住民とともに作り上げていくよう機運を醸成することが肝要であり、利用の主体である住民の意向を最大限尊重することが重要です。

（3）設置者側からの課題

ア 企画立案への職員参加 イ 指定管理者と地方公共団体との責任 ウ 運営内容の共有化

住民にとって図書館サービスを利用する上で、自治体内の各図書館サービスの質的均一性と継続性が重要です。そのためには、各図書館相互における運営内容の共有化を図り、緊密な連携が求められます。自治体内において、指定管理者の分離指定（中央館と分館、複数の分館）が行われた場合、意思疎通や調整上の舵取りの難しさが避けられないことや、次の指定がなかった場合にサービスの質的均一性や継続性を確保できるかが大きな課題となっています。

（4）利用者側からの課題

ア 図書館サービス・事業 イ 地域の図書館の役割 ウ 個人情報にかかる懸念

個人情報の保護については、公務員の規定に加えて「図書館の自由に関する宣言」（1954年図書館大会採択、1979年日本図書館協会総会改訂）や、「図書館員の倫理綱領」（1980年日本図書館協会総会決議）などにおいて、利用者の秘密を守ることを明記しています。指定管理者が運営に加わる場合においても自治体職員と同様の義務は負うことになりますが、これまで指定管理者に起因する個人情報に關わる出来事が散見されており、利用者の立場からは、図書館の管理を他の者に行わせるため、個人情報にかかる懸念がないとは言えません。

4 導入の検討に当たっての留意事項

（1）指定管理者制度を検討する視点 （2）文部科学省の動向 （3）総務省の動向

おわりに

若き日の一冊を読み直す

今年3月中旬、卒業後50年を記念して高校の同窓会が郷里で開かれた。50年、節目の同窓会であることに引かれて、初めて参加した。宴もたけなわとなった頃、サークルが一緒だったという女性から声をかけられた。

「斎藤君から、倉田百三の『出家とその弟子』を読んでみたらと薦められたことがあるのよ。さっそく読んだけど、その時はおもしろくなくてね。ところが、50歳の頃読み直してみて本当に感銘を受けたの。読み直してよかったわ」との話。エッ、そんな本を薦めたって？ 全く記憶になかった。ヘエーそうなんだ、ぐらいで次の話題に移っていった。

数か月後、同窓会のその場面をふと思い出して岩波文庫版の『出家とその弟子』を入手し、読み直してみた。「序曲」と全6幕13場からなる戯曲である。主な登場人物は、親鸞、弟子の唯円、親鸞の息子の善鸞。物語は、この三者を中心とした問答の形をとって進み、人が生きるうえで避けられない愛と憎しみ・怒り、葛藤、悲哀、猜疑、迷い等々、人の心の諸相が語られ、それにどう向き合ったらよいのかが語られてゆく。

50年という時の流れを経れば読み方が異なるのは当然である。「それは言ってもなあ」とある種の違和感をもつ場面がある一方、それなりの経験に照らして強い共鳴を覚える場面もあった。唯円を諭す親鸞の次の言葉が響いた。「ただ何事も一すじの心で真面目にやれ。ひねくれたり、ごまかしたり、自分を欺いたりしないで、自分の心の願いに忠実に従え。それだけ心得ていればよいのだ。何が自分の心の本当の願いかということも、すぐには解るものではない。様々な迷いを自分でつくり出すからな。しかし真面目でさえあれば、それを見出す智慧が次第に磨き出されるものだ」。

それにしても、50年前の私はこの戯曲のどこに魅かれたのだろうか、どのような感想を抱いて友人に薦めたのだろうか。今になっては、もはや推し量ることはできない。しかし、同窓会でのふとした出会いからこの書を再読することになり、はるか昔の自分にふれた気がして懐かしさがこみ上げてきた。これもまたいいものだな、と思う。さて次は、昔読んだ本のうち何をひもといてみようか。迷っている。

代表：斎藤典生



《編集後記》

指定管理者制度が導入されてから半年が経ちましたが、図書館職員が導入前と大幅に新しくなってしまった館では、サービスの水準が落ちているのではないかでしょうか。普段、図書館を利用されている市民の方々の声を、広く集めていきたいものです。図書館を良くするのも、悪くするのも、市民にかかっています。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第9号

代表：斎藤典生 平成28年10月7日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第10号

平成29年1月13日発行



●総務省、図書館等4施設管理への指定管理者制度導入推進を見送る

平成28年11月25日に開催された政府の第19回経済財政諮問会議で、高市総務大臣提出の資料「経済・財政一体改革の推進に向けた地方行財政改革の取組について」により、図書館等4施設の管理運営について、指定管理者制度の導入推進は見送るという方針が示されました。

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/1125/agenda.html>

総務省は歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準の財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進しているところです。しかし、今後、図書館、公民館、博物館、児童館の4施設の管理については以下の理由から、トップランナー方式に指定管理者制度の導入は見送る方針であることが明らかになりました。

- 地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。
 - ・ 教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である。(図書館・博物館等)
 - ・ 地域づくりの拠点として重要な役割を有しており、行政や地域との密接な関係を安定的・継続的に維持していく必要がある。(公民館)
 - ・ 子育て支援機関として重要な役割を有しており、保育所、学校その他の機関との連携が重要である。(児童館等)
 - ・ 専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。
- 関係省(文部科学省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。
- 実態として指定管理者制度の導入が進んでいない。
- 社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議がある。

●「シンポジウム 学校図書館の可能性」にご参加ください

学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探求的な学習の充実が必要であり、同時に読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められています。これらの充実のために、学校図書館が利活用できるよう、平成27年4月学校図書館法が改正され、学校図書館の事務に従事する職員を学校司書として学校に置くように努めることとされました。学校図書館の可能性について、学びます。

基調講演 五十嵐絹子さん (学校図書館アドバイザー)

日時 平成29年1月22日(日) 14:00~16:30

会場 茨城教育会館 入場無料・申込不要 先着200名

主催:水戸市立図書館を育てる市民の会／「小学校での読書を考える会」水戸ネットワーク

後援:水戸市教育委員会／公益社団法人 茨城県地方自治研究センター

●新日本婦人の会水戸支部、質問書提出

平成 28 年 12 月、新日本婦人の会水戸支部が水戸市立図書館の運営について等の質問書を提出し、水戸市より回答を得ました。その回答を一部省略して掲載します。

水戸市立図書館の運営について（質問）

指定管理導入前後での変化について

- ①開館時間 ②休館日 ③職員数（正規職員・有期雇用職員および司書資格者数） ④職員シフト
- ⑤時間外労働時間 ⑥展示コーナーの月ごとのテーマ ⑦レファレンス件数（前年度の月毎の数と比較して）
- ⑧読み聞かせボランティア活動等への影響 ⑨年代別利用者数
- ⑩接遇・読み聞かせ・ブックトーク等の研修の受講人数（今後の計画も含め） ⑪学校図書館への司書派遣件数
- ⑫図書館長の司書資格の有無 ⑬指定管理者導入に伴う退職者数

中央図書館との連携について

指定管理者による運営がされている各図書館での新規の購入、閉架に移された図書への中央図書館でのチェック体制はどのようになっていますか。除籍処分となる場合も利用件数だけではなく、資料の持つ価値等も考慮した上で実施する体制が取られているか心配の声があります。チェック体制および担当者を明確にし、除籍図書リストの公開をお願いします。

指定管理者による運営図書館の連携について

図書館職員が他の図書館と展示や購入図書等の調整等を行う場合、職員間での直接やり取りする方法は継続されていますか。

水戸市立図書館の運営について（回答） 担当課：（中央図書館）

本年 4 月から指定管理者制度を導入したのは、東部、西部、見和、常澄図書館のため、4 図書館について回答。

- ①開館時間 28 年度 4 館とも、平日、土・日曜日、祝祭日のいずれも午前 9 時 30 分～午後 8 時

27 年度【参考】 4 館とも 平日午前 9 時 30 分～午後 7 時 土・日曜日、祝祭日は午前 9 時 30 分～午後 5 時 15 分

- ②休館日 28 年度 東部・西部…毎週月曜日（祝日は開館） 見和・常澄…毎週金曜日（祝日は開館）

4 図書館共通…毎月第 1 木曜日（11 月を除く）、年末年始、図書整理期間（年間 14 日以内）

休館日数（臨時休館除く） 東部 71 日、西部 66 日、見和 70 日、常澄 70 日

27 年度【参考】 東部・西部図書館…毎週月曜日 見和・常澄図書館…毎週金曜日

4 図書館共通…毎月第 1 木曜日（11 月を除く）、年末年始、図書整理期間（年間 14 日以内）、国民の祝日に関する法律に規定する休日のうち教育委員会が別に定める日

休館日数（臨時休館除く） 東部 78 日、西部 78 日、見和 79 日、常澄 80 日

- ③職員数（正規職員・有期雇用職員および司書資格者数）

28 年度 職員数は下記のとおり。雇用は指定管理者が行っているので、雇用形態については把握せず。（10 月 1 日現在）

東部…12 名（常勤 10 名、非常勤 2 名）、司書資格保有者数 10 名

西部…10 名（常勤 9 名、非常勤 1 名）、司書資格保有者数 7 名

見和…20 名（常勤 14 名、非常勤 6 名）、司書資格保有者数 11 名

常澄…6 名（常勤 5 名、非常勤 1 名）、司書資格保有者数 6 名

27 年度【参考】 職員数につきましては下記のとおり。

東部…12 名（正職員 4 名、嘱託員 5 名、臨時職員 3 名）、司書資格保有者数 8 名

西部…12 名（正職員 4 名、嘱託員 5 名、臨時職員 3 名）、司書資格保有者数 5 名

見和…15 名（正職員 4 名、嘱託員 6 名、臨時職員 5 名）、司書資格保有者数 9 名

常澄…8名（正職員2名、嘱託員6名）、司書資格保有者数6名

嘱託員は非常勤勤務、臨時職員は土・日曜日、祝祭日に勤務

④職員シフト 雇用は指定管理者が行っておりますので把握しておりません。

⑤時間外労働時間 雇用は指定管理者が行っておりますので把握しておりません。

⑥展示コーナーの月ごとのテーマ（27年度は記録しておりません）

| | |
|--------------|---|
| 東部図書館 | 4月 「今考えよう防災のこと」 5月 「公園」 6月 「夏支度のすすめ」 7月 「児童室へのご招待」、「自由研究お役立ち本コーナー」 8月 「暑さに負けないからだ作り」 9月 「動物とともに生きる」、「空をみよう」 |
| 西部図書館 | 4月 一般向け：「図書館の世界へようこそ」 児童向け：「おんがくをたのしもう」 5月 一般向け：「万華鏡の世界」 児童向け：「もうすぐ母の日」、「いきものだいすき」 6月 一般向け：「歯を大切に」 児童向け：「父の日」、「もうすぐ七夕！！なにをおねがいしようかな？」 7月 一般向け：「七夕を楽しもう！」 児童向け：「中学生が選んだ本」 8月 一般向け：「先ゆく人を偲ぶ～先人の言葉に学ぶ、夏。」 児童向け：「過去の課題図書あつめました！！」、「くらいのだいすき」 9月 一般向け：「里山の風景」 児童向け：「にんじやだーいすき」 |
| 見和図書館 | 4月 見和図書館10周年記念「この本い～くつ？」 季節の展示「おでかけ」 時事展示「今だからこそ考える…地震の本」 5月 季節の展示「あめ」、6月 企画展示「みち」 7・8月 企画展示「夏休みの宿題」 季節の展示「なつ」、「オリンピック」特集 9月 企画展示「防災」 季節展示「あき」 一般展示「ビアトリクス・ポタ一生誕150年」 |
| 常澄図書館 | 4月 日本遺産 5月 神社・仏閣 6月 貸出が0（回）の本 7月 大人になるってどういうこと？ 8月 オリンピック特集 9月 美しいもの |

⑦レファレンス件数 下表のとおり（27年度は月毎の件数が不明のため、年度合計の件数）

| | 28.4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 合計 | H27年度計【参考】 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------------|
| 東部 | 241 | 240 | 210 | 261 | 386 | 393 | 1,731 | 2,075 |
| 西部 | 198 | 184 | 209 | 375 | 422 | 224 | 1,612 | 3,883 |
| 見和 | 326 | 220 | 180 | 271 | 298 | 181 | 1,476 | 3,397 |
| 常澄 | 85 | 70 | 47 | 116 | 87 | 68 | 473 | 953 |

⑧読み聞かせボランティア活動等への影響

図書館ボランティアの協力によるおはなし会の開催については、指定管理者制度導入後、4館とも全て継続して行っております。

⑨年代別利用者数 下表のとおり

平成 28 年度（4月～9月）年代別利用者数（人）

| 館別 年齢 | 東部 | 西部 | 見和 | 常澄 |
|----------|--------|--------|--------|-------|
| 0～9歳 | 3,476 | 2,991 | 4,793 | 1,153 |
| 10～19 歳 | 2,458 | 2,522 | 3,360 | 809 |
| 20～29 歳 | 1,034 | 996 | 1,649 | 396 |
| 30～39 歳 | 4,964 | 3,621 | 6,033 | 1,628 |
| 40～49 歳 | 6,343 | 5,599 | 10,038 | 1,869 |
| 50～59 歳 | 4,661 | 3,769 | 6,189 | 1,189 |
| 60～69 歳 | 6,405 | 5,834 | 7,941 | 1,655 |
| 70～79 歳 | 3,740 | 3,704 | 5,048 | 766 |
| 80 歳以上 | 1,092 | 605 | 1,305 | 60 |
| 合計 | 34,173 | 29,641 | 46,356 | 9,525 |

平成 27 年度【参考】（4月～3月）年代別利用者数（人）

| 館別 年齢 | 東部 | 西部 | 見和 | 常澄 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 0～9歳 | 7,563 | 4,649 | 10,828 | 3,685 |
| 10～19 歳 | 8,663 | 7,469 | 14,154 | 3,079 |
| 20～29 歳 | 3,478 | 4,297 | 6,651 | 992 |
| 30～39 歳 | 10,915 | 7,707 | 16,833 | 3,375 |
| 40～49 歳 | 12,558 | 11,166 | 17,672 | 3,066 |
| 50～59 歳 | 6,631 | 5,878 | 5,661 | 1,250 |
| 60～69 歳 | 7,071 | 6,745 | 6,431 | 1,920 |
| 70～79 歳 | 3,373 | 3,563 | 3,875 | 863 |
| 80 歳以上 | 995 | 972 | 989 | 90 |
| 合計 | 61,247 | 52,446 | 83,094 | 18,320 |

⑩接遇・読み聞かせ・ブックトーク等の研修の受講人数（今後の計画も含め）

研修の受講人数は下記のとおりとなっております。

28 年度 4 館全体研修 接遇 2 回（40 人、42 人） 電子図書館（40 人） 個人情報保護（12 月予定）

責任者研修 クレーム対応（1 人） この他、茨城県図書館協会主催の研修（初任者研修等）に参加

27 年度【参考】 全体研修 郷土資料に関するレファレンス（35 人）

この他、茨城県図書館協会主催の研修（初任者研修等）に参加

⑪学校図書館への司書派遣件数 司書派遣は、「水戸市立図書館管理業務仕様書」に含まれていないため、未実施

⑫図書館長の司書資格の有無

28 年度 図書館長の司書資格につきましては、4 名中 1 名が保有

27 年度【参考】 図書館長の司書資格につきましては、4 名中 2 名が保有

⑬指定管理者導入に伴う退職者数

平成 27 年度末に嘱託員 25 名が退職しております。うち、19 名が指定管理者先での雇用、4 名がその他の職場への転職、2 名が自己都合による退職となっております。

中央図書館との連携について 担当課：(中央図書館)

指定管理者制度導入後も、中央図書館を直営とし、引き続き資料の購入、除籍を行っております。

購入につきましては、指定管理者担当者（司書）が出席、中央図書館図書係担当者（正職員かつ司書）が議長となっておこなう選書会議において資料選定を行い、購入の際は中央図書館長の決裁を必要としております。除籍につきましては、中央図書館図書係担当者（正職員かつ司書）のチェックを経た後、中央図書館長の決裁を必要としております。除籍図書リストについては別紙のとおりです。なお、閉架書庫など館内の移動に関しては指定管理者の裁量の範囲としております。

→除籍リスト（略）

指定管理者による運営図書館の連携について 担当課：(中央図書館)

職員間の調整につきましては、電話、電子メール等のほか、毎週開催の選書会議にて行われております。

●図書館利用者アンケート公表される

平成28年12月13日付で、水戸市の指定管理者制度導入施設利用者へのアンケート（9月2日～22日に実施）結果が、行政改革課により公表されました。東部・西部・見和・常澄図書館のアンケートも公表されていますが、いずれもおおむね良好という結果になっています。下記、水戸市のホームページを参照してください。
<http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000281/000483/p017202.html>

質問項目は、1.施設の整理、清掃状況 2.職員の応対 3.手続の利用しやすさ 4.イベントやサービスの満足度 5.設備・備品の使いやすさ 6.施設内の案内表示 7.施設の満足度 8.施設の再利用について、それぞれ5つの選択肢を用意して選んでもらうもので、指定管理者制度導入施設に共通な質問項目を用いたアンケートでした。したがって、それぞれの施設の設置目的に沿った事業内容等になっているか、目的を達成しているか等の視点からの、十分な分析とはなっていません。

「75%が月に1回以上利用するリピーターであることから、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的とした市立図書館の機能を果たしていると考える」というのは、かなり強引な論理です。ここから言えることは図書館を使う人は頻繁に図書館を使っているということでしかないのではないでしょうか。19日間のアンケートでは年に数回しか使わない人に行き当たる確率は小さいはずです。その結果として、当然、アンケートでは月数回利用する人が多くなるでしょう。つまり、指定管理者制度導入前でも、後でも、結果は同じはずです。指定管理者制度導入を肯定する根拠とは言い難いです。なお、細かいことを言えば、利用頻度の「月に数回」と「週1回」がどう違うのか分かりません。

むしろ、イベント等の周知について不十分であるという指摘があることからすれば、民間事業者のノウハウは生かされていないと考えるべきではないでしょうか？また、職員の応対の項目で、「親しみやすさがほしい」とか、「とても丁寧に説明する方と、まだ慣れていないような方との差を感じる」「前の職員と同じことを言っても今回通じないことがある」などの意見があることからすれば、民間だからいいという理屈は成り立ちそうにもありません。

新しいサービスについては、アロマについて肯定と否定が相半ばしています。見和図書館では、「アロマは好みがあるので再検討したほうがよい」という意見がある一方で、西部図書館、常澄図書館では「入館した際の香り（アロマ）が心地良い」という意見もありました。また、東部図書館、常澄図書館では、「本の消毒（注：ハッピークリーン）があるのも助かります」という意見もありました。しかし、それ以外の新しいサービスについての意見は見当たりません。指定管理者制度を導入して何が良かったのか見えないアンケートではないでしょうか？

●図書館の指定管理者制度導入について考える文献

図書館の指定管理者制度の問題は日々動いています。会報では取り上げきれなかった記事、論文をご紹介します。ぜひ、お近くの図書館でご一読ください。

- ・松岡要「図書館の指定管理はどうなっているのか」『出版ニュース』2016年5月中・下旬号
- ・山口源治郎「指定管理者制度で破壊される公立図書館の基盤」『出版ニュース』2016年9月中旬号
- ・山本昭和「図書館は直営でなければならない」『出版ニュース』2016年11月下旬号
- ・松岡要「高市総務相 指定管理図書館を容認しないと表明」『出版ニュース』2017年1月上・下旬号
- ・「これぞまさしく「TRC 流儲けの方程式」完成！ なんと前回より指定管理料約1000万円アップ（25%増）」瑞穂図書館を考える b1og 2016年12月1日

<http://blog.livedoor.jp/igrs1949/archives/1062797289.html>

水戸市立図書館とわたし

平成28年12月までの12年間余り水戸市に住み、子どもの読書を中心に活動してまいりました。水戸市に住んでましたことは、以前住んでいた所でもしていた文庫活動です。何の問題もなくできたのは、水戸市立図書館での団体貸出が利用できたこと。マンションの集会室が利用できしたこと。それからマンションに子どもたちがたくさんいたことです。この活動の中でマンション住人に知り合いが増え、活動は10年続けられました。

それと子どもたちに本を紹介するには、紹介する人がたくさんの子どもの本の中から、どのような本を紹介するかの学習が必要だと思いました。そこで学習する会を3つ立ち上げ、数年後からはブックトークの勉強会も始めました。

水戸市の小学校ではボランティアの読み聞かせが盛んでしたが、横の繋がりがなかったため、情報交換の場として「小学校での読書を考える会」水戸ネットワークとかかわり、近年には小中学校の学校図書館に学校司書配置を要望してきましたが、残念ながらまだ実現されていません。

以上あげましたようなことは、市立図書館の協力がなくては実現できないことがありました。また、私が居りました12年間に市立図書館は3館も増え、6館になりました。これから水戸市立図書館の中身の充実が図られると思っていた矢先、指定管理制度導入ということになり、民間会社に運営が移りました。TRCは図書館の専門会社ということで、期待していましたが、それは大きく外れました。図書館は地域の知の拠点ですので、全国一律のサービスではなく、市民の意見も聞くこと。見えるサービスばかりでなく、図書館の根幹にかかるサービスにも目を向けてほしいと思いました。それと同時に市民自身も問題意識を持って見ていくことが必要だと思います。

最後に私がこのような活動ができましたのも、この会の事務局をしていらっしゃいます、元水戸市立図書館員の坂部さんの協力があったからです。 (磯崎洋子)



《編集後記》

これまで、図書館の管理への指定管理者制度導入を促そうとしていた総務省も、ついに方針を転換しました。このことについて、水戸市はどう考えるのでしょうか？ 全国各地で、市民の声があがっています。水戸でも問い合わせていきたいと思います。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第10号

代表：齋藤典生 平成29年1月13日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第 11 号

平成 29 年 4 月 21 日発行



●平成 29 年第 1 回水戸市議会定例会が開催されました

平成 29 年 3 月 6 日（月）から平成 29 年第 1 回水戸市議会定例会が開催され、中庭次男議員及び飯田正美議員が図書館行政について質問しました。以下に、答弁も含めて概要を紹介します。

報告：海野敏明

水戸市議会 3 月定例会において、中庭議員が学校図書館関係及び飯田議員が総務省のトップランナー方式（指定管理者制度導入）から図書館を除外する決定をしたことについて質問をしました。

中庭議員は、今年度より学校図書館支援員を配置し学校図書館支援事業を開始したが、現在の学校図書館支援事業の進捗と来年度の学校図書館支援員の配置状況について質問しました。

質問に対し、市長からは、学校図書館における司書の果たすべき役割は重要であり、今年度から学校図書館支援事業を開始した。進捗状況については、5名の学校図書館支援員が各小学校を巡回し、司書教諭や学校ボランティア等と協働して図書館内の環境整備や学校図書館運営等へのアドバイスなど、学校図書館の充実に向けた取り組みを行っている。この事業の実施により、図書の選別や配置等の作業が進み、学校から好評を得ている。平成 29 年度は、2名の支援員を増員し、小学校への巡回に加え中学校へ 2 週間に 1 回程度の巡回を行うこととし、図書の選別や環境整備等を行う。併せて、小学校のデータベース化を進めていく。今後とも、全ての小・中学校図書館の環境整備を進め、市立図書館と学校図書館間の情報を共有することにより、読書に親しみ、豊かな感性を持った子供の育成に努める。

学校司書の配置は、現在進めている事業の効果や課題を検証し、検討していくと答弁しました。

飯田議員は、昨年 11 月に開催された政府の経済財政諮問会議で、高市総務大臣提出資料「経済・財政一体改革の推進に向けた地方行財政改革の取組について」において、図書館などの社会教育施設については 7 項目の「見送り理由」を挙げ、トップランナー方式の導入は見送るとの方針を示しました。この事は、図書館などへの指定管理者制度導入を行わないという国の重大な方針転換であることから、既に図書館へ指定管理者制度を導入している本市の考え方について改めて質問しました。

2 点目は、昨年 4 月から学校図書館支援事業が始まり、図書のデータベース化や蔵書の管理及び図書館の環境整備等を行っているが、各小中学校を巡回することでは、学校司書の役割を果たせないと想いながら専任の司書を置くよう何度も質問してきました。「学校図書館が変われば子どもが変わり、教育が変わる」と言われており、授業、学習に活かせる学校図書館を一日も早く実現するため、改めて学校図書館支援事業の進捗状況と来年度以降の推進体制及びスケジュールについて質問しました。

質問に対し、教育部長からは、公立図書館の役割については、図書館法においてさまざまに規定されており、この規定を基本指針として運営に努めている。運営に当たっては、指定管理者制度の導入により民間ノウハウを活用し、より利便性の高い市民から愛され選ばれる図書館運営を行っている。

さらに、地区館 4 館は指定管理者が管理運営を行っているが、中央館については、市の直営を維持することにより図書館行政方針や政策の決定、資料の購入決定及び指定管理者への指導、監督、運営状況

の評価を行うことにより、地区館においても、市立図書館としての安定性と継続性は堅持される。また、指定管理者が管理運営を行う地区館では、新たな取り組みを開始しており、本市及び指定管理者が行った利用者アンケートにおいて、いずれも9割の方から肯定的な回答が寄せられており、従前より市民サービスが向上したと考えているという答弁でした。

学校図書館支援事業の進捗状況については、支援員5名で各小学校を巡回し、蔵書約55万冊のデータベース化に向けた図書の選別作業を進めており、約3万5千冊の廃棄候補図書を抜き出したところである。来年度は、2名の支援員を増員し各中学校へ2週間に1回程度の巡回を行うこととしており、小学校同様に廃棄候補図書の選別や環境整備を進めるのと併せて、小学校への蔵書管理システムを導入し、データベース化を進める。

今後3年から5年をめどに、データベース化を完了させ、蔵書の管理、効果的な図書配置等の環境整備、授業における学習活動の支援等魅力ある学校図書館づくりを進めると答弁しました。

◎五十嵐絹子さんの「学校図書館の可能性」講演要旨

平成29年1月22日(日)に開催された、シンポジウム「学校図書館の可能性」での五十嵐絹子さんの講演要旨をお届けします。

1. 学校図書館の素晴らしい可能性

私が初めて学校図書館に勤務するようになって、学校図書館は何をするところだろう、学校司書として何をしなければいけないのだろうと悩んだ末え、学校図書館は子どもたちの最も身近にある図書館であり、素晴らしい可能性を持っていると考えました。公共図書館と違い、全ての子どもが、読書を体験し、本好きにすることができる唯一の図書館であるということです。

また、学校という学びの場にある図書館として、学習活動に活かすことができ、生涯学習としての情報活用力、学び方を学ぶ能力を育てることができるのが学校図書館です。

2. 学校図書館を必要としない学校教育の歴史

・学校図書館の機能の格差が、教育環境の格差と学力の格差に

朝暁第五小学校で、学校司書図書館を利用しない子どもに理由を尋ねると「本を読むのが面倒だ」と言います。先生や保護者に聞くと、そういう子どもは読書以外のことも面倒がるとのことでした。それでも、私の経験では、本を勧め続けると80%の子どもが自主的に読むようになり、12%は駄目でしたが、不読児対策を進めていく中で、そうした子どもにも影響がでて、学校中が本を読むようになりました。

本を読むようになると子どもに落ち着きがでて、先生の話が聞けるようになり、集中力がつくなどの変化がありました。また、ちゃんと喧嘩ができるようになる。ちゃんと喧嘩ができるというのは、言葉が出てくると自分の気持ちが言えるので、すぐには手を出さなくなるということを意味します。学校自体の雰囲気も落ち着き、学力も向上しました。

日本の子どもについては、読解力が平均より低いことが、国際的な生徒の学習到達度調査(PISA)で明らかになりました。2003年のPISAによると、日本の子どもは“長文が読めていない”という分析がでていますし、同時になされたアンケート調査では57%の子どもが趣味としての読書を好まないという回答をしています。

学校では図書館を活用した教育がなされていませんが、そもそも日本は学校図書館を必要としない教育を行ってきました。1930年代後半から40年代前半は系統教育がなされ、これが30年続く。日本の教員は、大人数に同じ知識を習得させる一斉教育はとても優秀です。

その後、平成になって読書教育・図書館教育を文部科学省が推進するようになりますが、教育現場は相変わらずです。現在、読書教育・図書館教育を受けたことのある教員もほとんどいないので、こうした教育について理解が無いのが当たり前という現実があります。

—朝暁第一小学校の図書館教育についてのDVD鑑賞—

朝暁第一小学校は、五十嵐氏が学校司書として図書館教育の実践を行った学校。

このDVDでは、朝暁第一小学校の各教員が図書館を積極的に活用し、授業に結び付けていたり、担任経由で子どもに手紙を出し、図書館へ来ない子どもへの働きかけをすること、授業に必要な本があれば市立図書館から借りてくること、調べ学習をする子どもを側面からサポートするなど図書館を活用した授業を支援すること等、図書館を活かした教育実践の模様が生き生きと描かれています。そして、学校図書館を活用することは教科書の外へ子どもの世界を広げることになり、そこには大きな教育効果が期待できることを伝えています。

学校図書館の改革

- すべての子どもに読書の喜びと読む力をつけさせたい。しかし、本を楽しむ力は意識的に育てないと育ちません。まず、読書欲求を刺激する読み聞かせ。でも、これだけでは自主的な読書にはつながりません。読書を楽しむためには読解力を身に付けることが必要で、読解力というのは、本の内容が頭の中で想像力によって映像化できることです。物語を好む時期にたくさんの本を読ませることは想像力を鍛えることにつながります。
- 読む時間を確保するのも大切。読書時間を授業で確保すること。ただしこの時には、ハウツー本や漫画は禁止することが必要です。
- 読書訓練も必要で、本を自分から読まない子は待っていても絶対に読むようにはなりません。外的要因による読書の啓発が必要で、必読本を絞って必ず子どもたちが読むように仕向ける、図書館に連れていく、聞く読書をするなど読書を習慣化することが大切です。

学校図書館を「学びの場」に変える

- 図書館には、目的の本が探しやすい仕組みが必要です。日本十進分類法を使って本を分類・整理し、館内の表示はわかりやすく工夫すること。
- 授業と結びついた図書館にすることです。例えば、単元に関係する書籍をリストアップし、そのリストを教員へ配布するなど、授業への活用をアピールすることが求められます。
- 学習に活かせる図書・資料等をきちんとそろえること。

学校図書館を教育に活用する意識改革

- ◆ はじめに、図書館担当教員の意識改革が必要です。
担任を持っていてもできることがあるし、授業実践など担任を持っているからこそできることもあります。
- ◆ 新任教員に働きかけ、図書館活用教育に挑戦してもらうこと。

◆ 校長の理解を得るためのアプローチ、5つのポイント。校長の理解と協力がまず基本ですが、そのうえで

1. 成果を数字で明確にすること。
2. 校長はみなスローガン（教育方針）をもっているので、そのスローガン実現に図書館が協力できることを示すこと。
3. 図書館活用のビジョンを簡潔に表現すること。
4. 図書館活用教育の成果は学力の向上にも現れることを具体的に示すこと。
5. 校長の考え方を理解する・好きになること。

図書館活用教育がもたらしたもの

一言で言えば、「読解力」を育てることと、「学力」の向上との強い相関関係は事実であり、図書館活用教育のなかで児童の学力（読む・聞く・書く・表現力・集中力など）がアップしただけでなく、学校自体の雰囲気が落ち着き、不登校や学級崩壊が無くなつたという効果も生まれました。

パネルディスカッションのまとめは次号に報告予定とさせていただきます。

◎平成 29 年度総会 & 記念講演会のお知らせ

平成 29 年度総会と記念講演会を下記の日程で開催いたします。お忙しいとは存じますが、せひともご参加くださいますようお願い申し上げます。

日時：平成 29 年 6 月 3 日（土） 13 時 30 分～15 時 30 分

場所：茨城県立青少年会館 中研修室 2 公共交通機関をご利用ください

水戸市緑町 1-1-18 TEL 029-226-1388

内容：第 1 部 13 時 30 分～14 時

水戸市立図書館を育てる市民の会 総会

第 2 部 14 時 10 分～15 時 30 分

記念講演会 「水戸の芸妓 今昔」

額賀せつ子さん

《編集後記》

時の移ろいは早いもので、あっという間に平成 28 年度が終わり、平成 29 年度に入ってしまいました。指定管理者による図書館の運営は 2 年目に入りました。はたして、図書館のサービスは向上していくのでしょうか？ 単純に、安くあげることだけが、住民サービスではないと思うのですが。もう少しそれの理想的な図書館像を確認してみたいものです。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第 11 号

代表：齋藤典生 平成 29 年 4 月 21 日 発行

水戸市中央 1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第 12 号

平成 29 年 7 月 28 日発行

● 「平成 29 年度 水戸市立図書館を育てる市民の会総会」開催

平成 29 年 6 月 3 日（土）13:30～15:30、茨城県立青少年会館を会場に総会が開催されました。以下の議案が提案され、いずれも了承されました。

(1) 平成 28 年度事業報告 (2) 平成 28 年度決算報告

(3) 平成 29 年度事業計画（案） (4) 平成 29 年度予算（案） → 総会資料を参照してください

水戸市の学校図書館支援策が充実していくためにはどうしたらしいのか、市立図書館への指定管理者制度導入はどうなのか等について、話し合ってきました。今年度も、水戸市立図書館の充実を目指して、次の事業を行います。

①定例学習会の開催 ②会報の発行 ③その他、本会の目的を達成するために必要な活動

現在検討されている内容 他市図書館の見学会、指定管理者制度学習会（講師に松岡要氏等予定）

(5) 役員選出 会長：齋藤典生 副会長：未定 顧問：波多昭治

事務局長：坂部豪 会計：海野敏明 運営委員：西村洋子、須田美智子、大辻京子

● 総会 記念講演「水戸の芸妓 今昔」 額賀せつ子さん（茨城文学賞 受賞者）

報告：加藤麻奈美

茨城の看護を調べた際、いはらき新聞を調査していて、芸妓の記事を見ることがあり、産婆や看護婦と養成方法など共通点が多いことに気づいた。また、水戸の芸妓が消え去ろうとしているのを知って、記録に残そうと思ったのが、執筆動機。

芸妓の歴史

芸妓とは歌舞音曲で場を取り持つ者で、遊女と客の間を取り持った。

芸妓の発祥は、15世紀中頃の京都で、水茶屋の娘が芸を見せるようになった。この風習が江戸をはじめ各地に伝わり、水戸藩では、15世紀後半ほどから洗濯屋（洗濯中にその他サービスを受ける）という店があった。6代藩主徳川治保の時代、藩の財政悪化立て直しのため、娯楽産業が推奨されたが、幕府の儉約推進により、1年もたたずみに中止となる。その後は、儉約の取り締まりの強化と緩和に影響を受けつつ残っていき、明治になると、「芸娼妓解放令」「前借金無効の司法省達」が出され、芸妓と置屋で“消費賃金契約”“芸妓稼業契約”という形を取って存続していく。この時期になると、明治維新による旧武士階級の困窮により、士族の娘が芸妓になって話題となつた。

芸妓になる子は芸事が好きで志願する子もいたが、大多数は家庭の貧困により、6～13歳くらいで仕込みっ子となつた。半玉を経て、芸妓になり、仕込みっ子や半玉への指導ができるようになると看板分け・一本立ち、その後芸妓置屋の女将や自前（一枚看板）になっていく。芸妓の兼業は認められていないので、閑散期に収入が少なく自立が難しかつた。また、三業組合（料亭・待合、見番、芸妓置屋）により3カ所で中間マージンが取られていた。

明治以降の水戸では、下市に豪商が多数おり、上州から職人を呼んで蔵を競って建てたため、その職人の収入が芸妓を潤した。洋装の芸妓がおり、スワルトパートナルと言われた。上市では、東京や祝町の芸妓を呼び寄せ、芸妓屋「常磐家」が開設された。伊藤博文など一流人の相手ができる芸妓もいたようだ。大正時代には、芸妓の人数が増えたためか個性を打ち出した軍隊芸者や琵琶芸者などがいた。宴席以外でも活躍し、東京の菊花大会や相撲大会の歓迎、貯水池の寄付を募るため

の演芸会を開催したりするなど様々なところで活躍した。また、日露戦争後、見番での健診に「人権侵害」と抗議をしたり、営業時間の問題などでデモを行ったりするなど、芸妓が自己主張をするようになる。戦時体制下では、慰問のために5人が命がけで中国を回るなどしたが、国内では質素儉約で客が減少し、営業停止に追い込まれた。故郷に帰る芸妓もいたが、残つて町内の消防訓練などに参加したという芸妓もいたようだ。

戦になると、児童福祉法・労基法により、仕込みっ子を抱える事ができず、芸妓は自営になり、置屋は寮となって、寮費をとるような形になった。芸妓置屋制度や見番の改善が検討された。芸妓斡旋所が作られ、支払いにおける芸妓の取り分が増え、営業先の制約も無くなるなどの変化が起きる。昭和29年には、芸事のほか社会科（英語含む）や手芸、茶道、歌道も教える水戸三業組合芸妓養成学校が開校された。観梅や菊まつりなど地域のイベントへの参加、観光案内の遠征、商業写真のモデルなどでも活躍した一方、解放されない芸妓の現状を主張してストライキなどが行われた。昭和48年ごろ芸妓の養成が困難になり、コンパニオン制度を発足させる。昭和56年には、水戸芸能士協会が仮発足するが、自然消滅してしまう。現在は、平成21年に水戸芸能士協会を再発足させ、お座敷文化の継承とお座敷の他、イベントへ芸妓と水戸芸能士と一緒に参加している。

資料の収集や方法

「水戸の芸妓」の資料収集先は、県立歴史館や県立図書館、市立博物館・図書館、国会図書館、インターネットなど。文献カードを作成し、どの情報がどの文献に載っていたのか整理し、県報や雑誌記事の年表を作成し流れや動きを把握した。図書館は、学習や趣味・娯楽と幅広く利用できて、資料収集のために必要不可欠な場所である。国立国会図書館のデジタルコレクションとコピーサービス配送は助かった。耐震化工事で市立博物館・中央図書館が休館していたため、資料検索が制限されてしまい、困った。市立中央図書館では古い電話帳等が役に立った（編者注：古い電話帳は市立図書館が積極的に古書市等で収集したもの。市勢要覧は保存の必要性から酸性紙対策として脱酸処理を行っている）。一般家庭で保存されている古文書がまだあるが、古文書があっても現代文に書き直されていないと読めない。

「水戸と太田の芸妓たち」を執筆した際、芸妓の息子さんから遺品を預かることがあった。この遺品をふくめて「芸妓名簿」など水戸市立博物館で歴史的資料として保管していただくことになり、良かった。

◎五十嵐絹子さんの「学校図書館の可能性」パネルディスカッション要旨

平成29年1月22日（日）に開催された、シンポジウム「学校図書館の可能性」のパネルディスカッションの発言要旨をお届けします。コーディネーター：事務局長 坂部 豊田龍彦さん（茨城県教職員組合）

学校現場では学校図書館が思うように機能していません。学校図書館はもう崩壊の危機にあると言っても過言ではありません。なぜ、学校図書館が機能しないのかについて、私の経験から学校現場の状況を報告します。

私は国語の教員ですが、主な主務分掌は体育でした。小学校では若い男の教員が体育主任を担当するのはよくあることです。その後中学校に赴任し、その時学校図書館法が改正になり、各学校1名は司書教諭を置くということになり、校長命令で司書教諭の資格を取りに行きました。しかし、司書教諭の資格を取って何か変わったかと言うと何も変わりませんでした。

その時私の事務分掌は、学級担任、男子ソフトテニス部顧問、生徒会の担当、国語主任、学校図書館主任などでした。部活動では朝練があり、朝6時半に出勤、帰宅は夜の10時11時が当たり前。生徒指導が入ったときなどは、夜12時を過ぎることもあります。この様な状況で土曜・日曜・祝日も部活動があり、学校図書館の仕事はどうしても後回しになってしまふ状況でした。

その後、小学校へ異動しますが、学校図書館の担当から当然のように外されます。若い男の教員は、高学年の担任と体育主任などになり司書教諭資格があっても学校図書館に係る機会がほとんどありません。そのころから、調べ学習の形がだいぶ変わってきました。以前は、調べ学習は図書館に行くのが普通でしたが、パソコン室が整備され児童一人に一台使えるようになり、調べ学習の場が図書館からパソコン室へと変わってきました。

また、教員の意識改革が必要だということは、私も賛同する立場ですが、学校教員の多忙化を解消しなければ意識改革は進みません。昨年、電通での過労自殺事件で全国的に問題になった時間外勤務ですが、中学校の部活動では 200 時間越えている教員もいる世界です。事実私もそうでした。本当に過労死してもおかしくない教員がいっぱいいます。国もこれを問題視していて、文科省はチーム学校構想を打ち出しています。

学校図書館の機能を学校現場に取り戻すためには、専任の学校司書と司書教諭が必要です。そのための環境を整えるのが教職員組合の執行委員としての立場です。

学校図書館整備五か年計画がまた更新され、来年度から五か年の地方財政措置がなされます。国が財政措置しても地方が有効に使わないのが実態であり、国が決めたことは市町村も有効に使ってほしいというのが私の立場です。

吾妻睦子さん（茨城中学・高等学校）

私の勤務する学校は、水戸市内にある中高一貫校で創立 90 周年を迎える生徒数 1200 名の男女共学の進学校です。図書館は、校舎の中心の 3・4 階にあり蔵書数 60,000 冊あります。スタッフは、私一人が専任で、パートの有資格者が二名おり常駐は三名です。昨年度の貸し出し冊数は、年間約 20,000 冊弱で一日当たり約 100 冊です。

利用が多いのは中学一年生です。小学校の図書室と比較して蔵書数が違うので喜んで本を読んでくれます。それが、学年が上がるにつれ勉強が難しくなりまた忙しくなり利用が減ってきてしまうのが課題です。

図書館としては、高校時代には高校時代の読書があると思いますので、環境整備や蔵書の充実などや授業のサポート。また、大学受験を控えた生徒に大学受験を見越したサービス、指導・助言するなど普通に頑張っています。

ほかにもたくさんありますが、図書館便りや展示コーナーを作ったり、インターネットを利用し学校のホームページに図書館を利用した事例等をアップしたり、広報活動は必要だと思います。

公立高校の学校図書館に司書がいない中で、常駐 3 名の司書が配置され図書館が開館されているだけで図書館は活気付き、生徒は本をたくさん読むようになることを示すことができる。

これから課題は、読書は大事だと誰もが言いますが、大学受験という進学校の宿命があり、調べ学習に時間をかけられない実態があります。今まで、図書館をどういうふうにうちの学校教育へ位置づけるか考えていきましたが、これからは図書館を軸に、うちの学校の教育をどう変えていくべきか、視野を広げて活動していくかなければならないと思いました。

五十嵐絹子さん（学校図書館アドバイザー）

豊田先生から、教員はとんでもなく忙しい、さまざまな社会での課題が学校に押し寄せてきているというご発言がありました。しかし、教員が必死になって取り組んでいる目的は、子ども達をどう育てていくかに尽きます。私は、子ども達にどんなことを身につけてもらうか、どう育てていくのか、そのことから議論をしていく必要があると考えます。

事例を一つ上げると、150 人以上の司書教諭を対象とした講演で、ある中学校の先生が、宮崎県は自殺率、離婚率が全国トップレベルであり、子どもたちに課題解決力をつけさせなければならぬと発言しました。この時私は、このことは本当だなーと思ったんです。小さいときから読書を通して、人生の岐路に立った時、断崖絶壁に立った時、そういう課題を解決する。簡単に言えば生きる力を子どもたちにつけさせる必要がある。それが図書館活用教育であり、読書教育です。

水戸市の学校に学校司書を配置したいと活動していますが、学校司書を配置することが子どもにとって非常に重要だと市民全体に働きかけていく必要があります。そのために、市会議員の力をを利用して、どういう手段で私たちの願いを実現できるのか。このことを考えなければなりません。

学校での先生たちの意識改革の話をしましたが、経営者である校長先生の意識を図書館に向けさせる五つのポイントを話します。

第一は、校長先生にアプローチするときは、成果を見せることです。

第二は、校長先生がスローガンにしていることを、図書館活用教育や読書で実現できることを校長先生の言葉を使ってアプローチすることです。

第三は、図書館活用教育のビジョンを簡潔にまとめ文章で表すことです。

第四は、図書館活用教育が文科省の資料でも学力アップにつながっていることを示すことです。

第五は、校長先生の意識を改革するには、学校図書館を活性化させ、校長先生を理解し好きになることです。

学校図書館を活性化させるには、校長に図書館読書活用を教育活動の重点とし、それから図書館担当を複数化にしてもらうことです。さらに、学校司書の専任化の前に、司書教諭の実数を確保することが重要になります。

リレーエッセイ (4)

図書館員の秘かな愉しみ

あれは東日本大震災直後の4月の末のことだった。私の新しい職場見和図書館に懐かしいお客様がお見えになった。かれこれ20年近く前のことだったと思うが、中央図書館にいた当時、定期的にお孫さんと一緒に見えて、もっぱらお孫さんの本を借りて帰られた〇さんだった。毎回、二言三言、話をかわしてから本を借りて帰られる。それだけのことだったと思う。たしか平成7年度に一度、西部図書館に異動した時にお目にかかる、こちらに異動したというお話をしたことがあったのだが、その〇さんが私を訪ねて来られたのだった。初めに西部図書館にお訪ねいただいたて、今は見和図書館に異動したと聞かれて、わざわざ足を伸ばして見和に訪ねていただいたのだ。20年前と変わぬお姿で、お連れ合いと一緒に。

そこで、語られたのが、あの孫が本を書いたので、ついては是非読んでほしいということだった。話を伺っている初めは、自費出版か何かで書かれたのかと思っていたのだが、手渡された本を見てびっくり。自費出版どころの話ではなく、なんと角川スニーカー文庫で、しかも2冊。春日部タケルという作者名で、『ヒマツリ』というシリーズだった。

あの子がと思い起こしても、おじいさんに手を引かれてやってきていた、シャイな、小さな男の子の姿しか思い浮かばない。それが、いつのまにか作家になっていたとは。水戸で図書館員をしてきて、20年を超えたのだが、うれしい驚きであった。しかも、西部図書館に異動したこと覚えておられて、西部図書館から見和図書館まで、わざわざ訪ねていただいたことも、うれしいことだった。

なお、その後も、春日部タケルの著書の寄贈があった。こちらは彼の高校時代の恩師がわざわざ購入して寄贈してくださったものだ。ありがたいではないですか。

坂部 豪

《編集後記》

6月の水戸市議会では、残念なことに、図書館に関する質問はありませんでした。かつて、オードリー・ヘップバーンが主演した映画「麗しのサブリナ」の中で、ハンフリー・ボガートが演じたライナスが、自分たちの事業で街ができ、学校や病院ができ、図書館ができると話す場面がありました。ところが、字幕では図書館は削られていたように覚えています。図書館は生活に根付いた施設です。病院や学校と同じように、基礎的な行政サービスであれば、誰か一人くらいは図書館のことを尋ねておきたいという議員の方がいてもおかしくはないのではないかでしょうか？ 議会の働きについても考えてみたいところです。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第12号

代表：齋藤典生 平成28年7月28日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第 13 号

平成 29 年 10 月 28 日発行



●水戸市議会 平成 29 年 9 月議会での質問から

平成 29 年 9 月の水戸市議会で、共産党の田中真己議員の一般質問がありました。要約して、答弁とあわせてお伝えします。

質問 1. 学校図書館支援員の活動状況について

図書館に配置されている学校図書館支援員の業務は、小学校では主に図書整理の支援とのことですが、学校図書館利用に変化が起きているのか、改善点や課題を伺う。また、学校図書館の書籍購入費予算が過去 5 年間で約 7,000 万から約 3,400 万へと半減している。支援員による図書整理で廃棄される本が増えことから、それに見合う予算確保を求めます。

本を購入する際の支援員と司書教諭の連携強化が必要と考えるが、支援員の学校訪問頻度は、小学校で 2 週間に 1 回、中学校で 3 週間に 1 回です。きめ細かい支援のため支援員の増員とあわせ、学校図書館への専任司書の配置計画を伺います。

七字教育部長答弁

昨年度は、5 名の学校図書館支援員が小学校を巡回し、年次支援計画の作成や廃棄図書候補の図書選別等を行ったことにより、各小学校より好評を得ております。

今年度より、小学校 32 校に学校図書館蔵書管理システムを導入し、データベース化に向けた図書整備と蔵書登録作業を中心に行ってています。中学校は、昨年度の小学校と同様な作業を行っております。

また、今年度から行っている支援員による学習支援の実施については、学校からの要望があった場合には読み聞かせ、ブックトークを実施しております。

子ども達の学校図書館利用につきましては、アンケートを実施した結果、図書館の利用頻度が増えたなど効果が表れています。

次に、書籍購入につきましては、昨年度小学校合計で 9,097 冊の廃棄に対し、14,091 冊を購入しており、廃棄数より多くの図書を購入しております。

次に、巡回支援により改善した点につきましては、書架の整理及び図書の分類が進んだことにより、児童が利用しやすい図書館の環境になったものと考えております。

一方、学校図書館担当教諭との十分な打ち合わせ時間を取りれない状況にあったことから、連絡ノートの活用を図り調整を図ってまいります。学校図書館における専任司書の配置につきましては、現在進めている事業の効果や課題を検証し検討を進めてまいります。

質問 2. 図書館資料費の充実について

図書館資料費は、6 年前から見ると減っており水戸市の人口一人当たり資料費は県内 38 自治体中 26 位です。市民からどの図書館も魅力的な図書館として繰り返し利用されるよう、図書館資料費の充実が必要ではないか見解を伺います。

七字教育部長答弁

本市の図書館資料費につきましては、総額において県内トップレベルの購入予算を計上し、生涯学習の拠点として市民が必要とする情報や知識に応えるための図書資料の確保に努めています。

質問3. トイレの洋式化等環境改善について

東部・西部図書館の和式トイレの洋式化をはじめ、快適なトイレへの速やかな改修を求める。また、公共施設管理総合計画には、バリアフリーや子育て世代への対応など安全で快適な学習環境に図書館を改善するとあります。具体的にどのような改善に取り組むのか伺います。

七字教育部長答弁

本年度に整備を行い、中央図書館においても大規模改修工事の中で実施することから、全館の洋式トイレ化の整備が完了する見込みとなっております。

また、図書館の環境改善につきましては、段差解消のためのスロープ設置や、身体障害用駐車優先スペースを整備することで全ての利用者が使いやすい施設を目指してまいります。

●平成29年度第1回水戸市立図書館協議会開催

平成29年7月27日、平成29年度第1回の水戸市立図書館協議会が開催されました。水戸市HPに公表されました概要をご紹介します。詳しくは水戸市のHPをご覧ください。

議題は（1）平成28年度図書館利用状況について、（2）平成28年度指定管理者制度導入館利用状況について、（3）平成29年度指定管理者制度導入館利用状況について（4月～6月）、（4）平成29年度行事予定についての4件。

平成28年度図書館全館の個人貸出点数は1,269,751点（27年度は1,287,518点）、個人貸出人数は280,678人（27年度は292,279人）、入館者数は964,984人。貸出点数、貸出人数ともに減少しています。ただし、東部、西部、見和、常澄、内原の各館別で見ると、いずれも28年度の方が増加しています。つまり、全体としての減少は中央図書館の休館が原因と思われます。かといって、東部・西部・見和・常澄4館が指定管理者制度になったから増加したという結論は早計でしょう。平成28年度指定管理者制度導入館利用状況についてということで、導入館4館の利用状況が説明されていますが、中央図書館の休館を考えると、さほど伸びていないのではないでしょうか？ 協議会では、「指定管理者制度の導入は効果があったという一言に尽きるかと思います」とまとめられていますが、どうでしょうか？

| 館名 | 開館日数 | 入館者数 | 貸出点数 | (開館時間延長分)内数 | 開館1日当り平均貸出点数 | 平成27年度 | | |
|----|-------|---------|-----------|-------------|--------------|--------|---------|--------------|
| | | | | | | 開館日数 | 貸出点数 | 開館1日当り平均貸出点数 |
| 東部 | 294 | 215,966 | 312,557 | (27,884) | 1,063 | 288 | 278,632 | 967 |
| 西部 | 299 | 269,786 | 258,120 | (24,631) | 863 | 288 | 232,656 | 808 |
| 見和 | 295 | 306,006 | 398,547 | (34,363) | 1,351 | 287 | 373,910 | 1,303 |
| 常澄 | 295 | 60,069 | 98,557 | (11,044) | 334 | 286 | 91,188 | 319 |
| 合計 | 1,183 | 851,827 | 1,067,781 | (97,972) | 903 | 1,149 | 976,386 | 850 |

人生には本と向き合う機会が何度がある？

—図書館との出会いが人生を変えた—

波多 昭治

古い話になりますが、私の図書館との最初の出会いは学校図書館ということになります。

私は、最近では限界集落となってしまった山奥の小学校、中学校を卒業しました。現在では、統廃合され、既に母校はありません。

どこの家庭も、山仕事か農業で生活が成り立っており、いずれの家も貧乏でした。物心がつくまで、本との出会いは教科書以外には無いという状態でした。農繁期には農繁休暇があり、学校を休んで農作業を手伝うことが当たり前であり、本などとは無縁の生活でした。

本との関係が始まったのはどういうきっかけだったか思い出せませんが、中学校の図書室ということになるのだと思います。音楽室の窓際に2段の本立てがあり、そこに約400冊程度の本がおいてありました。

その部屋で、私と本との人生初めての出会いがあったということになります。本は新鮮で、次から次へと読みました。特に偉人の伝記、宇宙、海底の冒険小説に興味を持ち、図書室にあった本は全部読んだと思います。その中で宇宙旅行に関する本、糸川博士の伝記に興味を持ちました。特にロケットに興味を持ち、自分でも何とか作ろうと試みました。最初は、燃料にセルロイド、次に花火火薬で実験を行うなど夢中になりました。

将来は科学者になりたいと本気で考えるようになり、工業高校へ進学したいと思うようになりました。しかし、家は貧しく、とても高校にいける状況ではありませんでした。

ところが母は、これからは高校ぐらい出なければダメという考えの持ち主でした。しかし、父は高校などに行っても理屈を覚えるだけである、中学校を卒業したら自分の後について山林の売買の修行をすべきと、高校へ進学に反対し、母と喧嘩をしていました。経済的理由はもちろんでしたが、小学校時代から父親の仕事を手伝い、学校から、もう少し学校に来らしてくださいと抗議されるぐらい期待されていたこともあったと思いますが反対でした。

母は若い頃女学校に行きたかったそうですが、9人兄弟姉妹の長女であったため女学校に行けず、悔しい思いをしたそうです。必ずしも経済的に苦しかったわけではなかったそうですが、進学できなかつたそうです。他の8人が全員進学し、当時としては珍しく大学までいっている兄弟がいたことを考えると、うなづけるところです。母の強い意見で進学することになりました。

しかし、進学したのは、同級生60人中6人だけで、他の54人は集団就職という現状でした。しかも工業高校へ進学するとなると、下宿しなければなりませんでした。入学の年に父が亡くなり、母には経済的に大変迷惑をかけることになりました。父の兄弟は9人おり、学校をやめて就職すべきという話があり、迷いました。しかし、母がなんとしても卒業するまでがんばる、親戚には迷惑はかけないと強く主張、親戚とも一時、関係が悪くなるなどのこともあります。

また、せっかく入った工業高校でしたが、私には向かない感じ、学校を辞めようという気になった時期もありましたが、母に説得され卒業しました。

大学に進学を考え、大学の試験に受かれば、会社から学費を出してくれるというという条件で「帝人」に就職しました。しかし、会社に入ってみれば有名大学卒業者ばかりで、とてもここで生きるのはむずか

しいと感じるようになり、浪人生活をしながら大学を目指そうということで、企業をやめ、東京へ出てきました。

新聞配達をしながら大学を目指すことも、大変厳しいものがありました。なかなか大学に合格できませんでした。それでも、第一志望ではありませんでしたが大学に合格しました。仕事と勉強の両立は大変でした。大学に入ったものの、大学は学園紛争がまっさかりでした。ご多分にもれず影響をうけ、新聞店で組合を作ることに夢中になりました。

当時の新聞店は封建的でいたるところで暴力事件が起こり、紛争処理に追いまくられ、大学にいくどころではありませんでした。最盛期には約800名の組合員を集めました。新聞休刊日をはじめ、現在の制度の全てが我々の組合が要求し、実現を見たものばかりです。組合の必要性、役割などには自信を持ち、以後自分の人生を決定付けることになりました。

しかし、激しい攻撃の中で組合員の減少が止まりませんでした。もともとアルバイト学生が組合員ですから、4年サイクルで組合員は交代するわけであり、悩み抜きました。

自分が動搖していては、どうしようもない。動搖しない自己を作るために学習しようと決意しました。まず、手始めに「資本論を読もう」ということで近所の「小石川図書館」通いが始まりました。仕事の後眠い目をこすりながら、「資本論」を読み込んでいきました。こうした資本論の学習を通じて向坂逸郎先生との出会いもありました。

小石川図書館には社会科学系の本もたくさんあり、山川均全集もおいてありました。当時の月給が1万円程度の時に1冊6000円もする高価な本でした。毎日図書館がよいをするなか、誰も読む人がいないことに気付き、資本論の勉強の合間に自分の本のように利用しました。当時、16巻出していましたが、中に重要と思われる所へ鉛筆で線を引いたり、書き込みをしたりと、許されざることをやってしまったことが思い出されます。

その後、縁があつて茨城に就職することになりましたが、当時の県立図書館、水戸市立図書館には、社会科学系の本はあまりなく、持っている本を寄付したくなるような現状でした。しかし、最近の両図書館の充実ぶりには目を見張るものがあります。

最近、歴史に興味を持ち、戦前、七会村でのマンガン鉱採掘の経過を調べることになりました。城里図書館には一切資料がありませんでしたが、県立図書館には不十分ですが資料がありました。昭和16年当時の写真が添付されている資料が所蔵されていました。しかも、その資料は県立図書館が最近神田の古本店から購入したものでした。資料収集が昔の物でもたえず行われ続けられている事実に驚きました。私が神田で買い集めた資料など県立図書館に寄付し、管理してもらうことなど考えているところです。

《編集後記》

前号の第12号の奥付の発行日付が間違っていました。平成28年を平成29年に、訂正いたします。

ツタヤ方式の図書館の指定管理者制度は、蔦屋のための税金投入としか思えないことが、次々と明らかになってきています。それ以外の指定管理者例でも、結局、職員の安い人件費のうえに成り立っているとしか思えません。これから日本の社会は個人消費を伸ばさなくてはならないのに、逆ではないでしょうか。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第13号

代表：齋藤典生 平成 29 年 10 月 28 日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

TEL 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第14号

平成30年2月7日発行



●水戸市議会 平成29年9月議会での質問から

平成29年9月水戸市議会で、水政会の小泉康二議員の代表質問がありました。要約して、お伝えします。

質問 図書館行政について

平成30年4月に耐震改修等によりリニューアルオープンとなる、中央図書館における利用者サービス向上の必要性と近接する茨城県立図書館との差別化及び利便性の向上についてお伺いします。

まず、指定管理者制度を導入している地区館においては、利用者サービスの向上を目的として開館時間の延長や子育て支援など新たな取り組みを実施し、高い評価を受けていると伺っているが、中央図書館でも開館時間の延長や指定管理者のノウハウを取り入れ、子育て支援などのソフト事業にも積極的に取り入れるべきではないでしょうか。

また、近隣には県立図書館があるため、こちらとも差別化を図り、県立に負けない親しみ、選ばれる図書館運営が必要であると考えます。そのためにも、現在、県立図書館と同じ日に設定されている休館日を異なる日に設定し、図書館利用者の利便性の向上を図るべきと考えますが市長のご見解を伺います。

教育長答弁

中央図書館につきましては、今後とも地区館の管理運営の指揮監督を行うとともに、子育て支援の関連サービスについて、近接する子育て支援・多世代交流センター「わんぱーく・みと」との連携により推進するとともに、地区館で開始したサービスのうち、書籍消毒器の設置、絵本の原画パネル展の開催等多様なサービスを開拓してまいります。

次に、県立図書館と中央図書館の差別化についてですが、2つの施設が近接しているため、休館日の変更について検討を進めるとともに、利用者の多様な図書資料へのニーズに応えていくため、県立図書館と協議を行い、資料収集の重複を避けるなど機能連携を強化し、差別化を図ってまいります。

さらに、開館時間の延長などの利用者の利便性の向上についてですが、中央図書館においても開館時間延長などの利便性の向上について、関係各課と協議を進めているところでございます。

●水戸市議会 平成29年12月議会での質問から

平成29年12月の水戸市議会で、民主・社民フォーラムの飯田正美議員の一般質問がありました。

質問 図書館への指定管理者制度導入について

公立図書館が本来担うべきサービスの向上について、時代の流れに沿い館内環境等が整備され、以前よりも多くの方が図書館を利用しやすいようにサービスに工夫されていることは思いますが、個人ではなかなか収集できない資料が多数図書館にそろっているからこそ、いろいろ調べることができ、研究に役立っているわけです。公立図書館としての最大の使命である資料要求への対応・保障といった、より本質的なサービスの向上は図られているのかお伺いいたします。

次に、本市では中央図書館を直営により運営することによって、その指導、監督のもと、地区館は指定

管理者による管理運営を行っています。指定管理者制度は、管理者の創意性、能力に着目し自立して運営することが前提になっているにもかかわらず、本市図書館では、指定管理者が管理業務を行う地区館を中央図書館が指導及び監督しています。水戸市の指定管理者制度を導入している施設を所管する部署の事務分掌において、指定管理者を指導及び監督に関することと記述しているのは中央図書館だけです。日常的に指定管理者の業務をチェックすることは偽装請負になりかねないと懸念を考えますと、指定管理者への行政の関与は限定的でなければならないと考えますが本市の状況についてお伺いいたします。

七字教育部長答弁

教育部長答弁では、最初に指定管理者制度の導入によりさまざまな効果がもたらされたことを述べた後に、公立図書館が本来担うべきサービスの向上について次のように答えました。

公立図書館の役割については、図書館法において、図書をはじめとする様々な資料を収集、整理、保存し、それらを利用者に提供することで、その教養、調査研究等に資する事であると規定されており、指定管理者制度導入後においても直営時と同様の役割を果たしております。

さらに、現在、中央図書館が所蔵する明治期、大正期の水戸市地図のデジタル化、インターネット公開を準備するなど、新たなサービスの向上を図っているところでございます。

次に、中央図書館の役割と地区館への指導、監督についてでございますが、中央図書館の役割は、市立図書館全体の行政方針や施策の決定を行うほか、資料の購入決定及び地域性や利用者層の実情を踏まえた貸出しサービスを中心に運営を行う地区館に対し、指導、監督を行うことと認識しています。

指導、監督の具体的な内容といたしましては、定期的に各地区館を巡回し、必要な指導を行うとともに、毎月開催の館長会議において、各館から事業報告をしていただき、適切な管理を行うよう指導、助言をしております。また、直接市民に接することが多い実務担当者に対し、研修会を開催し、マニュアルに基づく業務の統一化の徹底を図り、市民サービスの向上に努めています。

今後は、さらなるレファレンスサービスの向上に向けた研修会を、中央図書館と指定管理者合同で開催し、内容を充実させるなど、緊密な連携を図りながら、魅力的な図書館づくりをより一層推進してまいります。

報告：海野敏明

● 学習会「指定管理者制度」開催

平成 29 年 10 月 29 日、大変な雨の中、元日本図書館協会事務局長の松岡要氏をお招きして、学習会「図書館指定管理者制度の現状と今後の市民活動の課題」を開催しました。その要旨をご紹介します。

1 指定管理者制度問題の現状

指定管理者制度推進の総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(2015. 8. 28) の「指定管理者制度等の活用」の項で、公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めることとしている。

さらに、指定管理者制度を誘導する調査「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」を行い、地方交付税積算基準に「トップランナー方式」(歳入：税の徴収率上位 3 分の 1 を標準徴収率と算定、歳出：指定管理者制度など民間委託導入を前提に算定) を導入した。

ところが、指定管理者制度の導入状況は総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」(2016. 4 調査) によると、下記のとおりである。図書館の導入率は全国的には低い方である。

| | 導入率 | | 水戸市 | |
|-----------------------|-------|-------|-----|-------|
| | 全国 | 茨城県 | 施設数 | 導入率 |
| 体育館 | 37.8% | 31.6% | 5 | 100% |
| 競技場（野球場、テニスコート等） | 46.0% | 39.7% | 29 | 100% |
| プール | 47.7% | 55.1% | 4 | 100% |
| 大規模公園 | 38.9% | 26.4% | 4 | 100% |
| 公営住宅 | 9.5% | 5.8% | 28 | 100% |
| 駐車場 | 39.6% | 37.8% | 8 | 100% |
| 大規模墓園、斎場等 | 21.2% | 20.4% | 3 | 0% |
| 図書館 | 16.2% | 19.7% | 6 | 83.3% |
| 博物館（美術館、科学館、歴史館、動物園等） | 27.8% | 14.0% | 7 | 14.3% |
| 公民館、市民会館 | 21.4% | 13.5% | 2 | 0% |
| 合宿所、研修所等（青少年の家を含む） | 44.7% | 23.1% | 1 | 0% |
| 福祉・保健センター | 53.2% | 54.0% | 19 | 89.5% |
| 児童クラブ、学童館等 | 22.3% | 7.3% | 3 | 66.7% |

自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」(2003.7.17)で、指定管理者制度の目的に「経費節減」を挙げていたが、2008年以降それについては触れず、指定管理をめぐって起きている問題をたしなめる「留意事項」が中心となっている。成熟した制度ではないことが明らかである。

- ・2008年総務事務次官「平成20年度地方財政の運営について」
- ・2008年都道府県財政課長等会議資料「指定管理者制度の運用上の留意事項」
- ・2009年総務事務次官「平成21年度地方財政の運営について」
- ・総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」2010.12.28

一方で、指定管理の取消し（総務省発表）も2003～2006年 34施設、2006～2009年 2,092施設、2009～2012年 2,415施設、2012～2015年 2,308施設（指定取消696、業務停止47、指定管理取りやめ1,565）にのぼっている。

2 指定管理図書館の状況

(1) 総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」2016.4.1

- ・図書館への指定管理者制度導入自治体数：1,410自治体中233自治体 16.5%
- ・指定管理者制度導入図書館数：3,315館中541館 16.3%

導入率：都道府県 11.3% 指定都市 22.1% 特別区 48.9% 中核市 8.2% 特例市 18.4%

市町村の導入率（類似団体別）

| 一般市 | | 産業構造 | | | |
|-----|---------|---------------|------------|---------------|------------|
| | | II・III次 95%以上 | | II・III次 95%未満 | |
| | | III次 65%以上 | III次 65%未満 | III次 55%以上 | III次 55%未満 |
| 人口 | ～5万人 | 20.0% | 5.0% | 12.8% | 17.3% |
| | 5～10万人 | 20.0% | 7.7% | 13.1% | 16.5% |
| | 10～15万人 | 66.7% | 19.7% | 18.9% | 8.2% |
| | 15万人～ | 0.0% | 0.0% | 19.7% | 0.0% |

産業構造：産業別就業人口数／就業者人口総数

(2) 指定管理者の種別では、図書館は民間企業が多い

総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」2015年調査から

| | 図書館 | 全施設 | |
|-----------|-----|--------|--------|
| 株式会社 | 390 | 79.3% | 14,998 |
| 社団・財団法人等 | 44 | 8.9% | 19,680 |
| 地方公共団体 | 0 | 0.0% | 239 |
| 公共的団体 | 5 | 1.0% | 12,564 |
| 地縁による団体 | 3 | 0.6% | 15,855 |
| 特定非営利活動法人 | 36 | 7.3% | 3,525 |
| その他 | 14 | 2.8% | 10,481 |
| 合計 | 492 | 100.0% | 77,342 |
| | | | 100.0% |

(3) 指定管理取消し図書館は14館ある。ただし、理由は様々。

新潟県南魚沼市、長野県飯島町、愛知県新城市、兵庫県稻美町立、島根県出雲市立大社・平田、島根県安来市立、徳島県三好市井川、香川県善通寺市立、高知県佐川町立、山口県下関市立中央、福岡県小郡市立、佐賀市立東与賀、鹿児島県西之表市立

3 政府、指定管理図書館を肯定せず

(1) 内閣府経済財政諮問会議における高市総務相の報告(2016.11.25)

○地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。

- ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置するこ
とが適切である。(図書館・博物館等)
- ・専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。

○関係省(文部科学省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念さ
れるとの意見がある。

○実態として図書館では指定管理者制度の導入が進んでいない。

○社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議が
ある。

(2) 高市報告の意義と背景

意義

- ・「トップランナー方式」の名を借りて、政府として指定管理図書館を肯定しないことを表明した。「指
定管理者制度を導入しないとの意見が多い」との認識を表現した。
- ・図書館の管理運営の基本を、政府として明確に認めた。
- ・指定管理者制度が進んでいないことを認めた。
- ・指定管理者制度に弊害がある、との認識を示した2008年国会附帯決議を評価した。

背景

- ・政府は、地方行革推進の主要事項に指定管理者制度を挙げ(総務大臣「地方行政サービス改革の推進
に関する留意事項について」2015.8.28)、その推進のために「地方行政サービス改革の取組状況等に

関する調査」を行い（毎年実施）、その進捗状況を「見える化」するとしている。

- ところが、指定管理図書館については全国各地で問題となり、複数の市で住民投票が行われる事態になっている。図書館事業に無関係な営業活動が図書館施設の主要スペースで行われる、図書館の基本的な役割を欠如した構造が続いている、指定管理者を管理する部署を設ける、など指定管理者制度の本来的なあり方から逸脱した「行為」が各地で起きている。
- 図書館には「無料原則」が貫徹しており、民間企業に委ねる対象とはならない。
- 国会審議においても、指定管理図書館を評価、肯定する政府答弁は皆無であり、“地方が判断、やっていること”、との答弁に終始している。
- 日本図書館協会は指定管理図書館についての調査を毎年行っているほか、総務省調査等の図書館に関するデータを抽出、分析している。これらは他の「公の施設」では見られない取組みである。また指定管理者制度問題の論考では、図書館関連が多い。
- 政府は、指定管理図書館が「公の施設」の指定管理者制度推進の妨げになっている、との認識を示したと捉えることができる。

(3) 政府はもともと指定管理図書館を肯定してこなかった

- 総務省内部の検討組織は、図書館を検討の対象としていない。
- 地方自治法改正の国会審議：衆議院総務委員会（2003.5.27）総務大臣答弁
一般法（地方自治法）と特別法、個別法（図書館法、社会教育法）の関係で個別法優先
- 指定管理図書館、「トップランナー」をめぐる国会質疑
- 総務省地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応についての意見」（2016.12.14）
- 内閣府経済・財政一体改革推進委員会制度・地方行財政ワーキング・グループ（2016.9.23）
- 図書館の「トップランナー」をめぐる国会審議（衆議院総務委員会 2017.2.23）
- 文部科学大臣「図書館にはじまない」との国会答弁（2008.6.3）
- 総務大臣「図書館は対象とすべきではない」発言（2011.1.5）
- 唯一の例外：2003.11.26 経済財政諮問会議 河村建夫文部大臣
「指定管理者制度が導入されたことを受け、館長業務を含めた全面的な民間委託が可能であること
を改めて明確に周知」と発言

4 水戸市の図書館

(1) 市立図書館

人口段階別市町村図書館貸出密度状況 人口 20～30万人

2016年4月1日現在 サービス等は2015年度実績 日本図書館協会「日本の図書館 2016」から作成

詳細は、「現代の図書館」54(3) 2016.9 参照

水戸市 2017年度：『水戸市立図書館要覧 平成29年度』から作成

| | 貸出密度上位10%の市の平均 | 人口20～30万人の市の平均 | 水戸市 2016年度 | 水戸市 2017年度 |
|---------|----------------|----------------|------------|------------|
| 市数 | 5 | 43 | | |
| 人口 | 245,046.4 | 246,857.0 | 273,046 | 270,528 |
| 図書館数 | 7.6 | 4.2 | 6 | 6 |
| 自動車図書館数 | 1.0 | 0.7 | 0 | 0 |
| 正規雇用職員数 | 32.0 | 15.8 | 23 | - |

| | | | | |
|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| うち司書 | 19.2 | 6.9 | 15 | - |
| 司書率 | 60.0% | 43.7% | 65.2% | |
| 非常勤・臨時職員数 | 71.6 | 33.5 | 23.8 | - |
| 委託・派遣職員数 | 12.6 | 14.6 | 35.8 | - |
| 蔵書冊数 | 1,072,630.4 | 707,815.2 | 949,620 | 972,168 |
| 図書年間購入冊数 | 39,685.8 | 23,785.4 | 23,689 | 24,942 |
| 雑誌年間購入種数 | 738.8 | 361.4 | 690 | - |
| 貸出登録者数 | 104,791.3 | 98,877.7 | 163,677 | 167,644 |
| 貸出資料数 | 2,512,217.8 | 1,335,696.5 | 1,245,578 | 1,269,751 |
| 貸出密度 | 10.2 | 5.4 | 4.6 | 4.7 |
| 予約件数 | 382,962.2 | 153,877.6 | 147,270 | 137,431 |
| 図書館費（千円） | 421,090.6 | 227,611.7 | 564,966 | 558,235 |
| 資料費（千円） | 74,459.0 | 48,364.4 | 55,637 | 55,637 |
| 人口当資料費（円） | 303.0 | 195.9 | 203.8 | 205.7 |

・図書館経費

地方交付税図書館需用費額(推定) 1億8,207万1千円

2017年度当初予算額 6億9,339万7千円(図書館費5億5,823万5千円 人件費1億3,516万2千円)

地方交付税需用費額の380.8% (全国平均220.1%)

(2) 学校図書館

- 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」2016.4.1現在

学校図書館図書標準の達成状況

公立小学校 50~75% : 1校、75~100% : 8校、100% : 23校(71%)

公立中学校 75~100% : 6校、100% : 9校(60%)

学校司書の配置(茨城県) 小学校 362校(72.8%) 中学校 134校(60.9%)

- 全国学校図書館協議会「平成28年度学校図書館整備施策に関するアンケート」[29年度未回答]

水戸市1校あたりの図書購入予算額: 小学校 695,667円 中学校 729,813円

地方財政措置に基づく予算化: 図書費予算化した 新聞購入費予算化せず

学校司書未配置の学校図書館運営: 教員の運営を無償ボランティアが補助

配置学校司書の雇用形態: 公共図書館の職員が学校司書兼務 学校司書の研修: 行っていない

5 図書館とは

○図書館の管理運営の基本

- 自治体が設置
- 教育委員会が管理 [長部局所管の図書館136館]
- 教育機関としての図書館が自立して運営する

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第30条

地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他教育機関を設置する

文部省初等中等教育局長回答 1957年

法第30条の教育機関とは、教育、学術、および文化(以下「教育」という。)に関する事業…を行うことを目的とし、専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の管理の下にみずからの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関である

○図書館の特質

- ・中身の伴う「コンテンツ機関」であるということ
- ・司書の専門性を中心とした集団的専門性
　図書館の設置及び運営上の望ましい基準 2012年12月19日文部科学省告示 三 運営の基本
- ・「図書館の自由」の保障
- ・無料の原則：図書館の基本的サービスから収益を得ることは不可能
- ・図書館は連携協力を前提とする事業：競争とは無縁

6 水戸市立図書館の指定管理者制度導入について

(1) 導入の目的が明確ではない

- ・「水戸市新図書館基本計画(H21~26)」の「地域の知の拠点として、本と人との出会いを生み出す、市民との協働による開かれた図書館」との関連
 - ・これまでの管理運営上の総括、現在の問題点が明らかにされておらず、図書館の役割、機能の拡充につながる説明がない
 - ・総務省調査の設問項目に照らしての再点検が必要
- (2) 政府の指定管理図書館についての見解（指定管理図書館を肯定しない）についての考え方を問う
- (3) 育児コンシェルジュ、託児サービスなどは図書館の基本的な業務か
- (4) 昨年9月に実施された利用者アンケートの8項目は、図書館の基本的機能については皆無。このような結果のみで、「高い評価」と認めるのか

7 直営中央館と指定管理地域館の仕組み、体制は指定管理者制度から逸脱

水戸市は図書館の管理運営組織の二元化を行った。中央図書館管理係は「指定管理者が管理業務を行う図書館の指導及び監督に関するここと」を業務内容としている（「水戸市立図書館要覧」）。

(1) 指定管理図書館を行政が管理することは、制度上許されない

- ・指定管理者制度とは、指定管理者の創意性、能力に着目した制度であり、自立して運営するのが前提である。つまり「丸投げ」が前提
「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、…地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」（地方自治法244条の2第3項）
- ・指定管理者への行政の関与は限定されている
「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。」（地方自治法244条の2第7項）
- ・日常的に業務チェックする必要があるとする認識ならば、委ねたこと自体が問題。偽装請負になりかねない懸念がある。
「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」労働省告示第37号(1986.4.17) 改正厚生労働省告示第518号(2012.9.27)

注文主と労働者との間に指揮命令関係がある場合は、請負契約であっても労働者派遣事業に該当する。

委託した業務について、委託側職員はしてはならない。

- (2) 管理の二元化 サービス内容、コレクション形成、書誌データなど
- (3) 総務省は明確な回答を避けている

豊田市の図書館を考える市民の会は、総務省に図書館管理課設置について問合せ。総務省は「仕様書で、指定管理者の業務内容がどうなっているかによる」と回答。

本とわたし

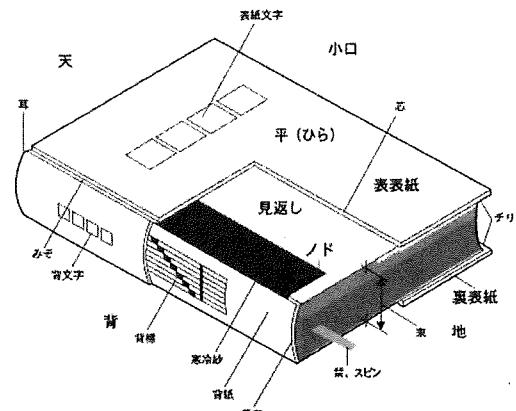
大辻 京子

子ども時代の私は常に庭や裏山を走り回り、忍者のように木に登ったり、屋根や塀の上をスルスルと這い回り、雨の日でさえ、狭い家の廊下をダッシュしたり、柱によじ登ったりと、じっくり本を読んだ記憶はほとんどありませんでした。ただ、唯一本とのつながりを見つけるとすると、国語の時間に教科書を順番に朗読する時、間違えたら次に回るところ、一度も間違えずに最後まで読んでしまったことがあります。その時から、声を出して文章を読むことが好きになりました。

そんなこともあります、娘の幼稚園、小学校と図書ボランティアに入り、子ども達の前で読むようになりました。次は何を読もうかしらと絵本を探すうちに、絵本の勉強会に入り、さらにはブックトークの勉強会にも参加するようになり、児童書の面白さに気づき始めました。何より児童書は短時間で読めるということ、でも内容は奥深く、大人でも十分考えさせられるものが沢山あります。現代の自由時間の少ない子どもたちにはうってつけの人生経験を疑似体験できる手段だと思います。

そして、その時図書ボランティアでご一緒したお友達に誘われて、市立図書館で本の修理のボランティアをするようになりました。初めて修理の工程を見た時は驚きの連続でした。なぜなら、まず本を壊すところから始めるからです。縫い目が緩んだり、外れてしまっている絵本等は、表紙と本体を糊付けしている部分からべりべりと思い切りよくはがして完全に分離します。そして、本体をきれいに揃え、寒冷紗という補強材を羽のように貼つてから、縫い目のふち5mmの位置に、なんと電動ドリルで穴を開けていきます。それから専用の糸で縫っていきます。最後に、羽の部分を本体に差し込んで糊付けし、専用の道具に挟んで、完全に乾くまで数日おきます。そして、完成品を開いてみるとあのわくわく感は病みつきになります。少しのずれもなくきれいに仕上がった時は、一人ほくそ笑んでいるのです。

本を読むことも楽しい時間ですが、ぼろぼろにな
った本がきれいに直った時、またそれを直して
いる時が、今の私の楽しみのひとつです。



『編集後記』

松岡さんの学習会は大変な悪天候の中、行われました。松岡さん、ご参加の皆様、ありがとうございました。この冬は雪が多くて、雪かきにおかれています。北国の方からすれば、なんといふこともない雪でも、雪に不慣れな私どもにとりましては、なかなか厳しい状況です。早く春が来るといいですね。それはそれで辛い季節ですが。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第14号

代表：齋藤典生 平成30年2月7日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

TEL 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第 15 号

平成 30 年 5 月 10 日発行

常陸太田市立図書館見学会報告



1 月 30 日(火)、常陸太田市立図書館を見学してきました。

参加者は、当会の齋藤会長以下役員など 8 名。神奈川県平塚市から磯崎さんが駆け付けてくれました。齋藤、海野両氏の車に全員便乗させていただき、金砂郷の老舗そばどころで昼食をとつてから訪問。全国で魅力度ワースト 1 位の茨城県の中にあって、子育て世代から「住みたい田舎ランキング全国第 1 位」の常陸太田市の市立図書館はとても気になっていました。

建物は市民交流センター、生涯学習センターとで共有するかなり広い敷地にあって(どのくらいの面積なのか聞かないのでしまった) 2 階建て。(建物が手狭になって、児童コーナーの音が漏れるので、苦情があるそうです)

館長、館長補佐の迎えを受けて 2 階の集会室(ここは月に 1 度、ハンディキャップを持つ利用者への対面サービス等を行う場所でもあるとか) に案内されて、前もってお願ひしておいたいくつかの質問に応えていただいた。

1. 図書館協議会の運営について

- ① 平成 2 年 7 月施行。協議会委員は 10 名以内で、学校教育、社会教育、家庭教育活動者、学識経験者などから教育委員会が任命する。
- ② 任期は 2 年で、現在の委員は社会教育関係 2 名、学校教育関係 2 名、学識経験者 5 名と会長(元教員)の計 10 名で年 3 回協議会を持っている。
- ③ 選考基準の明確なものはなく、公募はしていない。

2. 図書館協議会が指定管理者制度の導入に否定的な見解を出された経緯について

これはもっとも関心ある話題でしたが、経緯については詳細を把握していないということで、当時の協議会の答申文書による回答をいただきました。以下が概要です。

「平成 24 年 6 月に図書館協議会で検討協議の結果、公共図書館の役割・意義を確認した上で、市民や児童サービスの重要性を認識し、昨今の図書館サービスが情報ネットワーク活用などを通して県内の図書館と連携・協力の下での業務が進んでいる。常陸太田図書館においても各種のサービス実施、さらなる向上が図られている。図書館活動を発展的に重ねるには、専門職員としての司書の継続的な育成が必要で、その任務の重要性からみても、コスト削減を判断しての指定管理者制度を導入するメリットは乏しく、むしろ図書館事業の効果を損なう面が強い。よって、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うことを目的とする指定管理者制度の導入が必要であるとは、今のところ認められない。」

これをめぐって若干の質疑を行いましたが、図書館の指定管理者制度導入については、今まで、この回答時と何ら変更されていないということで、水戸市の図書館協議会とは図書館に対する思い入れや目指

す方向の違いを感じて羨ましい限りでした。

3. 合併に伴う分室設置の考え方と利用状況

統計グラフによる回答をいただいた。合併前の金砂郷、水府、里見地区に3分室があるが、全体として前年度より貸出人数、貸出冊数が減数しているのは要因を考えるべきか。これとは別であるが県図書館協会編集・発行による平成29年度版『茨城の図書館』の統計によると常陸太田市立図書館は周辺自治体と比して、奉仕人口一人当たりの資料費はあまり多くない。これが全体としての入館者数や、幼児、中・高校生利用の伸びを抑えてはいないだろうか。館内を見学させていただいたとき、書架に若干古い本が目立て新刊が乏しいように見受けられたのは残念。

4. 児童サービスについて

子育て支援事業として乳幼児には絵本2冊と図書館情報等の入った「ブックスタートパック」の贈呈をH22年度から実施、赤ちゃんタイムやママ・プレママサロン等も毎月定例化されているが、ボランティアなしでは実施できないとのことでした。

児童との係わりで、学校図書館について質問しました。市内には小学校が13校あり、週2~3回、10時から15時まで職員(非正規、司書)が出向き、司書教諭と連携して授業で使う資料等を選定しているとのことでした。次年度から中学校でも実施する予定で、学校司書の研修も年に1度行っているよし。あと少し詳細を聞きたかったのですが時間切れになりました。

おわりに

常陸太田市立図書館の強みは、そこに働く図書館職員、市民にとっても、平成25年3月の格調高い図書館協議会答申であると思います。このように行政が責任を持つもとで、高い理念に向かって、職員も市民も一体となった図書館づくりが可能になるのではないでしょうか。
(須田 美智子)

利用者としての目を鍛えよう —「図書館界ウォッキング」から学ぶ—

水戸市立図書館の地区館に、指定管理の仕組みが導入されてから早くも3年目に入りました。民間の知恵と行動力を活かして図書館サービスの質を一段と向上させるとの当初のネライは、果して形になっているでしょうか? アッと思えるような、斬新で新たな図書館サービスが、私たち市民に提供されているでしょうか? 残念ながら現実は、どうもそうなっていないように思えてなりません。指定管理に移行した水戸市立図書館の今をどう見るか、どのように評価したらよいのか、私たち利用者一人一人に問われているように思います。

その場合大事なのは、県内外の他の図書館の動きをつかみ、判断や評価の材料にすることだと考えています。例えば守谷市では、昨年来注目すべき動きが起っています。同市の図書館は、水戸市と同じ平成28年度から指定管理に移り、また水戸市と同じ図書館流通センター(TRC)という民間企業がその運営に当たつてきましたが、今年2月に同市図書館協議会は、「守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制については、現在の経費を上回ることなく市民サービスの水準を維持することを前提として、直営もしくは一部業務委託による直営とする」旨の答申を教育長宛に提出しています。来年度から指定管理をやめ、再び直営に戻そうというわけです。背景に何があったのか、水戸市とは事情が異なりますから同列に論じられな

いのは当然ですが、守谷市の事例から学べることはたくさんあるのでは、と思います。今後の推移にも注目したい所以です。

さて、『出版ニュース』という雑誌をご存じでしょうか？ 出版ニュース社が毎月3回発行する旬刊誌で、出版界、書物、図書館等に関わる実に多彩な記事が満載されている雑誌です。2年ほど前、この雑誌に「図書館界ウォッチング」という名の2ページ建てのコーナーが設けられました。以来ここには、全国紙、地方紙、諸雑誌、ウェブサイト等、様々な媒体から収集した主に図書館に関わる諸情報がギッシリ詰め込まれています。今年に入ってからの「図書館界ウォッチング」を一瞥すると、例えば、「『あかちゃんタイム』拡がる 親子で来館しやすく 栃木県8市22図書館導入」、「中核市で初 ツタヤ運営 CCCが指定管理者候補者に 新和歌山市民図書館」、「ツタヤ図書館の『いま』改訂版が図書館友の会全国連絡会HPに公表されたこと」、『月刊 社会教育』2月号が「知る・まなぶ権利と図書館」という特集を組んでいること、『とうきょうの自治』107号が「指定管理者制度の現在」を特集していること等々の情報が目に飛び込んでいます。何しろ、わずか2ページですからそれぞれの情報は断片的で、物足りなさは否めません。でも、情報源としては大いに役立ちます。それをきっかけに、あとは自分で調べればいいのです。

今年1月上・中旬号掲載の「図書館界ウォッチング26」をみていましたら、静岡県「富士市立図書館 図書館大賞の投票スタート」「本屋大賞の図書館版です。職員が選んだノミネート作品に利用者が投票して、『今年の1冊』を決めます。図書館HPにリストを設定し、検索する時間が省ける工夫もあります」との情報に目を引かれました。ただ、これだけでは物足りない。イメージがわからない。早速、富士市立図書館のHPにアクセスしてみると、少しずつ様子が分かってきました。まず市内の全8図書館の職員が事前投票で10点のノミネート作品を選んだこと、その10作品を対象に図書館利用者による一般投票が行われ、投票数は3663票に及んだこと、「あなたが選ぶ今年の1冊」には609票を集めた池井戸潤の『陸王』が選ばれましたこと、静岡新聞によると、「利用者と職員の距離が近づくようなイベント」を意図した初の企画であり、「ノミネート作品が発表されると貸し出しや予約が増加するという効果があった」こと等。うへん、おもしろい取り組みだな、率直な感想です。

全国のあちこちで、図書館は様々な動きをみせています。私たちの図書館を上手に育てるうえでは、そうした動きにしっかりと目配りし、吸収し、判断や評価をする目を鍛えることが肝要かと思います。一つの有力な情報源として「図書館界ウォッキング」を是非活用してみませんか？（齋藤 典生）

リレーエッセイ (7) *

本との出会い・図書館との出会い

海野 敏明

私が育った時代は、幼少期は各家庭にテレビなどは当然ありません。娯楽と言えば、ラジオの子どもも向け放送を聞くことや、テレビを所有している数少ない家に近所の子どもが集まり漫画放送を見ていた記憶があります。また、子どもは外で駆け回っているのが当たり前で、近所の吉田神社（当時の吉田神社は現在の状況とは異なり西側、北側はカットされておらず、深い山になっておりました）で日が暮れるまで遊んでおりました。

当然付近に公立図書館などは整備されておらず、本に触れる機会と言えば学校図書館で見ることぐらいでした。小学校低学年のころは、『ロビンソン・クルーソー漂流記』などの冒険物語を借りて読んでいました。そのころの学校図書館には専任の女性がいたように記憶しております。

現在の学校図書館には専任の学校司書は配置されておらず、昔とは状況がだいぶ変わってきていると思います。小学校も高学年のころになれば、活字離れと言いますか、学校図書館に通った記憶は薄いです。当時は少年マガジン・サンデー・キングなどの漫画雑誌に夢中になっていたと思います。友達と異なる漫画を回し読みしていました。

また、当時は朝のNHKテレビドラマ「ゲゲゲの女房」でも登場していた漫画の貸本屋さんが近所にあり、その家の子と友達だったこともあり遊びに行ってはただで漫画を読んでいました。

活字としての本と言えば、小学校6年生の時『太閤記』を買ってもらい夢中になって読んだことぐらいしか記憶はありません。

中学生になっても漫画は読んでいただろうと思います。また、中学校では陸上部に所属しており、短距離よりも長距離を得意としていたので毎日学校周辺を走っていました。この様に、放課後は部活動に夢中になっていた関係で学校図書館とは疎遠になっており、今思い返すと中学校でも学校図書館があったんだろうとは思います。一切記憶に残っていません。

高校生になると部活には入らず、青春を題材とした石坂洋次郎作品を中心に文庫本をかなり読みました。また、同時に政治に興味を持ち始め、新聞や新書等を読み世界情勢や国家の在り方などを簡単にまとめ、社会科の授業前に生徒各人が自分の考えを発表する場で発表していました。ただし、授業が終わればまっすぐ帰宅する生活だったため、学校に図書館があったかどうかは思い出せません。

この様に学校図書館などを含めた図書館に縁がなかった生活を過ごしていましたが、文庫本を中心とした小説は読み込んでいました。算数より国語が幼少期から好きでなかった理系人間でしたが、文庫本を読んでいたおかげで現代国語など落第点にならずにすんでいたものと思われます。

大学に入学して上京してからは、大学で入部したクラブが新左翼的な傾向があったクラブでしたが、先輩や同学年の仲間たちと楽しく学生運動を経験しました。授業がない時間などを利用して立て看板を作成し、登校してきた学生に対しアジ演説をする先輩を見るにつけ、なぜ人前で饒舌に話すことができるんだと思いました。当時の私は、いろいろなことを組み立て論理的に話すことなどできませんでしたので、羨望のまなざしで聞いていたことを思い出します。また、そのころは、先輩から闘争の歴史や体制に対する不満に関する書物を読まされました。頭にはなかなか浸み込んでいかないような本であったのを覚えています。

社会人になってからも、本を借りるとか、調べ物をするとか、公共図書館をあまり利用しませんでしたが、人減らし合理化による過労死事件が水戸市役所で発生したときに、公務災害申請に添付する資料収集の際、その時の世相が業務に起因していたことを新聞記事などで証明する必要に迫られ、公共図書館にお世話になりました。図書館では、過去の出来事等をCD-ROMを借りることにより調査ができるなど、資料の宝庫であることをわからせてもらいました。

この様な歴史の検証や過去の出来事の保存等、図書館機能を孫・子の代まで引継いでいくため、市民にとって望まれる図書館に近づける運動を継続していくたいと考えています。

《編集後記》 先日開催した図書館運動をしている団体同士の交流会の記録について
は、次号にまわさせていただきます。なお、
リレーエッセイの原稿を募集しています。
図書館との関わり、本の思い出など、会員の方々の投稿をお待ちしています。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第15号

代表：齋藤典生 平成30年5月10日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第 16 号

平成 30 年 8 月 20 日発行



● 「平成 30 年度 水戸市立図書館を育てる市民の会総会」開催

平成 30 年 6 月 2 日 (土) 13:30~15:30、茨城自治労会館を会場に総会及び名城さんの講演会が開催されました。以下の議案が提案され、いずれも了承されました。

(1) 平成 29 年度事業報告

① 総会 平成 29 年 6 月 3 日 (土)

記念講演 額賀せつ子氏「水戸の芸妓 今昔」(茨城文学賞受賞者)

② 学習会等

H29/10/29 学習会「指定管理図書館問題の状況と課題」講師：松岡要氏 20 人参加

H30/ 1/30 図書館見学会：常陸太田市立図書館 8 人参加

H30/ 4/ 7 図書館の発展を願う市民交流会 21 人参加

③ 会報の発行 12 号 (H29/7/28) 13 号 (H29/10/28) 14 号 (H30/2/7) 15 号 (H30/5/10)

(2) 平成 29 年度決算報告

【収入】

【支出】

(単位：円)

| 項目 | 決算額 | 備 考 | 項目 | 決算額 | 備 考 |
|------|----------|-----------------|-----|----------|-----------|
| 繰越金 | 267, 874 | | 事業費 | 66, 710 | 会場費、講師謝礼等 |
| 会費 | 242, 000 | 団体 2 団体、個人 42 名 | 通信費 | 43, 090 | 会報等 |
| 寄付 | 0 | | 事務費 | 4, 243 | 封筒代、手土産代等 |
| 預金利子 | 2 | | 会費 | 3, 730 | 図書館友の会 |
| 収入計 | 509, 876 | | 支出計 | 117, 773 | |

収入－支出=392, 103 円 平成 30 年度に繰越し

(3) 平成 30 年度事業計画（案） 今年度も、水戸市立図書館の充実を目指して、次の事業を行います。

①学習会の開催 ②会報の発行 ③その他、本会の目的を達成するために必要な活動

現在検討されている内容

指定管理者制度学習会、他市図書館の見学、大人のためのおはなし会等

(4) 平成 30 年度予算（案）

【収入】

【支出】

| 項目 | 予算額 | 備 考 | 項目 | 予算額 | 備 考 |
|------|----------|-----------------|-----|----------|--------|
| 会費 | 240, 000 | 団体 2 団体、個人 50 名 | 事業費 | 400, 000 | 学習会開催等 |
| 寄付 | 10, 000 | | 通信費 | 50, 000 | 会員への連絡 |
| 繰越金 | 392, 103 | | 事務費 | 10, 000 | 事務用品等 |
| 預金利子 | 2 | | 会費 | 3, 730 | 図書館友の会 |
| 収入計 | 642, 105 | | 予備費 | 178, 375 | |
| | | | 支出計 | 642, 105 | |

(5) 役員選出 会長：齋藤典生 副会長：未定 顧問：波多昭治
事務局長：坂部豪 会計：海野敏明 運営委員：西村洋子、須田美智子、大辻京子

● 講演「図書館の歴史と今後の公共図書館」 名城邦孝氏（常磐短期大学准教授）

報告は次号を予定

● 「図書館の発展を願う市民交流会」 開催

平成30年4月7日（土）午後1時30分から、自治労茨城県南会館を会場に、茨城県南の市民団体との交流会を開催しました。以下に、抜粋・要約してお伝えします。（注）は発行者。

守谷からの報告

この会は30年くらい運動を続けているが（昭和63年「守谷により図書館を」の会）発足）、そもそも守谷に図書館ができる時に、守谷町により図書館を作つてほしい、図書館協議会のある図書館を作つてほしいというような働きかけをして、日本図書館協会から講師を呼んで学習会を行い、新しくできる図書館だから当時の図書館情報大学から学生を採用してほしいなどといった運動を続けてきた。そういうところは、ちょっと特殊なのかもしれない（平成7年5月13日守谷中央図書館開館。平成8年「図書館とあゆむ会」、さらに、指定管理者制度導入に伴い「守谷の図書館を考える会」と改名）。

市の行政の側にも、この人達は図書館のことをいつも一生懸命熱心にいろいろやつていて、何かあると言ってくる会だという認識ができあがっている。先日も市長が市議会の答弁で、あの人達はお母さんのように図書館を育ててくれていて大変感謝しているというようなことを言われた。菅原峻さんがおっしゃったようにね（菅原峻『母親のための図書館』晶文社、1980 等を参照）。この流れがあって、ずっと続いている、図書館協議会にもこの会から必ず一人、協議会委員を出している。その中で、私たちもずっと勉強してきている。

まず、最初指定管理の話が出た時に（平成19年9月守谷市図書館の指定管理者制度導入について 図書館協議会に諮問）、審議の末、平成21年に図書館協議会で否決したことがある。それが蒸し返されて、今度はもう市役所の中で、指定管理で行くという流れを先に作られてしまった。協議会や市議会でいろいろと反対したのだが、だめで、13対6の賛成多数で導入が決まって、平成28年度から指定管理者制度が始まった。

けれども、TRC（図書館流通センター）が最初に派遣してきた館長がすぐにお辞めになった。（守谷の隣の）藤代町立図書館の元の図書館長が。28年4月の開館の時点でもう辞めたいと言っていた。中がぐじやぐじやだったらしく、前から一生懸命働いていた人達が5人、6月にTRCでの試用期間が終わって本採用となる時点で辞めてしまって、人員が足りなくて、運営がうまくいかなくなってしまった。館長も出てこなくなって、TRCが臨時の館長を出したりしたけれども、事務室には人がいない、カウンターにも人がいないというスタートだった。それで、市議会も指定管理者制度の導入を決めた責任上、7月にTRCの石井社長を市議会に参考人として招いて聞いて聞いたらしくして、申し訳ありませんでしたと謝らせました。市議会も3年間の指定管理期間が終了しても、TRCはないかなという雰囲気が出てきました。ただ、利用者は開館日数が増えて、開館時間が延びて、おおむね評判はいい。一般市民の方のアンケートの答えを見ても、満足していますという声がかなりあった。

図書館が指定管理者に変わった時に、私たちは要望を出して、図書館協議会に一人図書館の専門的な知識を持った方を入れてくださいということで、野口武悟さんが10人のうちの一人に選ばれて、大きな

味方が一人増えた。その中で、3年間でTRCによる指定管理と直接の運営のどちらがいいか評価をするということで、第三者評価委員会の役割を図書館協議会がになって、2月15日に答申が出た。そもそもは、指定管理者制度の導入決定の時に、市議会で6項目の附帯決議があった。その一つに、第3者評価委員会を作つて検証しなさいという項目があったので、それが生きて図書館協議会で評価を行つたということだ。

取手からの報告

取手市では平成25年2月の図書館協議会の時に諮問があった。協議会の委員として出席していたが、何の前触れもなく、この席で皆さんのご意見を伺って、可決してほしいということだった。来年度中に指定管理か、委託にしたいという方針の資料が用意されていた。しかし、市民の知らないところで進めるのはいかがなものかと、意見を述べたところ、その時は引っ込めた。

その後、2回目の図書館協議会を開いて、指定管理をやると財政的に助かるのだということが見える追加資料を出してきた。しかし、そもそも社会教育施設というものは利益の出ないものだから、施設運営の考え方方が違っている。公民館とか体育館はある程度利用者層が決まっているが、図書館は全部の市民が利用できる場所で、一律に費用対効果で判断するのはおかしい。学校は利益があがらなくとも公費を投入するではないかと主張した。さらに、ありとあらゆる反論を試みた。たとえば、実際に指定管理になったところにアンケートを取って実情を聞いてみると、表向きは開館時間が長くなったりして良くなったと言われるのだが、図書館としての仕事の蓄積とか、郷土資料の知識の継承がうまくいかなくなるのが問題だというのが、明らかになってきた。直営の良さはなかなか目に見えない。

それと、選書と除籍だけを直営で職員にやらせるという提案が出てきたのだが、常日頃カウンターに立っていて、いろんな人が本を借りるのを見ている中で、うちの図書館ではこういう本が利用されるのだとか、利用者は少ないけれどこの本は必要だとが分かる。それが事務所の中にいるだけでは、分からぬ。そういうことを市の執行部の人達にいかに伝えようかと一生懸命考えた。

取手市は市議会報告会と言って、議員と市民が直接話し合う機会があるので、そういう場で、「皆さん、図書館を利用したことがありますか」と聞くと、誰も手があがらない。現実にそういう人達が図書館のことを審議するわけだから、何とか工夫して運動を広げていかなくてはいけないと考えて、会を開いてきた。そういうことで、一応今はストップしている。

以下は次号に掲載予定

* * * * * * * * * * * * * * * * リリーエンゼイ (8) *

図書館とわたし

須田 美智子

小学生の時分、すこしばかり作文や詩作が得意で、当時学年別に出版されていた全国誌の文壇に投稿しては特選等になり、将来は文学を学びそれにかかわって生きていきたいと思っていました。しかし、父が経営していた会社が倒産し、その後父は難病を患って仕事が出来なくなりました。ひつ迫した生活状況の中で、私は貧乏という不運を嘆き、自分ほど不幸な者はいないと思い詰めっていました。大学どころではないと母から宣告された時、親を助け弟妹はせめて大学までと思いながらも、親に反抗するという鬱屈した思春期をおくり、高3の時、仕方なく国家公務員関東甲信越地区の行政職を受験しました。当時は東京オリンピック前的好景気で、安月給の公務員志望者もあまりいなかつたせいか、県外や都内のいろいろな省

庁から求人がありました。私は上京したかったのですが、母の強引さに負けて、進学前の一時居座りと自分を納得させて地元の旧文部省の国立大学に就職しました。同期採用者は10数名で私を除いて全員男性でした。

出勤初日、私は人事課まで出迎えてくれた教授に引率され理系の研究室配属の職員となったのです。居場所は開放された図書室兼会議室の一角で、学科の教官、学生が自由に出入りする上に、私とは別の道から入学してきた100名近い同級生の3分の1ぐらいが、入れ替わり立ち代り授業の合間にやってくるという恰好なたまり場に！しかし、仕事に支障のない限り容認してもらえたのは、研究室がアカデミックな雰囲気であったからだと今更ながら感謝です。仕事は学科の図書・雑誌と予算管理、研究書や実験用物品の発注などで、暇を盗んでは受験勉強をしていました。そういう余裕のある時代でした。

学部内は管理職を除いてほとんど組合員で、私もそのうち、年々増加する事務補佐員（非正規職員）の定員化を目指す組合活動と、学外での映画の自主上映活動とに夢中になりました。同年齢の仲間が同じような仕事をしながらも、非常勤で大きな差別待遇に据え置かれていることが許せなかったのです。

10年経過後に大学図書館本館に異動し、ここから本格的に図書館職員としての仕事にとりくみました。異動後に司書資格をとるため、最初の目的とは違った形で大学の通教生となり、幼い子どもを母に預けて、東京、関西とスクーリングに通いました。仕事を終えて帰宅すると連日受講科目のレポートと受験に備えての学習に追われました。しかし、入学した大学自体があまり意にそぐわなかつたので、大学間の単位互換制度を利用して、最後は地元の大学で不足単位を修得し、論文でパスしてやっと司書となれたのです。

私が異動した時分から図書館の機械化の話題がじわじわと進行ってきて、この対応をめぐり組合では土曜日や昼休みに会食しながら討論を重ね、グループを作つて学習を深めました。職員の殆どが組合員で、大図研（大学図書館問題研究会）や図書館協会のメンバーが多数いたことも幸いしました。

1986年国立学術情報センター（N A C S I S）の発足とともに、各係に業務用端末が頭数分配置され、全国立大学図書館は激動期に入ったのです。全国立大学から学術情報センターに担当者を集めて職種別の研修が行われ、国立大学・研究機関等の資料の所在情報（C A T）と相互貸借（I L L）業務が一気に進みました。

在職中、複数の図書館をまたいで仕事をしましたが、仕事の内容は利用者との接点であるカウンターでの情報サービスをはじめ、和洋雑誌・図書の受け入れ、目録入力、相互貸借や参考調査、学生対象の図書館利用教育、他館との交渉などいろいろと。定員削減一方の中での激務でしたがやり甲斐のある仕事だったと思います。参考調査等で学内外の利用者から丁寧な礼状や電話が届いたりして感激もいただきました。退職後に、なかなか予算のつかなかつた図書館の増改築がやっと実現しましたが、旧図書館時代、配架すらできなくなってしまった狭隘な書庫で懸命に資料を求めていた利用者を思い出すと、私の責任ではないにしろ申し訳ない思いになります。国も、地方自治体も将来を担う大切な分野にこそ税金を使ってほしいと切に望む昨今です。

《編集後記》 毎日新聞茨城版に8月14日から「理想の図書館を求めて」という連載が掲載されています。守谷市の図書館が直営に戻るという報道をきっかけに、丁寧な取材をもとに書かれています。ご一読ください。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第16号

代表：齋藤典生 平成30年8月20日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第 17 号

平成 31 年 2 月 1 日発行



●平成 30 年第 3 回水戸市議会定例会が開催されました

平成 30 年 8 月 27 日（月）から 9 月 25 日まで第 3 回水戸市議会定例会が開催され、黒木議員及び田中議員、飯田議員（当会会員）が学校図書館について質問しました。以下に、答弁も含めて概要を紹介します。
なお、第 4 回定例会では図書館関係の質問はありませんでした。

報告：海野敏明

黒木勇議員 代表質問 学校図書館の充実について

学校図書館の設備や蔵書数の充実、専門職員である学校司書の市立小中学校への配置が必要である。公立図書館との連携を強化し、全ての児童生徒の心を豊かにできる環境を整えるべきと考えるが。

本多教育長答弁

各学校に学校司書を配置したうえで、現在行っている学校図書館支援事業の成果を検証しながら、より効果的な司書の活用方法について検討していく。膨大な市立図書館の資料も活用が可能となる学校図書館蔵書システムの配置が今年度中に完了し、運用を始める予定である。さらに、蔵書数の充実に向け、司書の専門的な知見を活かした選書を行い、内容を含めた充実を図っていく。

田中真己議員 一般質問 学校図書館支援事業の充実と専任司書配置について

一昨年（平成 28 年）6 月議会で、水戸市議会は「学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願」の趣旨を諒とし、全会一致で採択した。そこで 3 年目となる学校図書館支援事業の拡充を求める。

先日、市内のある小中学校で、それぞれ図書室を見学した。本棚はきれいに整頓されていたが、図鑑や歴史ものなど、日焼けしたり、古くなった本も多かった。中学校には学校図書館を担当する司書教諭がおられるが、クラス担任や教科担任、部活の顧問も兼ねており、なかなか時間がとれない。小学校も同様で、保護者の図書委員さんのボランティアに支えられながらの活動となっている。市が取りまとめた学校側の意見でも、支援員の巡回で「普段できなかった本の廃棄や整理ができ使いやすくなった」という声と同時に「授業が忙しくて支援員との十分な打ち合わせができない」という声も寄せられている。

現在の学校図書館支援員は、小中学校 48 校に対し 7 名であり、受け持ちは小学校 1 人で 8 校、中学校 1 人で 5 校である。学校に訪問できるのは 2 週間に 1 回程度。図書の整理やデータベース化を進めているということだが、子どもと接する時間はほとんど取れていない。まずは、派遣回数を増やすため、支援員を増やすことを求める。特に中学校では 2 万 4 千冊を廃棄したが、新しい本の購入は 6800 冊。予算の拡充も必要ではないか。そして、支援員ができるのは側面支援。学校ごとの特徴にそって学校図書館を生かすには、多忙な先生の兼任ではおのずと限界がある。

牛久市や取手市の 1 日中いる専任司書は、気軽に訪れる子どもたちにその場で本を紹介し、リクエストに応えた本の購入や読み聞かせを行い、図書室の装飾にも工夫をこらしている。休み時間には子どもたちの良き話し相手、悩みを持つ子の居場所にもなるなどよいことばかりである。

2015 年 4 月に学校図書館法が改正され、学校に専任司書を置くよう努めなければならないとされた。

国はアクティブラーニングによる授業改善と合わせ、2021年度まで学校図書館の予算を増やし、学校司書の配置と図書館資料の充実で、利用を促進するよう求めている。やはり支援員の活動を発展させた形として、専任司書の配置を決断し、具体的時期を示すべきと考えるが、市の考え方を伺いたい。

増子教育部長答弁

学校図書館支援事業は、今年度は書架の整理や図書の分類による並び替えなどを行うとともに、学校図書館資料のデータベース化を図るために、蔵書管理システムを全小中学校及び義務教育学校に設置し、システムの運用開始を目指し、準備を進めている。今後は、システムの運用を図りながら、学校図書館の更なる利用及び活用を促進するとともに、司書資格を有する学校図書館支援員の専門的な知識を活かし、図書資料の選書を行い、蔵書数や内容の充実を図っていく。なお、この事業の効果を検証するため、昨年度末に事業内容や訪問回数等について、全小中学校及び義務教育学校のアンケートを行ったところ、現在の取組や訪問回数、訪問人数に対し、9割近くの学校から適切であるとの評価をいただいている。

また、大規模校が多い中学校においては事業開始後1年を経過したところであり、今後、議員ご指摘の支援員の増員や図書購入のための予算拡充について更なる検証を行っていく。

次に、学校図書館への司書配置についてお答えする。学校司書の配置により期待される効果としては、子どもたちや教員が必要とする資料の提供や授業活動への効果的な支援が考えられる。一方、学校司書配置の課題としては、市立図書館と学校図書館とが、市の統一した方針や考えに基づき日々の業務を遂行していくことや、小学校では最大34学級から最少5学級までと学級数の規模の違いにより業務量や質に差異が生じることが考えられる。

そのため、2015年度から2023年度までの9年間を計画期間とした水戸市図書館基本計画（第3次）において、各学校への司書の派遣による学校図書館支援事業を位置づけ、学校図書館の充実のために、必要な助言や支援を行っていくこととした。現在、中央図書館への協力・参画をはじめ、読書指導や授業活動への支援を行っており、学校からも「授業等での利用が増えた」、「図書館の運営について相談ができた」など、高い評価をいただいている。

学校における司書については、すでに全校に司書資格を有する司書教諭を配置しているが、ご質問の学校司書の配置については、各学校に学校司書を配置した場合の課題を整理したうえで、現在行っている学校図書館支援事業の成果を検証しながら、より効果的な司書の活用方法について検討していく。今後とも、子どもたちの興味や関心、さらには学習活動に即した図書を整備し、親しみやすく、利用しやすい環境づくりを進めるとともに、読書活動や授業活動への学校図書館の積極的な活用を図つてまいりたい。

飯田正美議員 一般質問 学校図書館関係について

- (1) 学校図書館支援員の業務内容は配本や貸出業務を始め、蔵書管理システムの構築、購入又は除籍すべき資料・図書の選書相談、配架の工夫、図書の装備修繕、図書館だより作成支援など多岐に亘る。今年度から中学校への支援を行っており、2~3週間に1回の巡回業務で、果たして学校と連携し多岐に亘る学校図書館支援ができるのか。学校図書館担当教諭や学校図書館ボランティア等と連携し、図書館の整備や読み聞かせ等の実施、児童・生徒の読書環境の整備・充実を図るための活動が十分に行われているのか伺いたい。
- (2) 当初予定では、今年度中に電子化された蔵書目録台帳の作成は完了し、各学校図書館内での蔵書管

理システムによる貸出等の業務が開始されることになっていたが、現在の進捗状況は？

(3) 学校図書館支援員の業務と学校司書の業務は別物。支援員は蔵書のデータベース化いわばハード面での環境整備、一方学校司書は、子どもたちの確かな学び、読書相談に直接応えるために、いつも学校図書館にいることが大切である。2015年4月学校図書館法改正により学校司書配置が努力義務とされた。「学校図書館整備5か年計画」による地方財政措置を活用して、各学校への学校司書の配置、少なくともモデル校を決めて開始すべきと考える。

(4) 学校図書館支援員によるデータベース化終了後の学校図書館の長期計画を伺いたい。

(5) SNSの普及により新聞購読者が減少傾向にあり、新聞を読む機会が家庭でも減ってきている。ツイッター等により情報が瞬時に入手できる世の中だが、自分に関心がある特定の情報など、受け身で得る習慣ばかりが身に付き、それらの中身や質を問うような自ら考えることをしなくなる恐れがある。やはり、新聞を読むことで、読書と同様に多岐に亘る情報を得ることにより考える力が身に付くと考える。「学校図書館整備5か年計画」では学校への新聞配備も財政措置されているが、本市の新聞配備の現状と今後の対応について伺いたい。

増子教育部長答弁

(1) 学校図書館支援事業は、現在、中央図書館から司書資格を有する7名の学校図書館支援員を派遣し、学校ボランティアとの連携のもと、より利用しやすい図書館環境づくりや子どもたちや教員が必要とする資料の提供、授業活動への支援等を行っている。この事業効果を検証するため、昨年度末に、事業内容や訪問回数等について、全小中学校及び義務教育学校にアンケートを行ったところ、現在の取組や訪問回数、訪問人数に対し、9割近くの学校から適切であるとの評価をいただいている。今後とも、学校やボランティアの方々等と連携・協力しながら、魅力ある学校図書館づくりを進めていく。

(2) 蔵書管理システムによる貸出等の業務開始については、当初予定通り、学校図書館資料のデータベース化を進めており、本年度は、蔵書管理システムの操作研修を終えた学校から順次、貸出等の業務を開始している。

(3) 学校司書の配置については、課題として、市立図書館と学校図書館とが市の統一した方針や考えに基づき日々の業務を遂行していくことや、小学校では最大34学級から最少5学級までと学級数の規模の違いにより業務量や質に差異が生じることが考えられるため、これらの課題を整理した上で、現在行っている学校図書館支援事業の成果を検証しながら、より効果的な司書の活用方法について検討する。

(4) 2015年度から2023年度までの9年間を計画期間とした水戸市図書館基本計画(3次)において、各学校への司書の派遣による学校図書館支援事業とともに、学校図書館資料のデータベース化を位置付けている。データベース化終了後の学校図書館の長期計画については、市立図書館と学校図書館を合わせて検討していくこととしている。

(5) 学校図書館への新聞配置については、新聞には、児童・生徒を対象としたものも含め、様々なものがあり、学校ごとに種類は異なるが、全ての学校において新聞を配置し、活用している。新聞を読むことで、言語力を培い、理解力を高めるだけでなく、地域や社会の出来事に关心を持ち、現実社会の様々な課題について考え、判断する力を身に付けるための大きな力になるものと認識している。そのため、新聞に親しみながら、児童・生徒の深い学びに結び付けられるよう、引き続き、学校図書館における新聞の整備・充実に努めていく。

子どもたちに本を手渡す

岩佐 光江

最近のことですが、ネットやゲームの依存症で引きこもる青少年とその社会復帰の活動を取材したテレビ番組を観ました。そこにはオンラインゲームなどにのめり込んでいくうちに、日常生活が送れなくなつた姿と、その状態から抜け出した青年が体験を講演する活動が映し出されていました。その数の多さや深刻な依存に驚きましたが、一緒に観ていた子どもの発言に心が重くなりました。

「ゲームにはまる理由はその面白さで、のめり込むうちに現実の生活がつまらなく意味のないものを感じるようになっていくと言っているが、実際は日常に楽しいことも充実を感じることも無いからゲームに手を伸ばすのであって、ゲームを悪者にするのは納得できない。」と言うのです。ゲーム好きで擁護しているというより自分の周りを含めた毎日の味気なさを口にしているように思いました。

ゲームでなくとも楽しいことをするのは誰でも好ましいし、楽しいならば繰り返すのも当たり前です。最近はeスポーツと呼ばれ、コミュニケーションツールにもなってきて認知度も高くなっています。

でも辛いときに、子どもの惨めな思いをいやしてくれるのがゲームやSNSだけだったのなら。タブレットが常に身近で何でもネットで検索するのですから、辛いときや何かでつまずいたときにも、手が伸びるのは当然だと思います。

そんな時代だから切に願います。本を手にとって欲しいと。読書で問題は解決しないでしょうが、心を違う世界に飛ばす経験を日常のわずかな時間でも手軽に出来るのは読書の良さだと思います。物語の多彩な世界観や、想像したことのない世界も本を開けば自分の身近にひきよせられ、今いる自分の場所以外の世界に気づいてちょっとワクワクしてほしい。ゲームを1日30分で縛るなら、1週間に1冊本を読む約束をして感想を聞いてあげてはどうでしょう。

子どもに向かれた本は「優しい大人になりなさい。」と言う思いが沢山込められていて、自分のあり方に今読んでもハッとさせられます。子どもの時にそんな本に出会えたら、その時判らなくても、その子が悩んだ時に強さやひらめきの種になるのではないか。私たち大人が目の前の子ども達に言えないことを、本を手渡すことで伝えたい、特にそんな水先案内人である学校司書がいる学校があればと切に願う今日この頃です。



[編集後記] 申し訳ないですが、活動の報告が遅れています。事務局作業をお手伝いいただける方はいないでしょうか？／ 昨年、当会顧問の波多昭治さんがお亡くなりになられました。心よりご冥福をお祈りいたします。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第17号

代表：齋藤典生 平成31年2月1日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第 18 号

2019 年 9 月 3 日発行



● 「2019 年度 水戸市立図書館を育てる市民の会総会」開催

2019 年 6 月 9 日（土）13:30～15:40、茨城自治労会館を会場に総会及び玉川里子さんの講演会が開催されました。（1）2018 年度事業報告（2）2018 年度決算報告（3）2019 年度事業計画（案）（4）2019 年度予算（案）（5）役員選出の議案が提案され（既送付）、いずれも了承されました。

以下、大変遅れています学習会等の報告をお送りします。

● 2018 年度総会 記念講演「図書館の歴史と今後の公共図書館」報告

2018 年 6 月 2 日、平成 30 年度総会の記念講演として、名城邦孝先生（常磐短期大学准教授）から表記のテーマでお話していただきました。図書館史を専門とされるだけあって、歴史研究から得られた様々な知見をベースにした名城先生のお話は、公共図書館の今とこれからの方針を考えるうえで大変含蓄に富るものであったと思います。以下、講演の要旨を紹介します。
（報告 斎藤典生）

はじめに

図書館は、紀元前 3000 年の頃から存在する歴史の長い施設であるが、現在大きな転換点を迎えており、図書館の歴史を研究していると、現在では当たり前のことが決して当たり前ではないことが見えてくる。この視点を大事にしながら、公共図書館はどうあるべきかについて考えてみたい。

かつての図書館は

古代世界で最も有名な図書館が、紀元前 300 年頃のアレクサンドリア図書館である。最盛期には 70 万巻のパピルスの巻物を所蔵し、様々な分野の学者たちに公開されていたという。今日の図書館の原型であり、紀元前というはるか昔から存在していたことが確認できる。他方、日本ではどうか？図書館的な施設は「文庫」と呼ばれ、奈良時代からみられる。図書館と呼ばれるようになるのは明治期以降であり、それまでの「文庫」との違いは、利用者としてすべての人を対象にした点である。

では、図書館はなぜ必要とされたのか。裁判、婚姻、売買など、社会生活の様々な場面で何か問題が発生した時の証拠として関連する記録文書を保管することが、そもそものねらいであった。重要な記録文書を保管する場所、しかもそれは選ばれた少数の人たち、一定の階級の人たちのためのものであった。

公共図書館の誕生と原則

公共図書館は、1854 年のボストン公共図書館の設置から始まるといわれる。今や私たちにとって当たり前の存在になっている公共図書館は、図書館の長い歴史を踏まえると実はまだ新しいのである。

1949 年に採択された「ユネスコ公共図書館宣言」は、公共図書館の基本的使命やあり方、運営の原則を明らかにしている。例えば、公共図書館として踏まえるべき 5 原則がある。（1）差別なく、全ての地域住民

に公開されるべきこと、(2)無料で利用できること、(3)公費による運営であること、(4)法的根拠をもった運営であること、(5)民主的な総意に基づいた運営であること、等である。これらは今後も堅持していく必要がある半面、図書館に行かなくても多様な情報に簡単にアクセスできる今日、図書館という場所をどうしていけばいいのか、図書館のあり方が改めて問われているように思われる。

公共図書館の新たな取り組み

知識を得るためのツールが図書館以外にも無数に存在し、インターネットがあれば大抵の情報にアクセスできる現代社会にあって、本を読む場所、本を借りる場所といった従来の図書館のイメージから脱皮し、新たな図書館像を模索する動きが出てきている。例えば、15年前にデンマークで始まり日本でも注目されるようになった「ヒューマンライブラリー」の取り組みである。LGBT、外国人、障害をもつた人たち、いわゆるマイノリティの人たちに自身の体験を語ってもらう、人生を語ってもらう、それを通して社会の現実を学ぶ仕掛けである。もう一つの例は、岡山県立図書館の「デジタル岡山大百科」の試みである。住民自らがメディア工房を活用し、郷土資料を自ら作成することを通じてコレクションを充実させていくのが目的である。いずれの事例も、書籍を購入し、保管し、貸し出す場所という従来の図書館イメージを超えるものであり、図書館をより広がりをもって捉えることの重要性を示唆している。

求められる図書館の機能

図書館の主要なサービスといえば、貸出しを想起するのが一般的である。だが、この捉え方をどう変えていくか、どう打破するかを考える必要がある。

図書館以外にも、様々な大量の情報が存在している。インターネットからだけの情報で満足する人もたくさんいる。このように情報化社会がますます進化するなかで、公共図書館の役割を再定義することが求められている。情報を提供する場所として位置づけるだけではもはや不十分である。これだけでは足りない。今後求められるのは、利用者と情報を媒介する役割を従来とは異なった形で果していくこと、必要とする情報にアクセスする方法を提示することではないだろうか。

● 2018年学習会「師・金子兜太を語る」報告



2018年11月24日(土)、12月1日(土)の2回にわたって、2018年2月に亡くなられた俳人金子兜太氏（旧制水戸高校出身）をテーマに、会員だけでなく、市民も参加可能な学習会を開催しました。水戸市立図書館が市民により親しまれ、望まれる図書館になるよう支える活動の一環として提案し、水戸市教育委員会の後援を受け、広報みとにも学習会開催のお知らせが掲載されました。金子兜太関係の文献リストは中央図書館で作成。また、会場を借用した東部図書館では会場内に学習会関連資料を展示するなど、中央図書館との連携を図ることができました。

講師は金子氏に長年師事された成井恵子氏（元茨城女子短期大学准教授、蕙の会主宰）でした。参加は普段の学習会とは異なって、会員外の市民の方の参加も多く、各回30名参加がありました。（報告：坂部豪）

第1回は「兜太に影響を与えた現場は…」ということで、金子兜太氏（以下、「兜太」と表記）の出生の地埼玉県の秩父に始まり、その一生をたどって話されました。特に、俳人兜太の誕生の地水戸では、記念すべき第一作が紹介されました。水戸市の保和苑に句碑がありますが。

「白梅や老子無心の旅に住む」

現代の18歳が作った句として鑑賞すると、背伸びしていると感じます。実は報告者の父も水戸高校の柔道部出身で、兜太の後輩になりますが、こんなに大人びてはいなかつたのではないかでしょうか？ 在籍していた時期がぎりぎりで重なっていないので、兜太先輩について話を聞いたことはありませんでしたが。

その後の従軍、帰国、日本銀行への復職と、それぞれの生活の場で句作を続けていることが紹介されました。
その幾つかを紹介すると

- ・日本銀行入行 「蛾のまなこ赤光なれば海を恋う」
- ・トラック島で敗戦

「魚雷の丸胴蜥蜴這い廻りて去りぬ」

「水脈の果て炎天の墓碑を置きて去る」

- ・神戸 日銀神戸支店

「銀行員ら朝より螢光す鳥賊のごとく」

- ・長崎 日銀長崎支店

「彎曲し火傷し爆心地のマラソン」

被爆から12年経過していた。マラソンの一団が走ってきた。天主堂は当時のまま。

- ・東京 日銀本店に戻る 「果樹園がシャツ一枚の俺の孤島」

日比谷公園 「どれも口美(は)し晩夏のジャズ一団」 初出は「だれも口美(は)し」

- ・青森の旅 津軽にて 「人体冷えて東北白い花盛り」

個人的な感想を言わせていただくと、発想が大きいです。この他にも、

「暗黒や関東平野に火事一つ」

などというのは、文字通り大きい句で、何とはなしに伝わってくる不気味さを感じてしまいます。

第2回は「兜太の感性の律とことばと」ということで、兜太の俳論を中心にしたお話でした。成井さんは兜太に言われた「普通に」という言葉を盛んに使っておられました。結局は、身体の中の俳句の感性に素直になって句を作れということなのかなと考えた次第です。なお、参考までに、成井さんの書かれた『「普通なれ」を中心とした金子兜太を偲ぶ』（『俳壇』2018年10月号、本阿弥書店、常澄図書館所蔵）を参照してください。

最後に、その他の句を少しご紹介しておきます。

曼珠沙華どれも腹出し秩父の子

熊蜂とべど沼の青色を抜けきれず

暗闇の下山くちびるをぶ厚くし

おおかみが蚕飼の村を歩いていた

おおかみに蚕が一つ付いていた

狼の往き来檀の木のあたり



失敗こそが次へのステップ

田坂志穂（「小学校での読書を考える会」水戸ネットワーク）

私が活動している水戸ネットワークでは、小学校で読み聞かせや学校図書館の環境整備など、子どもの読書活動に関するボランティアをしている方たちのサポートをしています。

私は息子の読み聞かせがきっかけで、この活動を始めました。

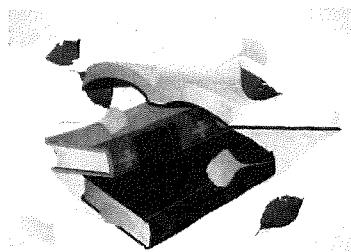
転勤で水戸へ引っ越してきた為、知り合いもなく孤独な子育てをスタートした私たち親子にとって、絵本は欠かせないものでした。生後2ヶ月の息子に絵本を読んであげると、じっと絵を見つめたり、目がぱっと開いたり、私の声をじっと聞いていたりするのです。絵本ってすごい！っと初めて感じました。それからは、図書館で手あたり次第借りてきた絵本を数冊ずつ読む毎日を過ごしました。

息子が入園した幼稚園には、お母さんたちによる読み聞かせのボランティアグループがあったので、早速入会しました。そして、読み聞かせの講習会や勉強会に参加し勉強し始めました。

その幼稚園での読み聞かせで、忘れられない思い出があります。『はじめてのおつかい』という絵本を、息子のクラスで読んだときのことです。数日後、知り合いのお母さんから話しかけられました。その息子さんはその本を読んだことがあったそうなのですが、「すごく印象に残ったようで」とおっしゃったのです。集団での読み聞かせには、いくつかのルールがあります。その一つに、『声色をつかったり、演出したりしない』ことがあります。登場人物の声や気持ちは、聞き手の想像力に任せるためです。理屈では分かっているつもりでしたが、子どもたちが楽しく聞けるようにと、私は目一杯演出して読んでしまったのです。

「印象に残った」のは、“お話し”ではなく、“私”だったのです。子どもたちの想像力の邪魔をしてしまった、彼らに謝りたい気持ちでいっぱいになりました。

他にもたくさんの失敗を経験し、今では水戸ネットワークでの読み聞かせ講習会の講師を担当することもあります。いまだに読み聞かせの本を探すのはたいへんですし、失敗もたくさんあります。でも、失敗こそが次へステップになります。これからも一期一会を大切に、子どもたちと一緒に絵本の世界を楽しみたいと思います。



〔編集後記〕 暑い夏もようやく終わりとなるきさしが見えてきました。近年は様々な災害が発生し、暮らしやすい陽気になるとはなかなか思えません。それでも、秋は近づいてきています。心落ち着かせて、活字を通して、想像の世界にひたりたいものです。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第18号

代表：齋藤典生 2019年9月3日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

TEL 029(231)3987 email:mitolu@bz01.plala.or.jp

水戸市立図書館を 育てる市民の会会報

第19号

2020年10月吉日発行



- 学習会報告 講師 勝山万里子氏（茨城県立水戸第二高校）2018年10月14日
「これからの教育と学校図書館の必要性
～足利市の実践：生涯学習課と連携した市民参加型の学校図書館作りから学ぶこと～」

○自己紹介

学校司書としては水戸二高で3校目。1校目の那珂高校までの20年間は県立高校の事務職員だった。当時は学校図書館に全く理解がなく、たまたま学校図書館担当になり、他の県を見て、腰が抜けるほど驚き、茨城は暗黒地帯と言われ、そこで学校図書館を取り組んだ時から、とても大事なところだと認識した。

今の茨城の現状は、約100校ある県立学校のうち専任、有資格者のいる学校は4校、4%のみで、残りの96校は行政職の事務職員、教育職の実習助手が兼務している。だから、学校図書館に鍵がかかっているところが多い。雇用要件では資格は問っていないので、水道課の人が学校図書館に来ることもある。今問題になっているのは、私たちに研修がないということで、自費で他の県の大会に行ったりしている。

水戸二高は1900（明治33）年創立以来約120年の学校で、県は男女で募集しているが、全員女子。また、スーパーサイエンスハイスクールで、第3期14年目を迎えた、理系女を輩出する学校にもなっている。

次期学習指導要領の総則にもあるように、これから予測困難な社会と言われている。学校図書館、学校司書は何ができるか？ 学校司書の仕事は何か？

○学校図書館

まず学校図書館を作る時に、必要な環境を整備すること。読書センター、学習センター、情報センターとして機能を活用すること、そして、最終的に校内の拠点として使われるような図書館を目指す。読書センターとは読書活動の拠点となるような所、学習センターは授業に役立つ資料を備え学習支援を行う所、情報センターは情報活用能力を育む所。

これに私の仕事を当てはめると、環境の整備とは、使いやすい仕組み、貸出のシステム、返却のシステムを考えること。そして資料を整えて、NDC順に配架して、居心地のいい図書館を作る。そしてその上で、本との出会いができるような雰囲気、コーナーを作る。そして、読書に親しむような授業、ロングホームルーム、部活の時間で図書館を使う。

学習センターとしては学びを支えるコーナー、授業で使う本の展示コーナーを作る。そして、授業やロングホームルームで図書館を活用する。

情報センターとしては、情報活用能力を育成できるような情報コーナーを作り、総合学習で使う。そして皆が使う居場所としての学校図書館。

○学校司書の仕事

必要な環境を整備する。学校図書館法という法律、ユネスコの学校図書館宣言、図書館の自由に関する宣言、図書館学の知識、そして今回出された学校図書館ガイドラインが、生きて働く法律となつていった。

使いやすい仕組みとは、貸出しはカードで。うちの学校は期間が2週間で、貸出冊数は無制限。その学校、生徒に合わせて、借りやすいシステムを図書館が作ることが大事。読みたい本はリクエストで、他の図書館からも借りて対応することは、司書がいる学校ならできる。公共図書館は相互貸借というシステムを持っているが、ユネスコ学校図書館宣言では、「どんなに遠くからでも近くからでも、その人の必要な資料を持ってくる」ということが、学校図書館の任務、ポリシーである」ということが書いてある。返却はポストでOK。

図書館でこれから教育として大事にしたいのは、発表しやすい環境を作るということ。うちの学校では、プロジェクト、マイク、レーザーポインター、タイマー、黒ゴムと、ヘアゴム、身だしなみに関しても常設で用意してある。それから、専任の司書のいるいい点は、一日中開館しているということ。8時から5時、6時まで、鍵を閉めずにいられる。

3番目、資料を整理するということ。ガイドラインの中にあるように、図書館資料は本だけではなく、新聞、雑誌、CD、DVD、それからファイル、資料、パンフレット、学校独自の資料、図書以外の資料、ネットワーク情報資源ということで、データベース。このように多様な資料の構成ということで、幅広い蔵書構成とか、文学作品に偏らない選書が基本中の基本になっている。あとは、廃棄、選書基準を図書館できちんと作っておくことが大事。

新聞整備は、第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」で、公立小中高校の学校図書館への新聞配備に向け、地方財政措置（地方交付税）が倍増された。パソコンに関しても、図書館にも必ずインターネットが必要ということがガイドラインの中に書いてある。データベースも利用できるようにしたいと思い、今、うちの学校では2つのデータベースが使えるが、茨城の中においてはたった2つだが最先端である。東京の私立に行くと15個位のデータベースが自由に使えるところもある。

それから、カリキュラムマネージメントといって一つの教科だけにこだわらず、環境とか保健とか、社会とかが合同になって、例えば環境のことを考えさせなさいという、教科横断的な学習が進められることになるが、その時に、どの教科でどんなことをしているのかを図書館で分かる、教科書が図書館の中にあるということはとても大事。

NDCはガイドラインに、原則として日本十進分類法NDCによると明記された。NDCは、先生、子ども達にも絶対必要な知識だと思う。並べ方とか、左から右とか、NDCの表示があると授業が変わり、NDCで育つと生徒は変わってくる。

居心地よくとは、入りやすい雰囲気。時々図書館がゴミ捨て場か納戸かという学校がある。それから禁止言葉、「飲食厳禁」という言葉がボロボロの紙に書いてある学校がある。学校図書館は心を育てる場所、学びを支える場所と言われているのに、これでは心が育たない。また、二高で飲食OKというのは、地震の時に、通路となる建物が全壊し、図書館に来るまでに5分以上かかるという劣悪な環境の時に、先生が、二高生が図書館を使わないというのは大変なことだということで、「お弁当を持って図書館へ」というキャッチフレーズで飲食OKにしたという名残が今でも残っている。これは全国でも珍しいことで、生徒たちも自分たちは信頼されているという証なんだということで、誇りに思っている。

本との出会いを作るため、沢山のコーナーを作っている。読書の意義を語れる人材を学校司書が作らなければならないと思ったのは、「本ちや読まなきやなんねーのけ？」県庁の23階で聞いた言葉。これをきちんと語れる学校司書でなければいけないと思った。

前の学校で、授業でブックトークをしたが、生徒は非常に変わった。今の学校は、読書週間、ビブリオバトルを全校でしている。前の学校で、読書センターとして、野球部にメンタルトレーニングで本の読み聞かせをしていたことが、6年くらいあり、「ゆずちゃん」「ごんぎつね」「べろだしちょんま」などの絵本を読んだ時に、野球部16,7歳の男の子が泣いた。聞けたということ。それで泣いた年は強い。こういう所で読書の意義を教わった。スポーツ紙に、「朗読効果の勝利」と取り上げられたこともあった。図書委員会が朗読同好会を作って、今も佐和校は朗読部があり、朗読講座を年に4回開いている。

学びを支えるということで、学校司書は進路コーナーを作ったり、受験に役立つ本というコーナーで、彼女たちを支えている。それから、授業で先生方が活用できるような状況を作ったり、使いやすい表示などを作っている。授業では、資料を提供するということで、足りなかつたら学校司書が他の図書館から借りて、授業で使うということをしている。

今、県立高校3校でやっているのは、博物館と連携して、実物資料を借りて、修学旅行の事前学習をしている。実際に焼夷弾とか千人針とか手りゅう弾をお借りして、特に、この艦砲射撃の破片は、監督がいれば触ることができるので、とても実感が湧く。これはとても重い、重いから死ぬ、ということを瞬時に理解できる。それも、博物館との連携、図書館法4条にある。

情報コーナーとは、学校図書館は、情報活用能力を育成することも大きな任務になる。うちの学校では、レターケースに情報カードやマッピング、NDCマップ、いわゆるシンキングツール、文房具、メモ用紙などを置いている。読書補助具、リーディングトラッカーという、定規ぐらいの大きさで、真ん中に透けた窓があり、1行1行読むことで、障害のある人たちにとって読書がしやすくなるというツールだが、こういう物も実際に置いておくということが、とても大事。

総合学習で活用するのは、探求的な学習がこれからの中学生達の資質能力をあげると言われているから。うちの学校では、スタート (Students Talk About Reading Themes) プログラムという独自のプログラムを作り、図書館で思考、判断、表現、課題の設定、情報収集、整理、まとめというものをしている。1回1年生の時にやっておくと、2年生の課題研究の時にどんどん汎用的なスキルとして使え、これがポスターセッションにつながる。卒業した生徒たちが、遊びに来た時に、ここでやったことで何が一番大学で役に立ったかと聞いたところ、「スタートプログラム」と回答。ゼミで1位になったとか、自信がついたとか、良かったという声を聞くことができた。

最後、みんなが使う場所、文科省のガイドラインでも、学校図書館は居場所としてあるべきだと言われているが、うちの学校でやっているのは、学年を越えたグローバルカフェで、英語の先生が中心になってグローバルなお話をしていた。前の学校でやったのは、朗読同好会を作ったことをきっかけに、発声と表情トレーニングを、月1回、生徒が先生になって地域の人々に教えていた。また、居場所として、どうしても教室にいられない子は、皆が行く、皆がいる図書館だから来られる、と言っていた。

段階を上ることで、1年目環境整備をしたら、貸出は10倍になり、10年目、色々なことをしたら、文科省から表彰を受けた。生徒がどんどん変わって、色々なことが自信につながっていった。

○足利市の実践

足利市の生涯学習課とボランティアのお母さんたちと学校の先生方が、学校図書館を整備しているという事例。この活動のきっかけは、2013年に、私が栃木県の教育研修センターで一日研修をした最後に、「小学校、中学校、高校は連携が必要なので、お手伝いしますから申し出て下さい」と言って帰ってきた。何故連携が必要かというと、レポート授業で、参考文献、本とネットで2冊位調べてまとめるというとき、ネットだけの生徒がいた。これの目的は図書館を使えるようになるためで、どこで情報を持ってくるかがわかるようになるためのもの。先生から、本とネットと両方を使ってくださいと言われていたはず。M市立M中出身の子が、「ネットだけじゃダメなんですか？中学校はネットで良かったんですよ」しかもその子は、ウィキペディア。その瞬間、隣にいた子が「えー、塊の知識は本で、新しい知識はネットでって教わらなかったの？」能力的には同じくらいの生徒なのに、レポートの差がどうしてこんなにあるのか。参考文献が足らない。こんなに環境が違うということは、こんなに成果が違うと思い知らされた。「それ誰に教わったの？」「小学校の時司書の先生がいつも言ってたよ。ネットだけじゃ偏っちゃうよ。本だけでも古くなっちゃうよ。だからバランスよく調べようねって」こういうことかと思った。

よくよく生徒を見ていたら、NDCも知らない、資料も探せない、奥付も知らない。これは大学で困るだろうなと思い、水戸二高で対策したのがスタートプログラム。

それまでは、レポートの差は能力の差だと思っていたが、生徒達を見たとき、レポートの差は環境の差だと思った。ということは、小学校、中学校、高校が連携してこの能力を作つておかないと、生徒たちの能力が無駄になると思い、栃木の研修の時にお話した。翌年の2月に、足利の桜小学校の司書教諭の先生から支援の要請があり、まず私の学校を見て下さい、足利の生涯学習課とボランティアとボランティアコーディネーターの3人が、こんな図書館にして下さい、ということで、早速7月にボランティア研修会を生涯学習課が開いた。この時集まったボランティアは40人。その後、半日位、桜小学校を改造した。これがベースとなり、桜小学校、足利高校、足利二中、山辺小学校、・・・2017年8月までは全て私がかかわったが、2018年今年だけは足利のお母さんたちがして下さった。途中で、学校図書館よくし隊を発足した。水戸二高の図書委員会のOBで、グループの名前を命名した。2年後、お母さんたちが真似して、足利学校図書館よくし隊を作つて活動している。

桜小学校のオーダーは、本を探せて授業ができる図書館にしたい。カウンターも雑然としていて、真ん中に本棚があつて、後ろにいる生徒が見えないので授業ができない。ボランティア研修で、何故学校図書館が大事なのか、学校図書館がどんな役割をしているのか、NDCを知って書架の整理から始めた。廊下が展示スペースのようにすっきりし、おすすめ本のコーナーとして活用。読み聞かせの本を置いてもらうために、読み聞かせのコーナーも作った。S小学校は取りあえず、学習センターとして使えるようになった。

今度は中学校、ほとんど倉庫のような図書館だったがこんな風になって、校長先生のお勧めコーナーに校長先生のお勧め本を飾るというところまでいった。それで、本が読めるようになったという評価だった。

Y小学校は授業で使いたいというオーダーだったが、研修後、カウンターを移動したら、居心地のいい図書館になった。ボランティアさんが、表示とか居心地をよくしてくれたおかげで、授業で活用できるようになった。先生が、「今日は料理だから5のところを探しておいで」と言うと、10分で探せるようになり、指導がすごく楽になった。子ども達も、自分で探せるという自信がつき、ステップアップした。

一年かけてやったM小学校は、ボランティアさんの研修後、まず掃除、シール貼からやり、表示もきちんと作つて、見出しも作つた。校長先生のお勧めコーナーも作り、一年かけてどんな授業でも活用できるようになつた。

足利市としてのステップアップは、今年度から学校図書館担当職員が2名、巡回で嘱託が配置されるようになった。

足利でした研修のポイントは、学校図書館の必要性、学校図書館とは何か？

最初に、くりちゃんの話。くりちゃんという男の子は本を一冊も読んだことがなく、いつもぼーとしてて、「うるせー、だっせー、まじやべー」などと言うような男の子が、ブックトークの授業をした後変わって、きちんとした子になった。言葉遣いも表現できるようになった。くりちゃんが「初めて本を読んでみたら、その中に俺の気持ちが書いてあった。俺の気持ちをこの言葉で表現するのかと初めてわかった。他の本はどうかなと思って、読んでみたら、どんどん自分の表現がわかるようになつた。」そうするうちに、友達が自分に相談してくれるようになり、一生懸命答えてあげたら、他の友達も相談するようになった。「俺は自分に自信が持てるようになったんだ。俺本を読んで人生変わったんだよ。」と言ってくれた。ブックトークがなかつたら本は読んだかと聞いたら、「読むわけねーべよ」と。ブックトークで仕方なく本は読んだけれど、でもその中に新しい世界があった。学校の授業の中で本との出会いがあったから、それが彼の人生を変えたという貴重な体験だった。学校図書館は本当に大事だと、その時思った。

あっちゃんの話。某大学の教育学部にて、初めてレポートが出た。彼女は高校で図書委員だったので本の場所にも行けたし、蔵書検索で絞り込めたけど、隣の子は違う場所で探していた。レポートの結果、あっちゃんはAだったが彼はDだった。そして教授が資料の探し方ができていませんと書いてあった。でもその子は、首をかしげて終わりだった。探せないって本当に怖いと言ってきた。探せるというのは、情報活用能力の一つだが、それを一人の生徒に落とし込んだ時には、生きる力があるのかないのかぐらい、すごく大事な話になる。そういうことを学校図書館で作っていけるということが、あっちゃんを通してわかった。読める、探せるのは学びの基本、だから学校図書館はとっても大事。これからは情報化社会で、課題にあつた情報を収集し、発信する、生徒が自ら考える力が大事。

次期学習指導要領と言われているが、予測困難な社会になる。そのような社会で幸せに生きるために力は何か？ OECD エデュケーション 2030 幸せに生きる力、Well-being これほどの力かというと、知識、技能、思考、判断、表現力、主体的に学習に取り組む態度。どういう授業で実践するかというと、知識、技能という言語スキル、情報スキルには読める、探せるが絶対ベースになってくる。今度の学習指導要領では、我が国と世界が大きな転換点を迎えた今、この教育改革は幕末から明治にかけての教育の変革に匹敵する大きな改革であり、それが成就できるかどうかは、我が国の命運を左右すると言っても過言ではない、と言われているくらい大きな改革。そういう資質、主体的、対話的、深い学びを授業の中で育成していく、主体的に学ぶ意欲が高まるよう、課題や話題を設定する。ということで、本や資料が当然必要になってくる。対話的というのは、友達とのコミュニケーションばかりではなく、先達との対話ということで図書や資料が大事になる。そして、深い学び、思考を深めたり、活性化したり、語彙を増やすこと、本や資料を読み込むことでつく、そういう力が必要になってくる。逆に言うと、学校で培える力というのがある。学校図書館は教育に欠かせない学校設備で、この利活用を図るということは総則にも書いてある。

入試も記述式に変わってくるが、注目はお茶の水女子大学の図書館入試。本学附属図書館を舞台に、自在に文献や資料を駆使し、高校で学びながら育んでいる力をこのままこの入試にぶつけてみてください。

教科書が読めないというリーディングスキルテスト、国立情報学研究所の新井紀子先生が、「ロボットは東大に入れるか」というプロジェクトの研究者で、入れないということであきらめたが、その調査の過程で、全国の高校生のデータを集めてびっくりしたことがあった。「以下の文章を読みなさい。『幕府は 1639 年ポル

トガル人を追放し、大名には沿岸の警備を命じた。』上記の文と以下の文が表す内容が同じか？異なるか？『1639年ポルトガル人は追放され、幕府は大名から沿岸の警備を命じられた。』答えは異なる。この誤答率が、高校生、中学年、3割、4割。読めてないという報告がなされている。次に『仏教は東南アジア、東アジアに、キリスト教はヨーロッパ、南北アメリカ、オセアニアに、イスラム教は北アフリカ、西アジア、中央アジア、東南アジアに主に広がっている。』この文脈において、以下の空欄に当てはまる最も適当なものを選択肢から一つ選べ。『オセアニアに広がっているのは（〇〇）である。』答えはキリスト教だが、誤答率高校生3割、中学生4割。読めてない。新井先生は去年の11月のフォーラムで、「あなたやあなたの生徒やお子さんは、教科書や新聞が読めているでしょうか？教科書を読み込むことが出来なければ、予習、復習はできず、入試問題も読むことができません。辞書を活用することもできず、将来契約書やマニュアルを読む全ての場面で必要な汎用的なスキルです。今後の研究課題は、読解力をどうやって育むか？ということ。」どこで育むのか？学校か？親か？塾か？私は、毎日誰でも平等に行っている学校図書館の出番ではないかと思う。やはり学校図書館は必要だ。

○まとめ

足利の実践から学ぶこと、これから社会を見据えて、生涯学習課、ボランティア、保護者の方が手探りで動いてみている。変わってきたという報告をもらっている。Well-being 幸せに生きるというところに一步近づいたと思う。水戸は、毎年「ネットではダメなんですか？」、「奥付ってどこですか？」という子も入ってくる。どっちの人生を生きていけるのか？水戸も Well-being を目指していきたい。

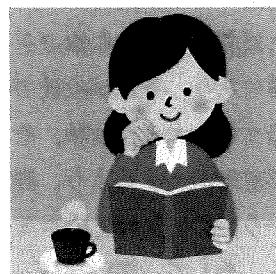
● 総会提案議案 2019年度活動報告・決算報告、2020年度事業計画・予算 決定

2020年度総会にて提案予定を郵送による提案とさせていただきました。

2019年度議案及び2020年度議案については1点の指摘がありました。役員会で修正を確認のうえ、それ以外は議案を原案通り決定しました。

議案の修正 「2019年度決算報告」について

収入の合計が空欄になっている⇒「765,781」に訂正



〔編集後記〕 終息を見通せないまま、コロナの夏が終わりました。次はインフルエンザとの二重の流行になるのでしょうか？会員の皆さんいかがお過ごしでしょうか？何はともあれ、一日一日をご無事にお過ごしください。

水戸市立図書館を育てる市民の会会報 第19号

代表：齋藤典生 2020年10月吉日 発行

水戸市中央1-4-1 水戸市職員組合内 〒310-8610

Tel 029(231)3987 email : mitolu@bz01.plala.or.jp

公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

| | | | | | | |
|---------|-------|--------|-------|-----|-----|-----|
| 理 事 長 | 鈴木博久 | (代表理事) | 監 事 | 堀 菅 | 江 谷 | 優 毅 |
| 副 理 事 長 | 堀 良 | 通 | 監 事 | 岡 野 | 高 野 | 男 よ |
| 副 理 事 長 | 飯 田 正 | 美 | 研 究 員 | 大 高 | 賀 田 | 孝 み |
| 専 務 理 事 | 千 歳 益 | 彦 | 研 究 員 | 有 本 | 絵 田 | よ 理 |
| 理 事 | 佐 川 泰 | 弘 | 研 究 員 | 横 田 | 佳 行 | |
| 理 事 | 菊 池 正 | 則 | 研 究 員 | | | |
| 理 事 | 石 松 俊 | 雄 | 研 究 員 | | | |
| 理 事 | 今 井 路 | 江 | 研 究 員 | | | |
| 理 事 | 清 水 瑞 | 祥 | | | | |

自治権いばらき

No.142 2021年10月20日発行

発 行 所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206
編集・発行人 鈴木博久
印 刷 コトブキ印刷株式会社
水戸市千波町2398-1 TEL 029-241-1000

